604
213
別書誌
合4冊

604-213
1200501531505

昭和九年

第七回全國安全週間報告

財團法人 産業福利協會

發行所寄贈本

昭和九年

第七回全國安全週間報告

目次

口繪寫眞（第七回全國安全週間ポスター——天滿織物株式會社笹津工場——福島紡績株式會社笠岡工場——倉敷紡績株式會社高松工場——西田織物工場——日本製絲株式會社愛媛工場——兩野工業株式會社山前工場——門司鐵道局小倉工場）

第一編 工場法適用工場に於ける安全週間大要……一

第一 緒言……一

第二 安全週間實施準備……二

一、本協會に於ける實施準備……三

二、社會局に於ける實施準備……九

三、關係廳府縣又は事業主團體の實施準備……一〇

（1）施行範圍の決定……一二

（2）實施準備打合會……一三

帝國圖書館藏

昭和一〇・一・九 寄贈 帝圖

發行所寄贈本

（3）協議會……二二
（4）工場參觀……二三
（5）安全委員會設置……二三
（6）施行細目及安全週間日次計畫……一六
（7）宣傳印刷物及マークの作成配布……二三
（8）懸賞による標語及ポスター等の募集……二四
第三　安全週間前に於ける實施準備週間……二五
第四　安全週間中に於ける活動狀況……二六
一、本協會に於ける活動狀況……二六
（1）第七囘全國安全週間趣旨宣揚の爲め各地出張講演……二六
（2）本協會所藏のフヰルム貸與……二六
（3）產業安全に關する出版物……二七
二、社會局に於ける活動……二七
三、關係廳府縣又は事業主團體の活動……二八
（1）講演會……二九
（2）講習會……三〇

604
213

（3）映畫會……三一
（4）安全ポスター展覽會……三二
（5）新聞紙による宣傳……三三
（6）ラヂオ放送による宣傳……三三
（7）街頭宣傳……三四
（8）實地指導……三四
（9）施行狀況の視察……三五
（10）國旗及安全旗揭揚式……三五
（11）安全祈願祭……三六
（12）慰靈祭……三六
第五　安全週間後の事業……三七
一、本協會竝に社會局に於ける事業……三七
二、關係廳府縣又は事業主團體の事業……三七
（一）安全週間の結果報告……三七
（1）安全週間成績調査……三七
（2）批判會……三八
（二）優良工場の表彰推薦……三八

第六　安全週間と出版活動概況……三八
一、新聞及び雜誌……三八
（1）雜誌『產業福利』に發表されたるもの……三八
（2）工場協會、工場懇話會にて發行のもの……四〇
（3）安全ニュース……四六
二、リーフレット及びパンフレット……四六
（1）本協會にて發行したるもの……四六
（2）工場協會、工場懇話會其の他に於て發行のもの……四六
三、宣傳印刷物及ポスター……四七
第七　安全週間に於ける成績概況……四七
一、安全週間と災害率……四七
二、工場に於ける施設事項……五三
三、安全週間と生產能率……六〇
第八　優良工場及從業員の表彰……九四
一、優良工場の表彰……九四
（1）業態別優良表彰工場……九四
（2）…優良表彰工場名……九六

二、優良從業員の表彰……一〇一
第九　結　語……一〇五
第二編　勞働者災害扶助法、同責任保險法適用事業場に於ける安全週間大要……一〇七
第一　緒　言……一〇七
第二　參加事業場……一〇七
第三　安全週間施行狀況……一〇九
第四　安全週間中に於ける成績概況……一二〇
一、安全週間と災害率……一二〇
二、事業場に於ける施設事項……一二五
第五　優良事業場及從業員の表彰……一三二
第六　結　語……一三二

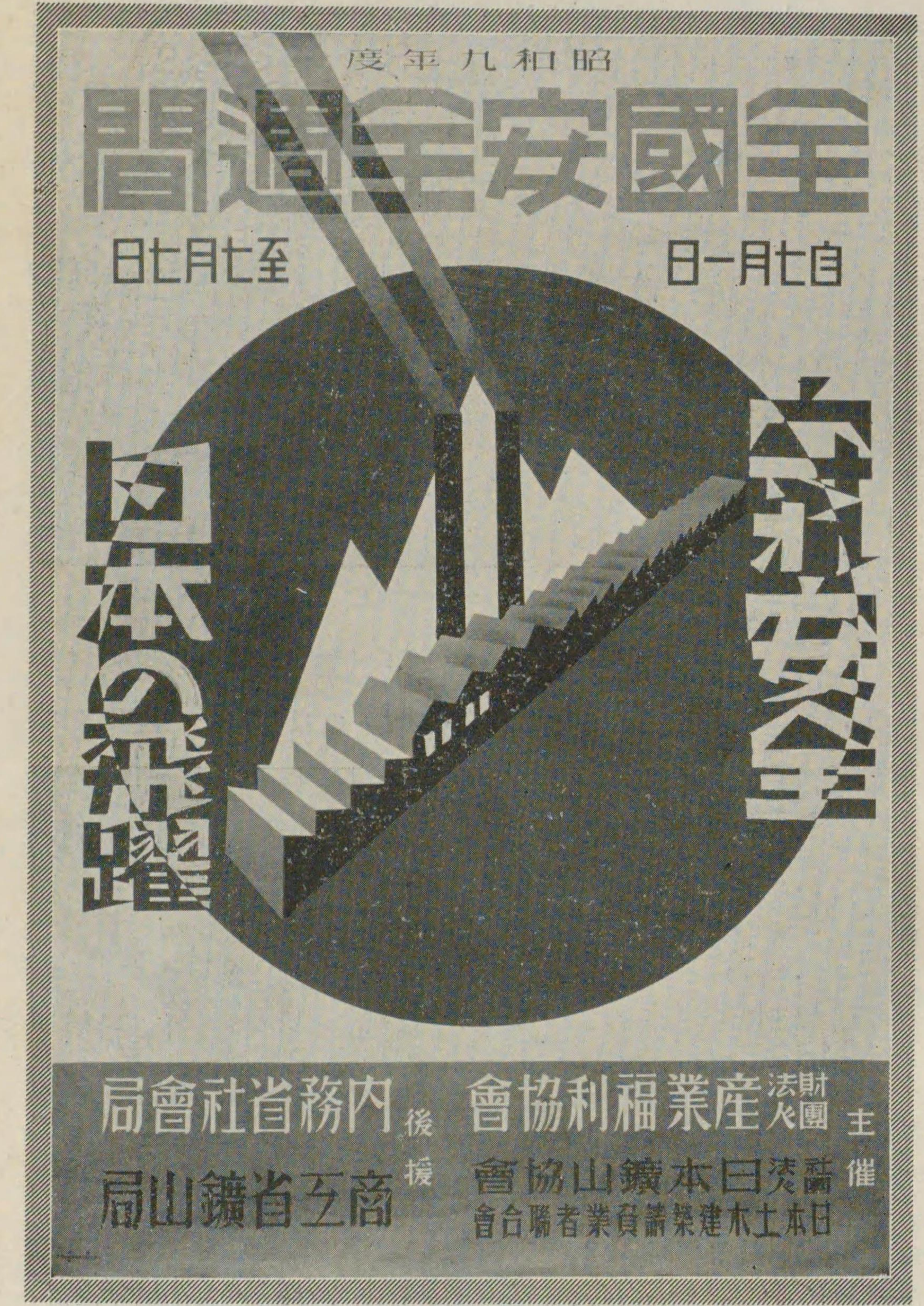
昭和九年度
全國安全週間
自七月一日
至七月七日
安全
日本の飛躍
主催 財團法人産業福利協會
社團法人日本鑛山協會
日本土木建築請負業者聯合會
後援 内務省社會局
商工省鑛山局

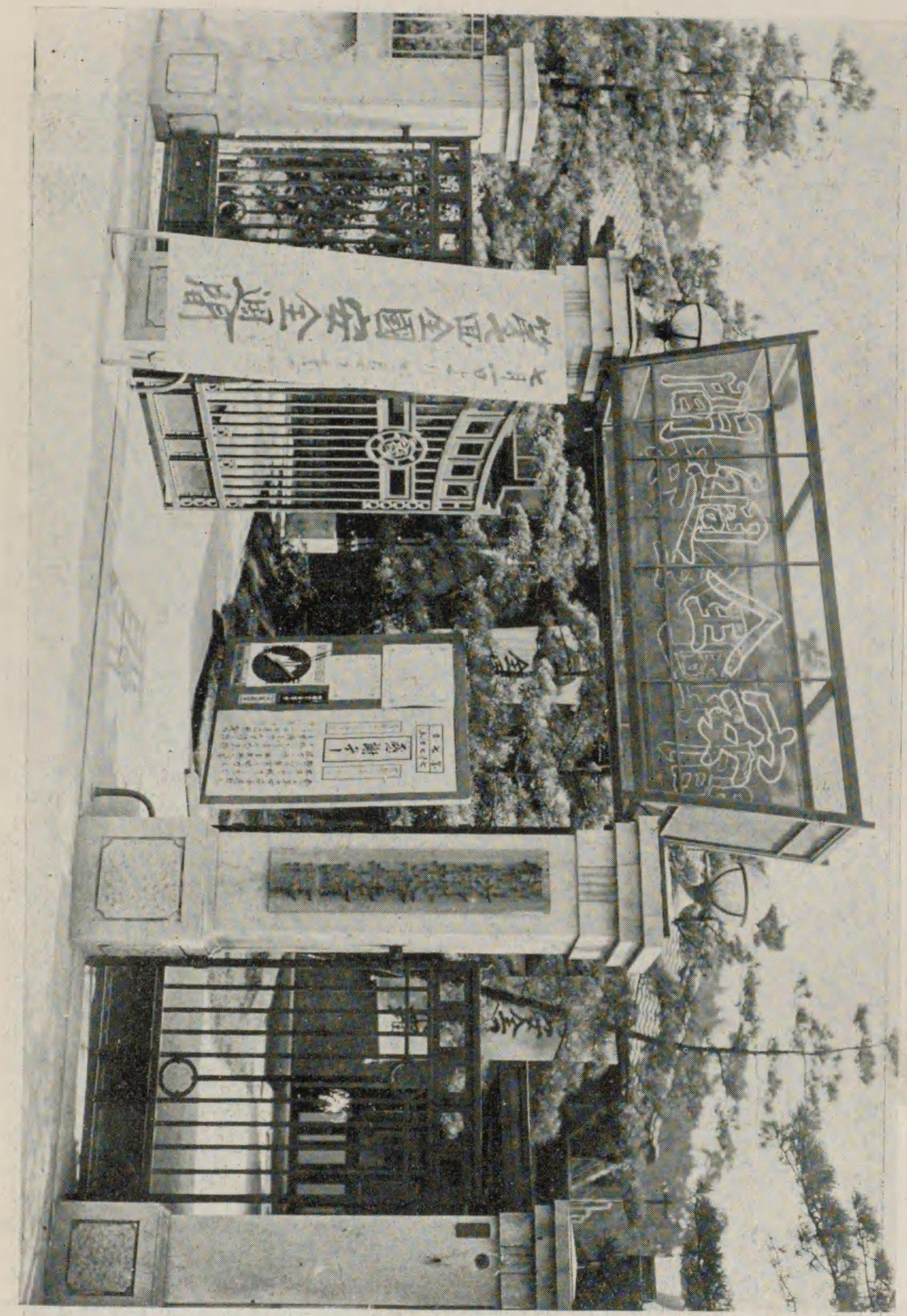

福島紡績株式會社笠岡工場（岡山）

天滿織物株式會社笹津工場（富山）

天滿織物株式會社笹津工場（富山）

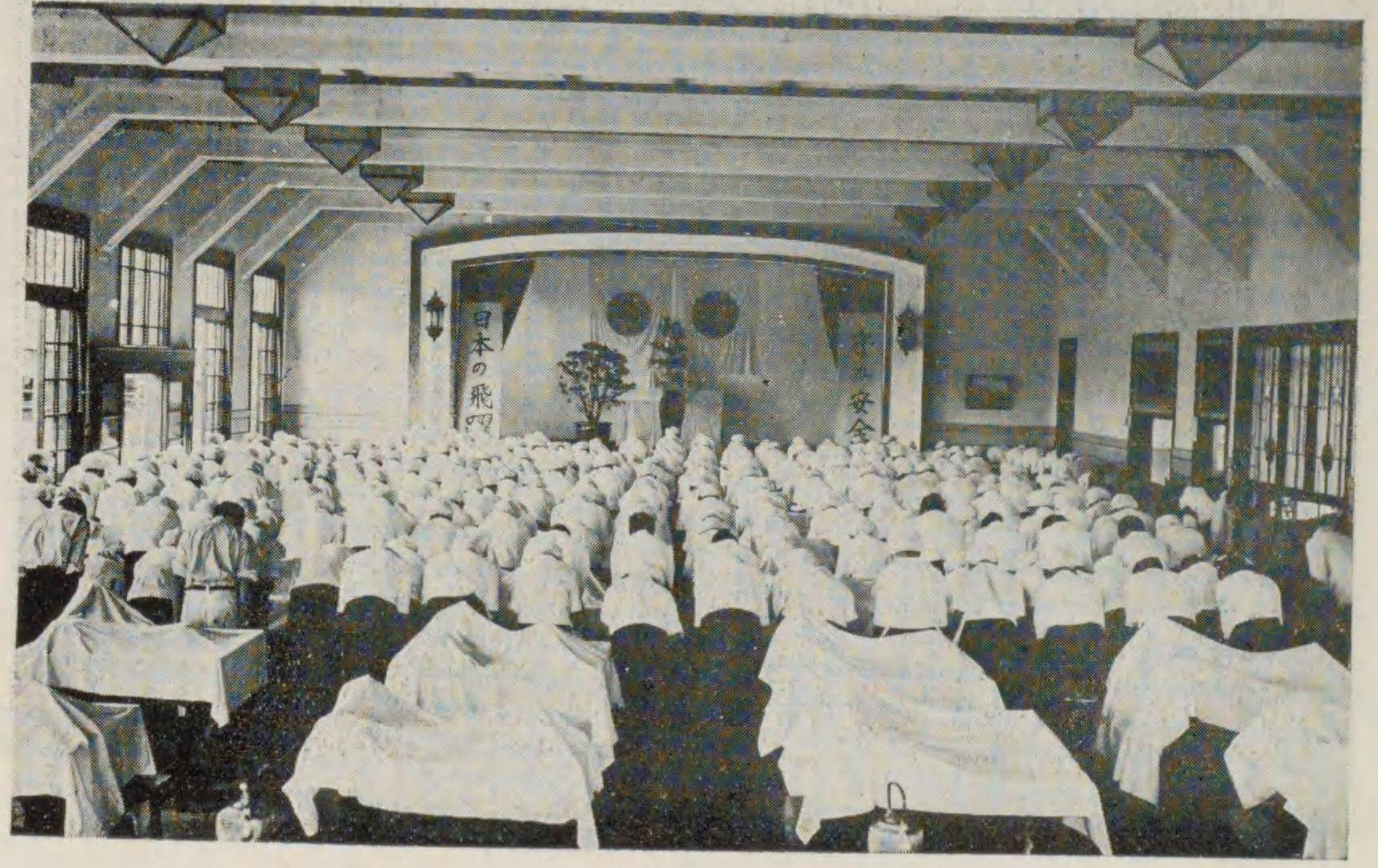

西田織物工場（栃木）

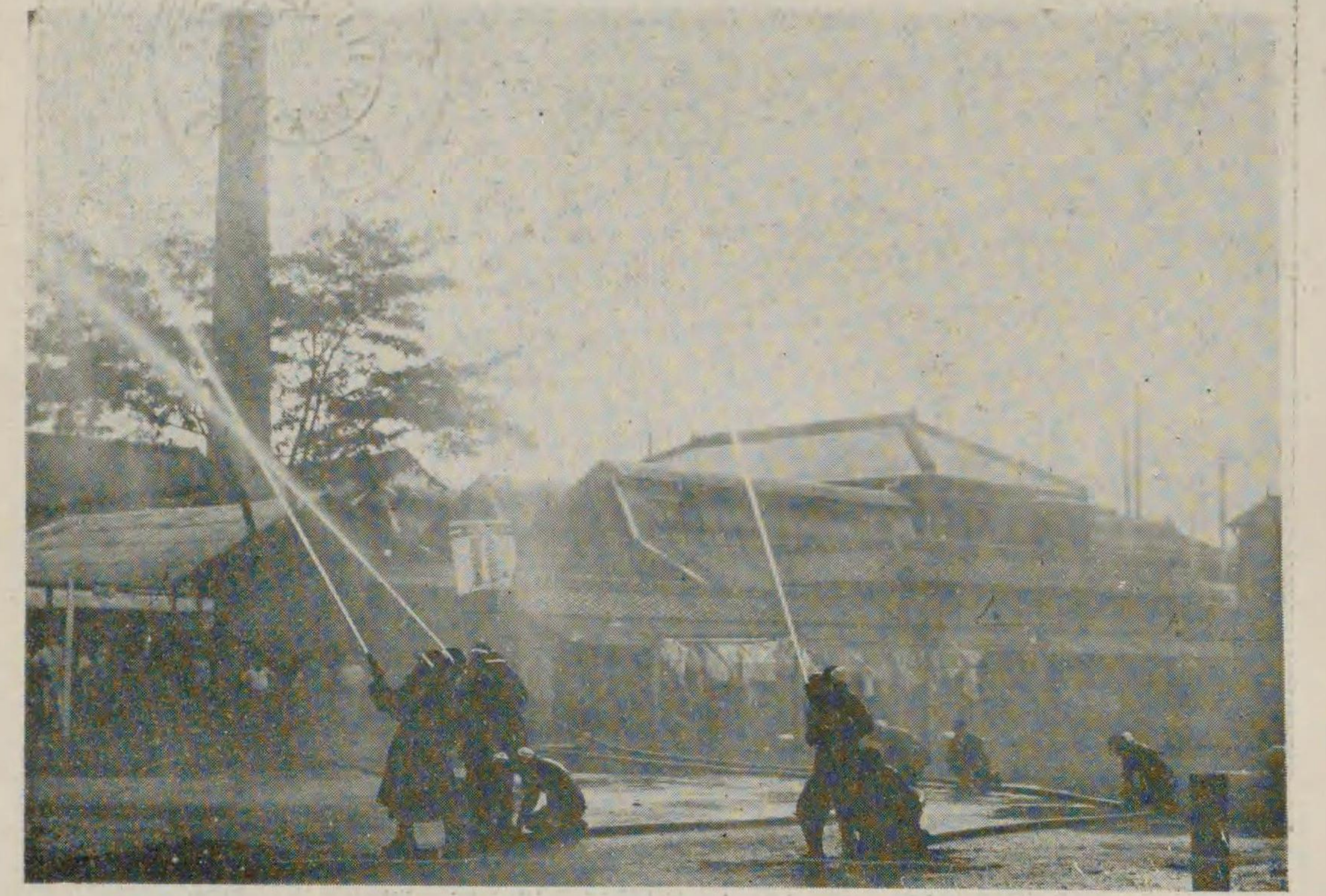

日東製絲株式會社愛媛工場健康ダンス

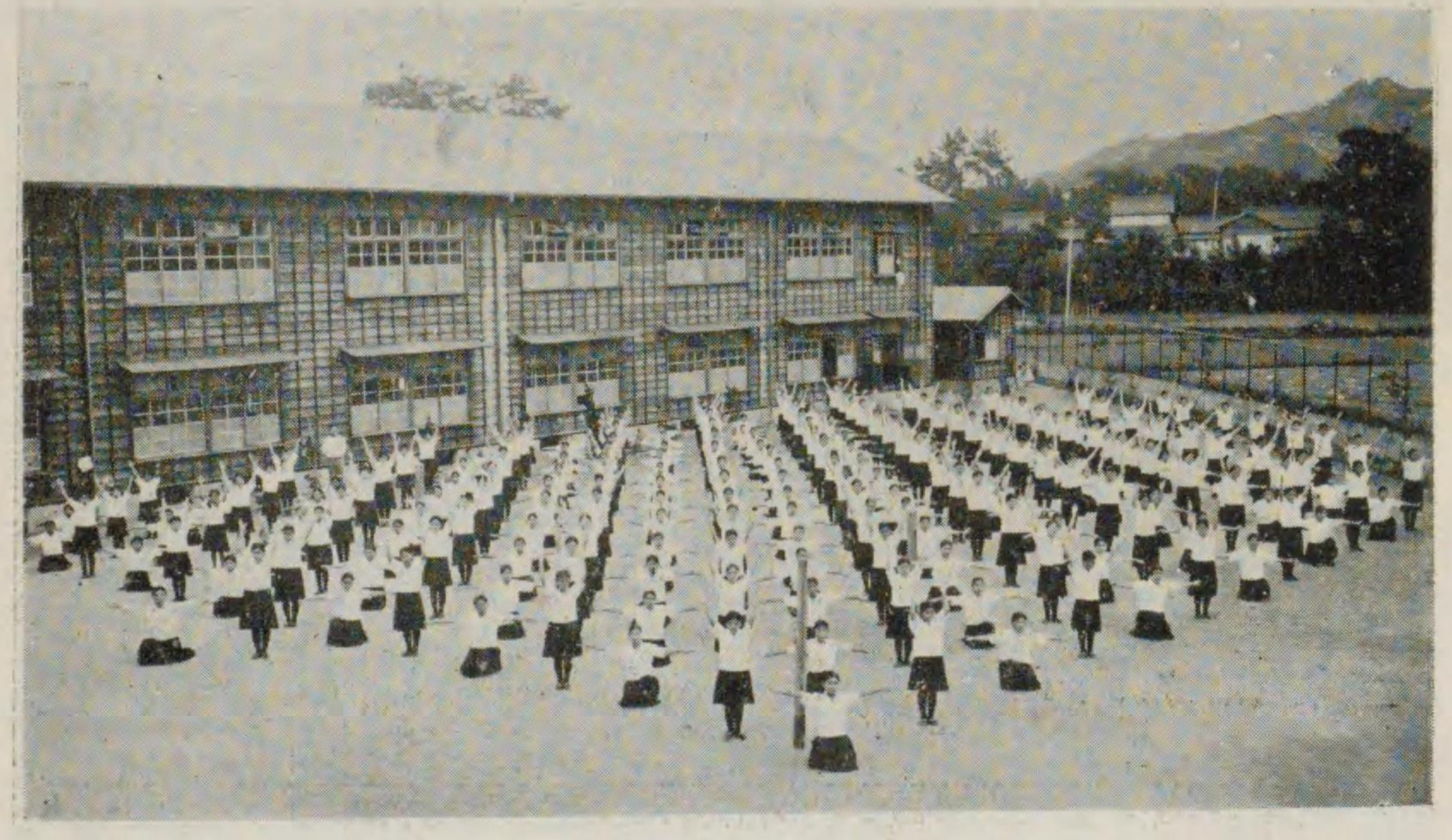

倉敷紡績株式會社高松工場（香川）

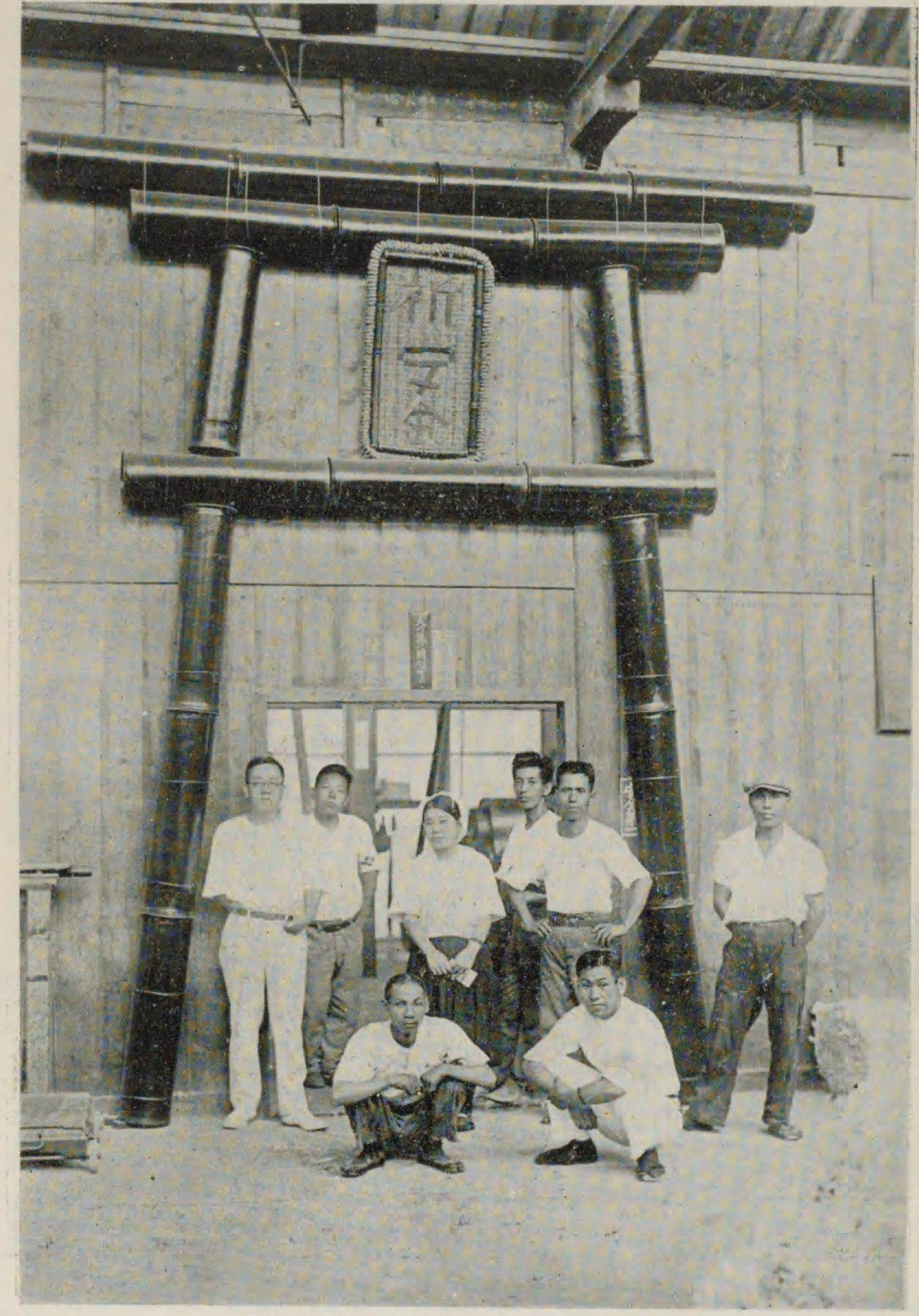

604-213.

第七回全國安全週間報告

第一編　工場法適用工場に於ける安全週間大要

第一　緒　言

第七回全國安全週間は昭和九年七月一日より同七日迄一週間に亘りて、中央に於ては財團法人産業福利協會、社團法人日本鑛山協會及日本土木建築請負業者聯合會主催、内務省社會局及商工省鑛山局後援の下に、地方に於ては主として廳府縣中心となり工場協會又は工場懇話會等の事業主團體と協力して宣傳指導の任に當り『守れ安全　日本の飛躍』の旗幟を高く揭げて、全國の工場鑛山及土木建築事業等の職場を通じて頗る熱心に擧行された。

昭和三年全國安全週間の創始以來、既に過去六回の試練を經驗し、我が國勞働界の重要なる年中行事として年々優秀なる成績を擧げ産業界の圓滿なる發展に缺くべからざる計畫の一つとして、事業主竝に勞働者間には勿論、一般社會人の間にも其の趣旨概ね徹底し、安全運動の精神が理解の度を深めつつあるは斯界の爲に非常に慶賀に堪へないところである。

そもそも産業災害は近代機械文明の齎した痛ましいダークサイドであり、機械の發達、操業の合理化に伴ひ益々其の災害を大ならしめてゐる傾きがある。然らば之等の不生産的にして而も莫大なる精神的、物質的損害を如何にして防止し絶滅すべきかと言ふことが、産業上將又人道上からして我等に與へられた大きな宿題である。之に對して我等

西野工業株式會社山前工場（栃木）

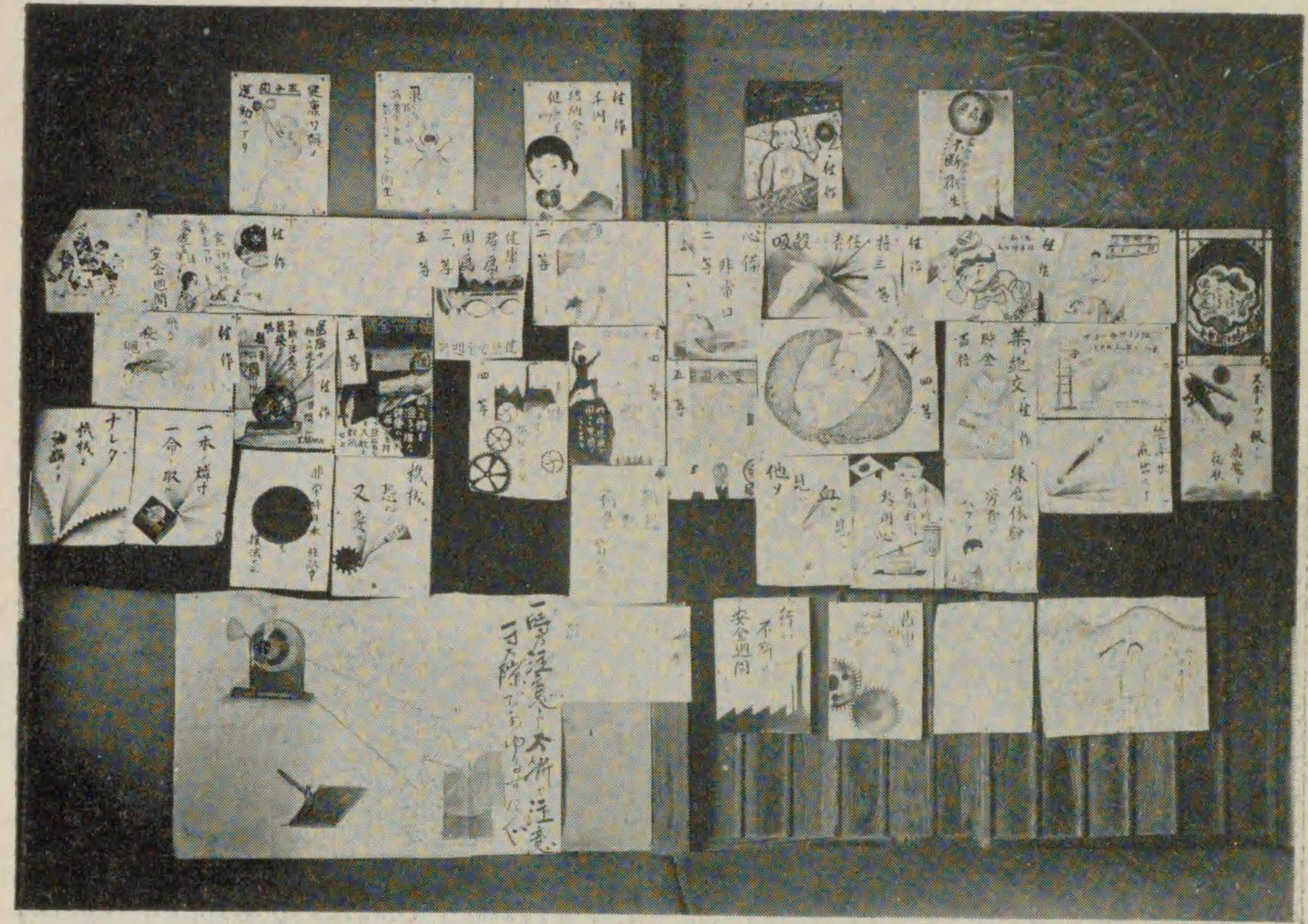

門司鐵道局小倉工場

は安全施設、衞生設備の完璧と、不斷の安全精神訓練とが最も必要であると解答せねばならぬ。卽ち産業安全は産業の進展と對蹠的に重大なる價値を有するものであつて、産業の隆盛と國運の進展に對する礎石としての勞働力の完全なる保持は一日も度外視し得ざるところである。今や躍進する産業國日本の步武は實に堂々として全世界驚異の的となつてゐるが、反面に於て世界中の反感を買ひ四面楚歌の重圍に陷入つてゐる。且つは國際場裡に於ける非常時局打開の爲の國民一致協力の秋に直面して、産業界の安全運動こそ將來益々發展せんことを切望してやまない。

本年度の全國安全週間は全國關係者の熱心なる協戮により、過去の足跡に比して一層の飛躍と良好なる成績を示した。卽ち全國の之が參加總延人員は、工場法適用工場に於ける職工五十人以上の工場のみの調査にて七百二十七萬一千七百六十九人を數えて居り、逐年增加の傾向にある。之に加ふるに右以外の小工場又び勞働者災害扶助法竝に同責任保險法適用事業場に於ける從業員を總和すれば、其の參加總人員數は如何に膨大なるものかを窺知し得らるゝであらう。

左に昭和九年度第七回全國安全週間に關して詳細なる報告をする。

第二　安全週間實施準備

一、本協會に於ける實施準備

第七回安全週間に當りて主催者の全國に配布したる要綱竝に趣意書（附、各事業場に於ける安全週間實施方法）は左の通りである。

第七回全國安全週間擧行要綱

一、安全週間期日、昭和九年七月一日ヨリ七日迄一週間トスルコト
　但シ特殊事情アリテ止ムヲ得ザルモノアルトキハ主催者ト協議ノ上其特定府縣又ハ特定業務ニ付キ期日ノ變更ヲ爲スコトヲ得

二、準備週間、又準備日、六月廿四日ヨリ同卅日ニ至ル一週間又ハ安全週間ニ接近シタル任意ノ日數ヲ準備週間又ハ準備日トシテ安全週間ノ準備ヲ完了スルコト

三、日次計畫、各地方別又ハ各工場、鑛山、工事場等ニ於テハ適宜日次計畫ヲ定メ安全週間ノ各日ヲ最有意義且效果的ナラシムルコト
（例、修養日、服裝日、淸潔日、整頓日、衞生日、防火日、反省日）

四、主催者及後援者、全國ヲ通ジテハ財團法人産業福利協會、社團法人日本鑛山協會及日本土木建築請負業者聯合會ヲ主催者トシ、後援者ハ内務省社會局及商工省鑛山局トスルモ各地方ニ於テハ其他ノ工場主團體又ハ廳府縣ヲ加フルモノトス
從テ各廳府縣ニ於テ使用スベキ掲示用ポスターニハ内務省社會局及産業福利協會ハ共通トシ地方毎ニ廳府縣名（又ハ警察部、工場課保安課）及事業主團體名ヲ入ルルコトヲ希望スル向ハ直接製作者宛至急申込マルルコト

五、趣意書、安全週間實施方法竝從業員ニ對スル安全及衞生心得（掲示用）
主催者ヨリ六月十日迄ニ無償配布スベキニヨリ（參加各事業場各一枚ヅヽ但心得ハ大事業場及鑛山ニ於テハ數枚ナルモ差支ナシ）五月廿五日迄ニ所要部數ヲ産業福利協會、日本鑛山協會、又ハ日本土木建築請負業者聯合會ニ申込ムコト

六、左記印刷物及マークハ統一的ニ作成スベク主催者ニ於テ夫々製作者ト協定シタルヲ以テ所要數ヲ鑛山ニ就テハ日本鑛山協會地方常務委員會ニ於テ取纏メ日本鑛山協會宛、土木建築工事ニ在リテハ日本土木建築請負業者聯合會宛、工場ニ就テハ官廳又ハ事業主團體ニ於テ取纏メ直接製作者宛申込ノコト

　一、注意票（危險、注意、淸潔、整頓、火氣嚴禁、先ヅ健康、安全第一ノ七種）
　　縱九寸　横四寸　石版刷　百枚　定價拾壹錢九厘
　二、掲示用ポスター　三色刷　百枚　定價貳圓四拾錢
　　以上製作者　東京市京橋區築地四丁目四番地　中屋三間印刷株式會社

三、佩用安全マーク

甲　鐵製セルロイド張　　拾個　　拾貳錢五厘

乙　鐵　製　　拾個　　八　錢

丙　紙製ピン付　　拾個　　三　錢　五　厘

製作者　東京市日本橋區馬喰町一丁目　倉持長吉商店

注意

（イ）右價格ハ官廳又ハ團體マデノ送料ヲ包含ス、直接事業場又ハ鑛山ヘ送付スル場合ニハ送料ハ當該事業場又ハ鑛山ニ於テ負擔ノコト

（ロ）右印刷物及マークノ代金取立ハ製作者ニ於テ直接之ヲ爲スモ時宜ニ依リ代金引換ト爲スコトアルベキコト

七、安全週間參加事業場中成績特ニ優秀ナルモノハ產業福利協會又ハ日本鑛山協會ニ於テ適當ノ方法ニヨリ之ヲ表彰スルノ計畫アリ、其ノ標準及報告事項ハ別ニ定ムルコト

八、安全衞生フイルム、安全運動宣傳用活動寫眞フイルムハ持合數少キモ此際維持會員及贊助會員ノ申込ニ對シ可成希望ニ副フ樣努力スルコト、但シ申込期日ハ五月末日迄トス（但本協會所有映畫目錄ハ昭和八年產業福利年報三二頁以下參照）

昭和九年四月

主催　財團法人　產業福利協會
　　　社團法人　日本鑛山協會
　　　日本土木建築請負業者聯合會

後援　內務省社會局
　　　商工省鑛山局

第七回全國安全週間趣意書

「守れ安全・日本の飛躍！」此の旗章を高く揭げて第七回全國安全週間を擧行することになりました。躍進する祖國日本の步武は誠に困難でありますが、我々の自重、努力次第によりて前途は必ず洋々たり得るものと確信するのであります。國家興隆の基本たる產業の振興、從業者の福祉の增進の爲めに安全運動に一段の努力を加へませう。

「守れ安全・日本の飛躍！」こそは第七回全國安全週間の指導精神であります。我々は一致協力過去の努力を反省し將來に輝かしき希望を抱きつつ熱誠を以て第七回全國安全週間を迎へませう。

昭和九年五月

主催　財團法人　產業福利協會
　　　社團法人　日本鑛山協會
　　　日本土木建築請負業者聯合會

後援　內務省社會局
　　　商工省鑛山局

第六回全國安全週間の成績概要（工場の分）

一、安全週間前と安全週間中との災害比較（萬分率）

	微傷	輕傷	重傷	死亡	計
安全週間前	三・二二七	〇・六七三	〇・二九三	〇・〇四八	四・一三四
安全週間中	二・五一〇	〇・六〇〇	〇・一五四	〇・〇〇一	三・二六六
比較（減）	〇・七一七	〇・〇七三	〇・一三九	〇・〇四七	〇・八六八
安全週間前に比しての減少割合	二割二分	一割一分	四割七分	九割八分	二割一分

二、安全週間を機會に實施せられたる各種施設事項

事項	新設個數又は件數	修理又は改善個數又は件數
(イ)危害豫防施設	三二、四七一	四四、二四七
(ロ)火災及爆發等の豫防及避難施設	六、七九一	一一、四三五
(ハ)服裝及保護具の施設	二四、七九五	六、八〇六
(ニ)衛生施設	六、二〇八	七、七三二
計	七〇、二六五	七〇、二二〇

(ホ)其の他の一般的施設	永間工場數	官立工場數	合計
	件 二三三、九二二	件 一一、六九六	二四五、六一八

三、全國安全週間運動開始以來全國工場災害率減少狀況

業態別＼年次	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
染織工場	一〇〇・	九三・四	八八・〇	七九・九	六三・八	六五・一
機械器具工場	一〇〇・	九七・八	一〇五・一	九三・六	八二・三	七四・六
化學工場	一〇〇・	九〇・三	九五・七	九五・〇	七七・一	七〇・八
飲食物工場	一〇〇・	八九・〇	八六・〇	九一・二	九〇・七	七二・二
雜工場	一〇〇・	八三・七	八五・六	九八・四	八五・三	九〇・〇
特別工場	一〇〇・	八二・五	八七・二	九二・六	八四・八	八六・六
平均(職工數に對し)	一〇〇・	九六・二	一〇二・三	九八・五	八一・六	八〇・五

各事業場に於ける安全週間實施方法

一、安全祈願祭及慰靈祭

安全週間實施に當りては神社佛閣其他適當なる箇所に集合し從業員の安全を祈願し、及災害疾病の犧牲となつて世を去りたる從業員の靈慰祭を行ふ事

二、地方に依り事業別に安全週間を擧行するを可とする場合は適當に事業別安全週間を行ふこと

三、實施準備及從業員の注意力喚起

(イ) 安全委員會又は安全係衛生係等の設けなき工場鑛山其他の事業に於ては成るべく之を設け、之等をして安全週間の計畫竝に之が實行督勵の任務に當らしむること。尙安全委員會又は安全係は爾後繼續して日常の安全保持に努むることゝすること。

(ロ) 地方廳又は事業主團體に於て參考案として定めたる日時計劃竝に施行細目に基き夫々其の事業場に應じ各日の實施事項を定めて行事の實施を確實ならしむること。

(ハ) 安全週間の趣意及心得を一般從業員に周知せしめ之に對する注意を喚起する爲に講話會の開催ポスター、標語等の募集、安全週間趣意書、心得書等を掲示すること。

(ニ) 一般從業員竝に幹部委員係員等は安全マーク又は腕章等を佩用し各人の注意を喚起すること。

(ホ) 作業場、食堂、寄宿舍等の出入口其の他適當なる箇所には安全週間實施に關するプログラムポスター、標語等を掲示し其の他適當なる宣傳方法により從業員全部の注意を喚起すること。

(ヘ) 安全週間中に於ける負傷又は疾病は成るべく其原因と救濟方法とを併記し毎日作業場內の掲示場其他適當なる處に掲示すること。

四、災害豫防に關する施設及團體的訓練の實施

(イ) 安全委員又は安全係は作業場其他の安全檢査を實行し機械及設備の危險なる部分を修繕し又は適當なる豫防裝置を設け危險なる作業方法等を發見したる時には安全指導に努力すること。

(ロ) 金屬、鑛物の破片等の飛來又は有害光線によりて眼に危害を生ずる處ある作業に從事するものは成るべく保護眼鏡を使用せ

しめて有害なる粉塵、瓦斯、蒸氣の發散する場所に就業する者には適當なるマスクを使用せしむる等保護具使用の風を馴致すること。

(ハ) 其他工場危害豫防衛生規則所定事項は速に之を實行すること。

(ニ) 安全委員又は安全係は職長其他各作業部係と協力して場內、坑內の整頓を期し特に藥品、危險物の貯藏取扱に注意し火災其他の事故なき樣に努むること。

(ホ) 其他完全なる作業方法の訓練・火災及非常時に於ける避難演習、消防演習等團體的訓練を實施すること。

從業員心得

守れ安全・日本の飛躍

安全に働き　完全に作れ

安全五則

小さな不注意　大きな怪我

他所見、ざれ事　怪我のもと

仕事大事に　機械を守れ

工具よく撿よ　不良は無いか

整理、整頓　火の用心

衛生五則

日の出拜んで　深呼吸

好きなものでも　腹八分

睡眠足らぬは　怪我の基

洗濯まめに　綺麗好き

程よい運動　醫者いらず

まごころこめて　安全週間

財團法人 産業福利協會發行

五、保健衛生施設

(イ) 被災害傾向者の有無に注意し、災害原因中人的要素の減少に努むること。

(ロ) 作業狀態、作業環境等作業者の健康に影響ある諸要素の改善に努むること。

(ハ) 安全委員又は安全係・衛生係は炊事場、食堂、便所、洗面所、寄宿舍、合宿所、作業場等の掃除其他清潔方法の實行を督勵すること。

(ニ) 休憩時間には成るべく從業者を作業場外に出でしめ適當なる健康維持法をなす樣に奬勵すること。

(ホ) 工場の內外を問はず行動を愼しみ就業時間外は休養安眠に努めしむること。

(ヘ) 負傷疾病に罹りたる場合には醫療を遲延せしむる事なき樣に努めること。

此の外に安全週間の趣旨を徹底せしめるため、次の如き各種の印刷物を作成配布した。

A	從業員心得	一八二、〇〇〇枚
B	注意票	一、三三六、〇〇〇枚
C	ポスター	一三一、〇〇〇枚
D	「守れ安全」(パンフレット)	二〇〇、五〇〇册
E	安全繪葉書	六五、〇〇〇枚
F	佩用安全マーク	
	甲 鐵製セルロイド張	一〇〇、一五八個
	乙 鐵製	九八、四八四個
	丙 紙製ピン付	五九二、七八〇個
	計	七九一、四二二個

二、社會局に於ける實施準備

社會局に於ては每年全國安全週間に對して多大の努力と後援とを與へて來たが、本年も亦「安全週間擧行ニ關スル件」に關し社會局長官名を以つて關係官廳、警視總監及び地方長官(東京府を除く)宛に左の如き通牒を發した。

(1) 警視總監、地方長官(東京ヲ除ク)宛

來ル七月一日ヨリ一週間財團法人產業福利協會、社團法人日本鑛山協會及日本土木建築請負業者聯合會主催ノ下ニ第七回全國安全週間擧行可相成候ニ付テハ貴管內事業主團體等トモ協力ノ上之ガ目的達成ニ御盡力相煩度

追テ趣意宣傳ノ爲特ニ局員ノ出張ヲ必要トセラルル場合ハ其ノ旨五月二十五日迄ニ御申出相成度

（２） 内務、陸軍、海軍、大藏、鐵道、農林、商工、遞信各次官及内閣印刷局長宛

來ル七月一日ヨリ一週間財團法人産業福利協會、社團法人日本鑛山協會主催ノ下ニ第七回全國安全週間擧行可相成候ニ付テハ御賛同ノ上貴管下事業場ニ於テモ同時ニ擧行方御配慮相煩度

又各廳對縣に於ける五十人以上の私設工場竝に官設工場の數に應じて、夫々調査用紙を送付すると共に、勞働部長名を以つて左の如き依賴通牒を發した。

（３） 警視總監、地方長官（東京ヲ除ク）宛

本年七月擧行ノ安全週間ニ關シテハ昭和四年九月五日附勞發第二七一號通牒ニ準據シ八月末日迄ニ其ノ狀況御報告相成度

追テ調査用紙別途（何枚）及送付候

（４） 關係官廳宛

本年七月擧行ノ安全週間ニ關シテハ其ノ結果調査致度ニ付乍御手數別紙ニ依リ御調査ノ上八月末日迄ニ御回報相煩度

追テ調査用紙（何枚）及送付候

三、關係廳府縣又は事業主團體の實施準備

關係廳府縣又は事業主團體に於ては第七回全國安全週間擧行の通牒に接するや、工場協會又は工場懇話會が其の主催者となり、警察部又は保安部後援の下に大體左の如き順序を以つて實施準備を行つた。而して充分なる準備行爲が安全週間の圓滿なる實施を齎すものなるを以つて、各府縣及び事業主團體は何れも萬全を期して之が實施準備に多大の努力を拂つた。

全國安全週間は每年七月一日より一週間擧行するを原則としてゐるが、山梨、長野、山形、鳥取、の各縣及び廣島和歌山の一部事業に於ては左の如き理由に依り一般と異る期日に實施した。

府縣名	期日	理由
山梨	七月二十一日—七月二十七日	休業中の製糸工場多きため
長野	十月一日—十月七日	製糸工場が新繭購入の多忙時に當るため
山形	七月十五日—七月二十一日	製糸工場が新繭購入期に當り且つ休業工場多きため
鳥取	七月十日—七月十六日	
廣島	冬季	釀造業（五七工場一、〇七八人）のみ冬季繁忙なる時期に實施す
和歌山	五月十四日—五月十六日	傷害率多き染色工場（二八工場三、二五九人）のみ業者の申出により一般より先んじて實施す

以下項を分ちて順次説明をする。

（１） 施行範圍の決定

全國安全週間の施行範圍は原則として常時使用職工五十人以上の工場であるが、各廳府縣は安全週間の實施は工場の災害防止に直接影響する處極めて大にして、間接には能率增進並に從業員の福利を齎し、産業の發展に寄與する處

多きを以つて、工場の規模如何に不拘參加せしむる方針を採り、職工數五十人以下の工場法適用工場其の他の小工場にも之を施行せしめた。且つ昭和七年より勞働者災害扶助法適用事業場も之に參加するに至つた爲め、工場、鑛山內にのみ限られて居た是迄の安全運動は、街頭に進出するに至り、從つて一般屋外勞働者並に社會一般に對しても、安全運動の必要性を強く認識せしむる樣になつた。

（2） 實施準備打合會

實施準備打合會は其の廳府縣の警察當局並に工場協會又は工場懇話會が主催者となり、管下の事業主と共に本年度の安全週間の趣旨方針と其の大綱を具體的に決定し、其の他方獨自の或は特殊の產業、勞働事情等を充分考慮して、之に適應したる安全運動を施行し、以つて最大の效果を收めんとするものである。而して其の打合事項は、安全委員會の設置と施行細目及び安全週間日次計畫等が重要なる議題となつて居る。

本年度安全週間に際し之が打合會を開催せる府縣中、社會局に報告ありたるものは警視廳、神奈川、山梨、福島、富山、岡山、福岡、熊本等の諸府縣であつた。而して更に各警察署に於て管轄內の工場主等を集めて種々懇談し打合をなしたるものは頗る多數に上つて居る。

（3） 協議會

協議會は前項の實施準備打合會と異名同質のもので、前者と同樣府縣警察當局並に工場協會又は工場懇話會等が主催となり、事業主との間に種々意見の交換を行ひ、以つて安全週間實施の完璧を期するものである。本年度に於ける此の種會合中、京都に於ては府會議事堂に關係者六十九名集合し互に意見を披瀝して實施計畫に付檢討し、妥當なる方針を決定した。又神奈川、千葉其の他の府縣に於ても夫々協議會を開催し大いに效果を收めた。特に石川縣にありては工場集團地四ヶ所を選び安全座談會を開催し、工場課員十名、警察署員十四名、工業主五十六名、安全委員及安全係三十三名出席した。

而して座談會開催當日附近の工場を視察して各種安全施設等に付其の良否も打診し、座談會の研究資料となし、且工場法規一般に付監督官吏に質問を爲す等、效果の相當見るべきものがあつた。

（4） 工場參觀

安全週間に際し曾つて本協會より表彰されたるが如き模範工場を、各事業主が參觀することは頗る有意義の企である。從來本協會に於て表彰されたる工場は、「工場危害豫防及衞生規則」が充分に行はれ、安全運動が合理的に擧行され、勞資の協調も圓滿にして、且福利施設が相當に整頓し、從つて災害事故の少なき所謂成績優良なる工場のみである。故に之等の工場を參觀することは、自己の工場の向上發展に資する處寔に多大なるものがある。

本年度安全週間に當り京都府に於ては希望者六十七名をして、兵庫、愛知地方の工場見學を行ひ、埼玉縣に於ては東京府下の模範工場を視察せしめた。尙石川縣にありては前項に述べたるが如く、安全座談會開催當日附近工場を視察せしめて之が研究資料に供した。

（5） 安全委員會

安全運動に於ける安全委員會の占むる地位の重要なることは今更茲に詳述する迄もなく、我國に於ける安全運動が逐年擴大發展し良好なる成績を收めつゝあるは此の安全委員會に負ふところ極めて大なるものがある。

而して災害防止の完璧を期せんが爲には常置安全委員會の設置を最も緊要とするを以つて、安全週間の擧行に際し之が設置を慫慂し、或は週間中特に安全委員又は安全係、衞生係を任命して實地指導並其の督勵に當らしめ、安全運

動の効果を充分に發揮せしめた。

左の地方に於ける安全委員會の狀況を擧げる。

府縣別	安全委員會設置工場數	安全衞生係設置工場數	備考
警視廳	三三一	六七六	安全委員の活動如何は當該工場の災害防止上至大の影響あるべきを以つて、本年度は此點に特に留意して「工場安全實施委員の職責に就て」と題する心得を安全委員に配布して其の活動を促した。
京都	九一	二七二	安全委員數 一、七二五名 安全係 一、四八二名 衞生係 一、三五二名
大阪	二九五	三八一	
神奈川	一七	四〇	
兵庫	一六二	一〇〇	
群馬	九七	一四〇	
愛知	七一	一三八	
岐阜	二一	二〇	安全委員聯合會の座談會を開催す
長野	一二七	一五五	安全委員協議會を開催す
福井	四三	七九	左表の割合により安全委員を選出す 從業員五十人迄 一 / 百人迄 三 / 五百人迄 五 / 五百人以上 七 而して警察署所在地、工場集團地(計二十五ヶ所)に於て安全委員の外工場主等を集めて(出席者總計一、二一九名)安全委員任務要綱を示し研究會を開催懇談を爲せり
廣島	一一四	一〇四	
香川	四二	三一	
福岡	八〇	一三〇	安全週間を機會に常置安全委員會を設置せるもの十七工場に及べり 安全委員(警察側)二一九名 (工場側)五九八名 安全、衞生係 三、六三九名

尙福井縣に於ける安全委員研究會に於ける附議事項を參考の爲め次に揭げる。

福井縣安全委員研究會附議事項

工場

一、安全施設ニ關スル事項

1、自動急停止裝置ハ理想ナルモ現在アル急停止機ノ針金ヲシヤフトニ沿フルハ作業上不便ナリト云フ者アリ之カ不便ヲ除クニハ如何ナル方法カ適當ナリヤ

2、非常ノ場合避難ノ爲最モ容易ナルヘキ方法ハ如何、職工ノ訓練、非常口ノ開放等
3、火災豫防上工場内ニ喫煙室ヲ設ケ又ハ喫煙時間ヲ定ムルノ可否
4、乳幼兒ヲ連行スル職工アル工場ニ於テハ之ヲ防止スル適當ナル方法ナキヤ乳幼兒ニ對スル監督ノ方法如何
5、注油時間ヲ一定シテハ如何
6、其ノ他安全施設上考慮スヘキ點ナキヤ
7、女工ノ作業衣ヲ一定シ最モ經濟的ニ作製シテ之ヲ强制スルノ可否
二、保健衛生施設ニ關スル事項
1、作業前第一ラヂオ體操ヲ爲スタメ指導者ヲ置キ工場ノ行事トスルノ可否
2、休憩時間中ハ成可職工ヲ屋外ニ出サシメ雨天ノトキハ可成作業場外建物ニテ休マシムルコト
3、其ノ他衛生上考慮スヘキ事項ナキヤ
4、作業場内ニ於テ食事スルヲ禁スルノ可否
三、一般從業員ノ注意喚起ノ爲適當ナル方法如何
四、週間中作業前安全歌ヲ合唱セシメテハ如何(五十人以上ノ工場)

(6) 施行細目及安全週間日次計畫

安全週間の具體的實施計畫は安全委員會に於ける施行細目と、週間中に於ける日次計畫の決定である、而して其の日次計畫は本協會より頒布せる要綱に指示せる處であるが、更に各廳府縣に於ける實施準備打合會又は協議會等に於て其の地方に適應せる施行細目を決定し、各工場は何れも其に準據して工場規模の大小に應じて種々の計畫を樹立し實施目標を定めて該運動をしてより效果的ならしめんとするものである。

本年度安全週間に際し、大阪府、愛知縣及び長野縣に於ては其の效果を實質的に有效に顯現せんが爲め、業態別安全週間を實施した。卽ち全工業を四或は六の部門に分類し、各其の災害の特異性に鑑み、眞に自主的に各種業態に最好適なる實施目標を定め、勞資の注意を喚起せしめたものであつて大阪に於ける實施方法を次に掲げて參考に供する

大阪府產業安全週間實施方法

本年の產業安全週間は、昨年と同樣全工業を四大部門に分ち、其の實施に付ては各業態に適應した目標と方法とを選ぶことになりましたから、實施上萬遺漏なきを期し、產業災害の豫防に全力を注がれむ事を望みます。

(イ) 全工業を左の業態に分ち勞災法關係事業と共に四大別となす。(所屬業態に就ては各警察署に問合すこと)

(一) 機械及器具工業(電氣業及雜工業の一部を含む)
(二) 化學工業(飲食物工業及瓦斯業を含む)
(三) 染織工業(雜工業の一部を含む)
(四) 勞働者災害扶助法適用關係事業

(ロ) 各業態別に特に注意力を集中すべき實施目標を左の通り制定す。安全設備の不備に對しては直に改造を勵行し、且從業員注意事項は各工場內適當な場所に掲示すること。

一、機械及器具工業に於ける實施目標「動力傳導裝置による災害防止」

機械及器具工業に屬する工場にては、「動力傳導裝置による災害防止」に特に留意し、安全設備に關する注意事項を守り、從業員注意事項をよく說明し、充分注意を喚起して之等による災害を未然に防止する樣努むること。

安全設備に關する注意事項

一、接觸の虞ある車軸、調帶、調車には被覆を設けること。
二、調帶受けの有無を調べ必要に應じ取付けること。
三、押捻子、楔、綴鋲等の突出せるものは取換へるか、覆をすること。

四、運帶裝置は、完全なるものを具備し、調帶が不意に固定車に移ることを防止すること。
五、調帶の繼目は、突出せざるものを用ふること。
六、アリゲーターを使用するときは、ピンの兩端を削りおくこと。
七、梯子には必ず滑止を附し、特定のものを用ふること。

從業員注意事項

一、服裝は充分緊着したるものを用ひ、必要なきものは身に纒はざること。
二、調帶の繼手金具をよく調べること。
三、運轉中に調帶掛をせざること。
四、調帶が弛みたるときは適當に締め直すこと。
五、調帶が屡外れるときは、其原因を調べ修理すること。
六、調帶にワニスを塗布せんとする時は、調車より離れる際塗布すること。
七、調帶の檢査は少なくとも月一回行ふこと。
八、車軸の覆ひ物をよく點檢すること。
九、車軸の接手のボールト及留輪のピン等を點檢すること。
十、注油は充分注意してなすこと。

二、化學工業に於ける實施目標「危險物品による災害防止」

化學工業に屬する工場にては、「危險物品による災害防止」に特に留意し、危險物品は必ず定りの場所に置き、放置することは嚴禁し、その容器は常に點檢を怠らず、使用中はよく其の取扱に注意しで、之等による災害を未然に防止撲滅する樣努力すること。

安全設備に關する注意事項

一、危險物品は濫りに作業場内に放置せざること。
二、油又は印刷用インキ類に依り浸染したる襤褸、紙屑等は、不燃性容器に收むること。
三、引火性溶劑を用ふる塗料の加熱乾燥裝置の熱源は之を完全に遮斷すること。
四、引火性料品の蒸氣の發散する場所に於ける排氣設備を完全にすること。
五、危險物品又は可燃性瓦斯類を取扱ふ作業室内の配電線は金屬套管に篏入し、且つ開閉器其他に於て電氣火色を發せしめざること。
六、靜電氣發生の虞あるロール、ゴム糊引機の類は完全に接地すること。
七、蒸氣管又は窯爐は梁、板壁、床其他木造部に接觸せしめぬこと。

從業員注意事項

一、ガソリン、ベンゾール、アルコール等の引火性料品を取扱ふときに、火氣は勿論火花の類にも注意すること。
二、引火性料品の蒸氣を室内にこもらさないよう常に換氣に注意すること。
三、鹽素酸加里、鹽素酸曹達、煙火其他爆發し易い物品は叮嚀に取扱ふこと。
四、カリウム、ナトリウム、生石灰、カーバイト等は雨水の飛沫や濕氣に觸れしめないよう注意すること。
五、貯藏中の危險物品の包裝や容器の破損に注意し且づ顚倒墜落の虞なきよう安置すること。
六、アセチレン瓦斯熔接に着手前には必ず安全器に水が充分あるかを確むること。
七、壓縮酸素、液化アンモニヤ等の容器は投下其他粗暴な取扱をせぬこと。
八、セルロイドの加工には火氣の取扱に注意し、且つ其の屑を散亂せしめぬやうにし、必ず金屬製容器に收容すること。
九、火鉢、暖爐、竈窯、汽罐等の焚火裝置其他焚火等の火仕舞ひを怠らぬこと。
十、作業中喫煙せぬこと、又煙草の吸殼、燐寸の餘燼は猥に投棄せぬこと。

三、染織工業に於ける實施目標「動力傳導裝置による災害防止」

染織工業に屬する工場にては「動力傳導裝置による災害防止」に特に留意し、車軸、調帶、調車等に注意して用品の整理、整頓、或は取扱ひ並に、扉にて手を挾まれることのない樣從業員の注意を喚起せしむること。

安全設備に關する注意事項

一、接觸の虞ある車軸、調帶、調車には被覆を設けること。
二、調帶受けの有無を調べ必要に應じて取付けること。
三、押捻子、楔、鋲鋲等の突出せるものは取換へるか、覆をすること。
四、遷帶裝置は完全なるものを具備し、調帶が不意に固定車に移ることを防止すること。
五、調帶の繼目は、突出せざるものを用ふること。
六、アリゲーターを使用するときは、ピンの兩端を削りおくこと。
七、梯子には必ず滑止を附し、特定のものを用ふること。

從業員注意事項

一、服裝は充分緊着したるものを用ひ、必要なきものは身に纏はざること
二、女子の頭髮は機械に捲込まれざる樣適當なる帽子を用ふること。
三、扉に手を挾まれざる樣注意すること。
四、運轉中調帶掛をせざること。
五、調帶が弛みたるときは、適當に締め直すこと
六、調帶が屡外れるときは其の原因を調べ修理すること。
七、調帶の繼手金具をよく調べること。

八、調帶にワニスを塗布せんとするときは調車より離れる際塗布すること。
九、調帶の檢査は少なくとも月一回行ふこと。
十、車軸の覆ひ物をよく點檢すること。
十一、車軸の接手のボールト及び留輪のピン等を點檢すること。
十二、注油は充分注意してなすこと。

(ハ) 業態別日次計畫は次の如く定め、之により安全週間中行事の實施を確實ならしむること。尙業態の事情に應じ、各自の日次計畫を定めて安全週間の趣旨の徹底と計畫の安全なる實行を奬勵す。

曜日	日次計畫	機械及器具工業	化學工業	染織工業
七月一日(日)	家庭日	守れ安全日本の飛躍	同上	同上
七月二日(月)	整頓日	特に運搬通路に物を置くな	危險物品を放置すな	特に運搬通路に物を置くな
七月三日(火)	點檢日	特に車軸接手ピン等をよく調べよ	危險物品の容器を點檢せよ	特に工具常に點檢を怠るな
七月四日(水)	防火日	火の用心	同上	同上
七月五日(木)	努力日	特に調帶掛け外しを正しくせよ	氣溫、火氣に注意せよ	特に調帶掛け外しを正しくせよ
七月六日(金)	能率日	精一杯働こう	同上	同上
七月七日(土)	緊張日	特に車軸承覆や注油に氣をつけよ	危險物品の使用に心せよ	特に扉で手をはさまれるな

(ニ) 安全係の設けなき工場及其の他の事業場に於てはなるべく之を設け、是等をして安全週間の計畫並に之が實行督勵の任務に當らしむること。尙常設安全委員なき場合は此の機會に於て選任すること。

(ホ) 週間中安全設備を勵行し、調査表に夫れ〲記入して報告を忘れざること。

（ヘ） 安全週間實施の狀況はなるべく詳細に之を記錄し保存すること。

昭和九年六月

大阪府警察部

（7） 宣傳印刷物及マークの作成配布

安全週間の趣意を徹底理解せしめんが爲に一般的に行はれるものの內、宣傳印刷物と安全マークの作成配布の如きは最も効果的手段の一つである。これに關しては各廳府縣共例年通り各々その趣向を凝し、街頭に或は各職場に之を揭示し、又產業福利協會作成の安全マーク及び各事業場作成の安全手拭、安全腕章等を配布して、勞働災害の悲慘なること、安全運動の重要性を深く印象せしめることに努力を傾注した。其の狀況に關して社會局に報告ありたるものを示せば左の表の如くである。

地方別	ポスター	其の他の印刷物	佩用安全マーク	備考
北海道	二、四〇〇	一六、四〇〇	三三、〇〇〇	
警視廳	四四、九四九	四五五、四一六	二六五、七七〇	安全標語 九二、六〇四枚—工場協會作成ヲ含ム
京都	一四、八五〇	二六四、六二〇	六六、二九〇	府當局作成ノポスター 四、九四〇枚、實施方法及注意事項 一三、三三〇枚ヲ含ム
神奈川	七、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	—	工場協會作成安全標語 四〇、〇〇〇枚ヲ含ム
新潟	三、九七〇	九、四一八	二〇、〇七七	
埼玉	二、五〇〇	二八、〇〇〇	四、〇〇〇	揭示用注意事項 七、〇〇〇枚ヲ含ム
群馬	四、〇〇〇	二八、九一四	—	群馬縣實施要綱 三、〇〇〇枚ヲ含ム
栃木	三、五〇〇	七一、五〇〇	九、〇〇〇	安全及衛生ニ關スル注意事項 二、五〇〇枚、安全暦一五、〇〇〇枚ヲ含ム、
三重	一、五〇〇	三〇、二〇〇	四〇、〇〇〇	安全及衛生心得 一、五〇〇枚ヲ安全委員會規定參考案三〇〇枚ヲ含ム
愛知	八、〇五三	六一、七六四	四二、五〇〇	業態別安全週間趣意書—工場會作成
靜岡	二、五〇〇	六、〇〇〇	—	
岐阜	二、八〇〇	六六、二五〇	三三、四七四	
長野	一一、一四六	一三五、七四八	三九、二二四	實行要目例 一、二〇〇枚、從業員心得 五、〇〇〇枚、榮養献立表 一、五〇〇枚ヲ含ム 工場懇話會作成ポスター 七、六六八枚、從業員心得三、五三六枚等ヲ含ム
宮城	九〇〇	一七、三〇〇	八、〇〇〇	
山形	一、五七〇	一四、五一七	五・五一七	
秋田	八八〇	一四、二〇〇	六・〇〇〇	工場懇話會作成日時計畫書八〇〇枚ヲ含ム
福井	三、二〇〇	八七・〇〇〇	一九、六二九	安全委員任務要綱三、〇〇〇枚、安全歌四〇、〇〇〇等ヲ含ム
富山	四、二四五	二一、七六五	一八、七八四	
鳥取	五〇〇	二三、五〇〇	八、五〇〇	
島根	一、〇〇〇	一七、二〇〇	一三、七〇〇	
岡山	一二、〇〇〇	五六、一〇〇	二八、一〇〇	
廣島	三、五〇〇	六三、八〇〇	四〇、〇〇〇	工場懇話會作成日次計畫書二〇・〇〇〇枚、安全運動ノ跡等ヲ含ム
德島	一、九〇〇	三〇・六〇〇	一二、〇〇〇	日割ポスター 一、〇〇〇枚ヲ含ム

愛媛	七、八三九	六六、六〇〇	三四、五〇〇	懸賞當選ポスター一、五〇〇枚同當選標語五、〇〇〇ヲ含ム
福岡	三、五〇〇	五八、二〇〇	一一七、〇〇〇	家庭配布印刷物四六、〇〇〇枚ヲ含ム
佐賀	五八四	一、七四二	八、九九〇	
熊本	一、〇〇〇	一五、五〇〇	二〇、〇〇〇	
宮崎	一、五〇〇	九、六〇〇	一三、〇〇〇	
沖繩	一五〇	二、七〇〇	五〇〇	

（8） 懸賞による安全標語及ポスター類の募集

一般工場從業員中より工場安全に關する標語、ポスター類を懸賞募集することは、安全運動の必要性を强く印象づけ安全週間をより有意義ならしめ、延ては工場災害に對する豫防注意を喚起せしむるに效果的なる企てゞある。故に各廳府縣共例年之を行ひ、又工場に於ても單獨に之等の懸賞募集をなすもの多數に達して、何れも安全運動に對する充分なる理解と熱心なる支持を有してゐることが窺れた。

本年度安全週間に際しても、警視廳、京都、神奈川、栃木、長野、山形、富山、島根、岡山、廣島、愛媛等の府縣に於ては何れも安全標語、ポスター、俚謠、安全週間に對する感想文等を募集して、當選者に賞金其の他の記念品を授與し、尙當選作を印刷配布して安全思想を植付けることに努力した。

又神奈川縣に於ては工場安全歌の當選歌を作曲しレコードに吹込んで、五〇〇枚を作成し希望工場に頒布した。同樣福井縣に於ても產業安全歌を四萬枚印刷して全從業員に配付し、一方此を吹込みたるレコードの購入を斡旋し之が普及を計る處があつた。

第三　安全週間前に於ける實施準備週間

安全週間に當りて其の實施を圓滿完全に遂行し、所期の目的を達成せしむると共に、各事業主竝に從業者をして安全週間の重要性を認識せしめ且つ之が性質を熟知せしめる爲め安全週間前に於て實施準備週間を設けることは、優良なる成績を擧げるに有効なる企てである。

本年も左記の府縣に於ては準備週間を設けて、不安全個所の發見修理、記念施設　安全座談會の開催等に依つて安全週間の豫行演習を行つた。

京都	六月二十四日——六月三十日迄	
岐阜	六月二十八日——六月三十日迄	
長野	九月二十四日——九月三十日迄	（十月一日より一週間實施）
秋田	六月二十四日——六月三十日迄	
福井	六月二十八日——六月三十日迄	
石川	六月二十四日——六月三十日迄	
富山	六月二十四日——六月三十日迄	
鳥取	七月九日	（七月十日より一週間實施）
廣島	六月二十四日——六月三十日迄	
香川	六月二十六日——六月三十日迄	
愛媛	六月二十六日——六月三十日迄	
福岡	六月二十八日——六月三十日迄	
佐賀	六月三十日	

第四　安全週間中に於ける活動狀況

一、本協會に於ける活動狀況

安全週間中、本協會は主催者として、其の趣旨を徹底普及せしむる目的を以つて左の如き活動を展開した。

（1）　第七囘全國安全週間趣旨宣揚の爲め各地出張講演

全國安全週間の趣旨を宣揚する爲め本協會に於ては社會局と協力して各地に講師を派遣して、大いに其の宣傳に努めた。（詳細は次項「二、社會局に於ける活動」參照）

（2）　本協會所藏フイルムの貸與

安全週間に際して其の趣旨を宣傳する爲め、本協會所藏のフヰルムを利用するもの多きを以つて、希望府縣竝に工場に對して之を貸與し其の便宜を計ると共に、勞働災害防止の必要を强調することに協力した。本年度安全週間に際しフヰルムを貸與せる狀況は次の如くである。

	期間	フヰルム名
警視廳	六月二十六日—七月十日	閻魔は怒る
同	七月一日—七月十日	復活（五卷）
群馬縣工場協會	七月十二日	閻魔は怒る　精は出しても血は出すな　復活（五卷）
三重縣工場聯合會	六月二十五日—七月七日	閻魔は怒る　先づ榮養
愛知縣工場課	六月二十五日—七月十日	精は出しても血は出すな
山梨縣工業懇話會	七月十五日—七月三十日	閻魔は怒る　復活　精は出しても血は出すな
岐阜縣工場課	六月二十八日—七月十日	秘める危險
長野縣工場懇話會	九月二十日—十月七日	復活　精は出しても血は出すな　閻魔は怒る　先づ榮養
山形縣工場協會	八月二十八日—九月六日	精は出しても血は出すな
福井縣工場課	六月六日—六月二十一日	閻魔は怒る
岡山縣工場課	六月二十五日—七月十五日	後悔と先見
香川縣工場協會	六月二十二日—七月十日	精は出しても血は出すな
福岡縣鑛工聯合會	六月二十日—七月十日	鑛山に於ける急救法
佐賀縣工場協會	七月一日—七月七日	復活（三卷）
杵島炭礦	六月三十日—七月一日	復活模範鑛夫となるまで　安全十二題
茂尻炭礦健康保險組合	七月二十九日	模範鑛夫となるまで　復活　先づ榮養

右の外地方に於ける映畫會開催狀況は本項三の（3）の如く頗る盛大に擧行された。

（3）　産業安全に關する出版物

産業安全に關する出版物としては、ポスター其の他宣傳印刷物竝に雜誌「産業福利」に掲載されたる諸論文（第六の（1）參照）の外、左の印刷物を發行した。

（イ）　工場安全の叫ひ（第二囘全國産業安全大會報告）
（ロ）　昭和八年第六囘全國安全週間報告
（ハ）　守れ安全
（ニ）　安全繪葉書

二、社會局に於ける活動

安全週間の擧行に際し其の趣旨を徹底せしめ、併せて産業災害に關する知識を宣傳普及せしむる爲め、北海道、大阪、京都、三重、愛知、岐阜、岩手、富山、島根、岡山、山口、愛媛、福岡、熊本、鹿兒島の各廳府縣より講演會開

催に付き講師派遣方を申請し來れるを以つて、社會局に於ては左の如く局員を派遣し其の宣傳に努めたる結果、何れも尠からざる感銘を與へ頗る盛會裡に良好なる成績を擧げた。

全國安全週間講師派遣

富山	社會局事務官	櫻井安右衛門
岩手	同	栗原美能留
京都 三重	社會局技師	鯉沼茆吾
北海道	同	大西清治
大阪 愛媛	同	武田晴爾
岐阜 熊本 鹿兒島	同	井口幸一
愛知 岡山 山口 島根 福岡	社會局囑託 財團法人產業福利協會常務理事	蒲生俊文

尚北海道小樽市に於て工場體操、民謠踊講習會が開催されたので社會局より赤間雅彥囑託を講師として派遣せる處講習生八十名に及び盛會裡に頗る効果を收めた。

三、關係廳府縣又は事業主團體の活動

安全週間中關係廳府縣又は事業主團體は各々其の趣旨の宣揚徹底に努むべく、各種の方法に依り活動を行つたのであるが、其の中主なるものを摘記すれば次の如きものであつた。

(1) 講演會

社會局より講師を招聘して講演會を開催したことは前節に於て述べたるところであるが、尚此の外に各廳府縣、工場協會、工場懇話又は工場單獨に講演會を開催せるもの多く、社會局に報告し來れるもののみでも左の通りである。

地方に於ける講演會開催狀況

	回數	聽講者 工場主	職員	勞働者	計	備考
北海道	四				九〇〇	
京都	三二	三二	三八	四、二〇二	四、二七二	工場監督官吏、工場主、僧侶、醫師等、内二回ハ映畫會ヲ併セ行フ
神奈川	二〇					内一六回ハ映畫ヲ併セ行フ
新潟	一三	一〇	三九	三、三三四	三、三八三	
埼玉	一七				七、一二〇	工場監督官吏
靜岡	二三	一	一一四	八、三九五	八、五〇九	
山梨	二一				一九、八〇〇	安全衛生及修養ニ關スル映畫ヲ併セテ映寫ス
滋賀	三三				一七、六四〇	
福島	六一				一三、二三八	

青森	二〇		一三九	六五六	七九五	
秋田	九	二〇	三六	一、四〇一	一、四五七	工場監督官吏
福場	五三				一四、八二四	
富山	八九	一一五	一、五五四	一五、七四〇	一七、四〇九	內一八回ハ醫師布教師等ナリ
岡山	二				一、八〇〇	
山口	一三				三、六五六	
愛媛	一四九		八三六	一六、六五二	一七、四八八	
福岡	一〇				二、四一〇	
佐賀	七	二九五	一二一	五、八〇〇	六、二一六	映畫會ヲ併セ行フ
鹿兒島	二一	三〇〇	七〇	七、五〇〇	七、八七〇	

（2） 講習會

工場經營者の中には稍もすれば生產能率の增進と製品に對する利潤の多きことのみを考慮し、工場災害の豫防に對して熱心を缺くが如き者あるを以つて、工場の安全化を圖らんが爲には先づ工場の幹部をして之が關心を持たしむるを必要とするが故に、警視廳に於ては安全週間擧行に先立ち東京工場協會役員並に工場主、安全委員等を集め、工場安全に關する智識の啓發を目的とせる講習會を左記要綱に依り開催せる處、各會場共講習員堂に溢るるの盛況を呈した。

危害豫防講習會開催細目

一、會場　東西南北ノ四方面ニ分チ一方面（設備係ノ方面別ニ）二ヶ所宛計八ヶ所トシ、ナルベク中央ニ位スル警察署ノ講堂ヲ借受ケ開催ス

二、會期　一會場二日間トシ一日四時間以上トス、每日午後一時ヨリ開講ノコト

三、講習科目　工場安全ニ關スル法規及安全運動

機械上ノ災害防止

化學上ノ災害防止

建築上ノ災害防止

ノ四科目トシ、事宜ニ依リ科外講話ヲ行フ、時間割當ハ安全運動二、機械二、化學一五、建築一五、科外一トス

四、講習員　支部安全委員、工場安全委員又ハ安全係員或ハ其ノ他ノ希望者

五、講師　工場課員

（3） 映畫會

安全週間に際し映畫を利用する傾向が最近頓に增加せるは、文書圖畫に依る宣傳よりも興味深き安全物語、漫畫等に依つて直接に產業災害の如何に悲慘なるものであるか、同時に安全運動の必要缺くべからざるものであるかを勞働者の腦裡に深く印象づけるを以つて其の效果絕大なるものがある爲である。

然して其の映畫も產業福利協會所藏のフキルムの外に、各府縣工場協會等の作成にかかる安全映畫、其の他スポーツ、防火宣傳等の映畫をも上映し何れも盛會を極めた。

本年度の此の種映畫會を開催せるものにして社會局に報告し來れるものは左の如くである。

地方に於ける映畫會

府縣別	回數	觀覽者數	備考
警視廳	六一	四八、六七〇	映畫二九種類

埼玉	一三	九、三三三	
三重	一九	—	九種類
愛知	九	—	
山梨	二四	二一、二五〇	講演會終了後映畫上映
長野	一六	一二、一五〇	六種類
福島	三	二、〇九〇	
山形	八	三、四五〇	五種類
福井	二三	一六、一二五	一六種類
鳥取	一七	六、〇〇〇	
島根	三	—	
岡山	二七	一四、七八〇	一三種類
香川	一七	—	
愛媛	一二	八、九五四	
福岡	一三	一八、〇〇〇	
佐賀	七	六、二一六	

（4） 安全ポスター展覽會

安全週間に際し展覽會を開催することは未だ一般的ではないが、神奈川縣の古河電氣工業株式會社に於ては、主旨宣傳の爲めポスター展覽會を開催し、縣工場課備付の資料を借受け、從業員より募集したるものと共に展覽せしめ相當の効果を收めた。又懸賞募集の方法により從業員作成のポスター類を作業場內に掲出して安全思想の普及に努めたる工場は相當數に達し、講演會及び映畫會と相俟つて其の成績見るべきものがあつた。

（5） 新聞紙に依る宣傳

地方新聞紙に依る宣傳の社會的効果の大なるは論を俟たない處である。依つて各府縣當局に於ては安全週間擧行前具體的方法の準備計畫等を機會ある毎に地方各新聞紙に掲載して一般大衆に對して宣傳した。又週間最初の日等には特に工場從業員に對して尙一層安全週間を高潮せしめ、且つ工場關係者の父兄家族等の後援並に一般人の安全週間に對する援助氣分を釀成せしむる意味に於て、「安全週間に就て」と題する警察部長等の談話を掲載せる府縣も多數あつた。

（6） ラヂオ放送に依る宣傳

昭和六年以來安全週間に際して社會局長官が東京市中央放送局よりラヂオを通じて全國に安全運動趣旨の講演放送を爲し來りたるが本年は都合により中止せられたので、之を遺憾として愛知、秋田、福井、福岡の各縣に於ては夫々警察部長又は工場課長が次の如く放送をなし、從業者に對する安全意識の喚起に努め、且其の家族及び一般社會の後援理解を求めた。然して各縣當局は管下工場に對し其の聽取方を勸奬したる結果、擴聲器を備付け又は就業を一時中止し、或は其の他適宜の方法を以て之を聽取せしめたる工場多數に上り著しき効果を收めた。

府縣名	放送局名	講演者	演題	放送日時
愛知	名古屋放送局	工場課長	「守れ安全日本の飛躍」	六月三十日午後五時二十分—六時
秋田	秋田放送局	工場課長	「第七回安全週間に際して」	七月二日午後五時二十五分—六時
福井	福井放送局	警察部長	「安全週間に就て」	七月一日
福岡	福岡放送局	警察部長	「安全週間に就て」	六月三十日午後五時三十分—六時

(7) 街頭宣傳

工場安全運動の徹底を期せんが爲には、工場内に於ける運動のみに止らず、工場從業員の家庭及び一般社會まで安全思想の喚起を促すことが必要である。

警視廳に於ては街頭宣傳の方法として安全塔の建設、立看板、ポスター類の掲出、宣傳隊の組織、安全週間に關する飾付等を行ひ一般社會人に對する宣傳に努力した。又愛知縣に於ても緑十字安全旗を飜せる自動車隊も編成して名古屋中に宣傳を行ひ、且縣下交通機關市内外の電車六百臺、バス五百臺を利用し週間中ポスターを掲出して効果を大ならしめた。

(8) 實地指導

關係廳府縣又は工場協會或は工場懇話會等の如く指導的立場にあるものが、安全週間中自己管内の參加工場に直接赴いて實地に之を指導することは、安全運動の發展上又は工場勞働者の災害豫防上重要なる意義を持つものである。從つて各廳府縣當局に於ても此の見地より夫々分擔區域を定めて、週間中工場監督官吏や警察官吏が工場に出張して懇切周到なる注意を持つて指導に當つた。

本年度に於ける其の活動状況にして、社會的に報告ありたるものは左の如くである。

地方に於ける實地指導狀況

府縣別	工場數	職工總數	指導者	備考
靜岡	八五	二四、三二七	工場監督官吏	
長野			工場監督官吏	工場課長以下九名
富山	三五	六、五七七	同	
福井			工場監督官吏及警察官吏	工場課長も出動す
島根	八四	八、九八五	警察部長主務課長以下係員全部	
福岡			警察部長、工場課員	
佐賀	一九七	五、二八五	工場監督官吏	警察官吏應援
宮崎	四五〇		工場監督官吏及警察官吏	製材工場のみ
鹿兒島	五八〇	五、三〇〇	工場監督官吏	

(9) 施行狀況の視察

實地指導と相俟つて廳府縣、工場協會又は工場懇話會等に於て、安全週間中各工場に赴いて其の施行狀況を視察することは、これも亦安全週間施行上又は其の發展を期する上に於ても頗る必要なることである。從つて各府縣共各々其の分擔區域を定めて工場に出張し其の施行狀況を視察し督勵するところがあつた。社會局へ其の狀況を報告せるものは左の通りである。

府縣別	工場數	職工數	視察者	備考
京都			工場監督官吏	六區域ニ分チ十一名ニテ分擔ス
三重			工場監督官吏及警察官吏	警察ノ管轄別ニ八名ニテ分擔ス
滋賀		三六、〇九〇	同	工場監督官吏三五名警察官吏八二名
石川	一、二七〇		同	警察ノ管轄別ニ二三名ニテ分擔ス
岡山	八九		同	工場監督官吏六名警察官吏二名
德島	一〇	三、七八二	保安課長	外ニ工場監督官吏四名ニテ平均八十五工場ヲ視察ス

(10) 國旗及安全旗揚揭式

產業日本の力强き發展期に於ける安全週間に際し、國旗を掲揚して非常時意識を自覺し、且つ從業員をして直接國家的重要產業にたづさはつて居るとの念を抱かしめ、或は安全旗を掲揚して安全運動の重大性を認識せしめることは頗る有意義の企てゞある。本年度に於ても岐阜、山形、香川、福岡等をはじめ各府縣に於ける多數の工場は國旗或は安全旗の掲揚式を擧行して非常なる好影響を齎した。

（11） 安全祈願祭

從業員に敬神の念を涵養せしめ、且つ安全運動實行の心意を緊張せしめんが爲に、安全週間開始に際し先づ附近の神社に參拜して安全祈願祭を執行するもの頓に多きを加へつゝあるは誠に喜ぶべき現象である。

本年度安全週間に際し祈願祭を執行したるものにして、社會局に報告ありたるは左記の府縣である。

京　都　各工業會別に平安神宮外十社へ役員、警察官、從業員代表等參拜祈願を爲す

三　重　警察部長(代理)工場課長以下課員、關係署員及工場主並に從業員代表等約五十名七月一日午前五時を期し外宮に參拜、引續き內宮に參進神饌料奉納安全祈願祭を行ふ。

愛　知　工場課長以下課員、及民間側安全委員約百名熱田神宮に參拜す。

宮　城　縣內六ヶ所に於て附近の神社に參拜し、週間後無事故御禮として町內神社に參拜せるものもありたり。

福　島　八七工場に於て一〇七囘執行す。

山　形　週間第二日を祈願デーとして附近の神佛に參拜せしむ。

尙香川、熊本等の府縣に於ても擧行す。

（12） 慰靈祭

安全週間に際して工場災害の犧牲となりたる工場勞働者の靈を合祀し之を慰むるは、殉職者に對する當然の禮でもあり、工場災害豫防の念慮を培ふ上に於ても頗る有意義である。警視廳に於ては例年之を執行し來りたるが、本年度は宮城、福島、廣島、香川の各縣にありても夫々慰靈祭を擧行し、工場勞働者には勿論、多數の遺族に對しても慰むる處大であつた。

警視廳　七月一日、日比谷市政調査會館に於て慰靈祭を執行したる處、多數の遺族、工場主及び同僚等參列し盛會を極めた。

（昭和八年七月より九年五月末迄の工業殉職者數六十五名）

福　島　慰靈祭執行囘數二十三囘に及べり。

廣　島　福山、府中、三原、松永の各工場懇話會支部の外、慰靈祭或は追弔會執行の工場五を算す。

第五　安全週間後の事業

一、本協會並に社會局に於ける事業

安全週間後社會局に於ては廳府縣より施行狀況の報告を受けると共に、常時使用職工五十人以上の工場より其の成績の報告を受け、週間中の災害率並に施設事項に付調査を行ひたるが、本協會に於ても關係廳府縣を經て優良工場の表彰申請をなさしめ、其の審査の結果、週間中其の成績優良の工場に對して夫々表彰を行つた。其の詳細なる報告に關しては後述する。

二、關係廳府縣又は事業主團體の事業

安全週間後に於ける關係廳府縣並に事業主團體の主なる事業は左の通りである。

（一）安全週間の結果報告

安全週間の結果報告として行はれるものは左の如きものである。

（1） 安全週間成績調査

安全週間後は各工場共、災害率並に施設事項其の他生產能率調査等各種の參考資料、有益なる統計を作成して關係廳府縣へ報告し各廳府縣は更に之を一括して安全週間の詳細なる施行狀況報告書を作成して之を社會局に提出した。

（2）批判會

安全週間終了後工場に於ては安全委員會が主催となりて工場内に於ける安全週間の批判會を行ひ、關係廳府縣にありては工場協會又は工場懇話會等が主催となり參加事業主の參集を求めて其の批判會を開催するものがあつた。

安全週間に限らず如何なる事業と雖も其の實施後に於て、之を回顧反省し互に忌憚なき批判會を行ふことは、其の事業の將來に於ける發展充實の爲に頗る實利的なものであつて、數年來安全週間批判會が各地に開催されるに至つたことは我國安全運動が漸く普及し、理解されたる結果と見られる。

（二）優良工場の表彰推薦

次に關係廳府縣に於ては安全週間中其の施行狀況を視察したる結果と、其の成績（災害率と施設事項）如何を併行的に審査して其の成績優良なる工場を工場協會或は工場懇話會總裁より表彰し、更に最も優秀なる工場を選定し各廳府縣より其の表彰方を本協會に申請した。本年度表彰されたる優良工場は後述の如くであるが、之が爲め各參加工場は互に刺激され其の光榮を擔はんとして熱心に安全週間に向つて邁進し、安全運動の目覺しき發展に一層の拍車を加へた。

第六　安全週間と出版活動概況

安全週間の趣旨宣揚の爲め講演會、講習會、映畫會等の開催に依る外、ポスター、ビラの配布、機關雜誌の動員、新聞雜誌の活用、又はパンフレット、リーフレットの發行等に依つて大いに其の宣傳に努力を傾注することも例年の通り非常に盛んであつた。

本年度に於ける出版活動概況は次の通りである。

一、新聞及雜誌

（1）雜誌「產業福利」に發表されたるもの

雜誌「產業福利」に發表されたる本年度の安全論文竝に資料其他は左の通りであつた。

一月號（第九卷第一號）

昭和九年を迎へて產業安全の進展を思ふ　　蒲生俊文

工場致死災害　　社會局監督課

二月號（第九卷第二號）

災害の調査と近似災害　　蒲生俊文

工場致死災害　　社會局監督課

彙報

地方安全委員と地方幹事の設置

安全週間成績優良工場の表彰

三月號（第九卷第三號）

災害豫防の一大考察　　大塚實雄

工場致死災害　　社會局監督課

彙報

地方安全委員と委員會

兵庫縣に於ける安全講演會

株式會社芝浦製作所の安全運動强化

四月號（第九卷第四號）

工場致死災害　　社會局監督課

彙報

兵庫縣下各工場の怪我なし週間

工場災害の原因調査

五月號（第九卷第五號）

彙報

一九三四年度災害豫防計畫（ペンシルヴァニア）

鐵道省大井工場が安全競爭に全力を盡す企て

災害減少には注意喚起が必要

從業員自身から積極的に開始された安全運動

六月號（第九卷第六號）

安全の四諦と從業者の自覺　　蒲生俊文

兵庫縣下に於ける工場安全設備の再吟味

災害的傾向の個人的性質　　佐藤龜太郎

彙報

安全週間の準備成る

英國の全國安全大會

芝浦製作所の安全指導

安全大會の準備

七月號（第九卷第七號）

守れ安全・日本の飛躍　　蒲生俊文

工場致死災害　　社會局監督課

芝浦製作所に於て從業員に配付した試驗及一般電氣

取扱の安全心得

兵庫縣に於ける「怪我なし週間」實施狀況　兵庫縣工場課

彙報

機械工場主に危害豫防講習會

安全週間に際し實施委員會設置を勸奬

八月號（第九卷第八號）

暑氣と災害　蒲生俊文

工場致死災害　社會局監督課

彙報

小野田セメントの安全指導週間

兵庫縣の安全祈願祭

陸軍造兵廠大阪工場の安全週間

靜岡縣鑛工聯合會の座談會で安全方策協議

九月號（第九卷第九號）

智目行足の說　蒲生俊文

工場致死災害　社會局監督課

安全の旅を憶ふ　蒲生俊文

彙報

群馬縣下各工場の安全週間に於ける安全祈願祭

川崎造船所製鈑分工場の安全手帖

鐵道の安全會議

小野田セメントの安全週間

安全週間成績優良工場並事業場の表彰と優良從業員の表彰準備第五回產業福利展覽會

十月號（第九卷第十號）

寸隙に戒心させよ　蒲生俊文

安全と精神訓練（一）　佐藤龜太郎

工場致死災害　社會局監督課

彙報

神奈川縣の工場安全歌

十一月號（第九卷第十一號）

工場致死災害　社會局監督課

廣島陸軍被服支廠に於ける

第七回安全週間に從業員に對する訓話

安全と精神訓練（二）　佐藤龜太郎

十二月號（第九卷第十二號）

工場致死災害　社會局監督課

安全と精神訓練（三）　佐藤龜太郎

工場從業者の作業服裝に就て

―東京工場協會工場安全委員會に於て制定　原田實

（2）工場協會、工場懇談會にて發行のもの

工場協會、工場懇談會等に於て發行されたる新聞、雜誌等にして社會局に送付ありたるものの內、其の發行日に從つて「週間前」「週間中」及び「週間後」に區別して其の內容目錄を摘記すれば左の通りである。

（イ）　安全週間前發行のもの

（一）工場時報（東京工場協會發行）

二月號（第二十六號）

工場災害

第二回全國產業安全大會瞥見　五十嵐健治

三月號（二十七號）

工場災害

工場床構造に就て　五十嵐生

工場設備關係取締並事務取扱方針に就て　日高元次

五月號（二十九號）

優良工場並第二回優良工場從業員表彰式に於ける會長藤沼警視總監の告辭

二三の職業病に就て　星合甚之助

工場災害

七月號（五十一號）

告辭（工場體育指導者講習會に於ける）　健康保險課長

工場安全週間に際して　日高元次

電氣傷害に就て　枝松利八

煤煙と其の防止法　關新四郎

工場災害

（二）京都府工業聯合會々報

一月號（第七十號）

體育民踊に就て　横島良輔
二月號（第七九一號）
女工手服裝研究懇談會
三月號（第七十二號）
二月中の災害事例及統計
就業時間の制限及休日休憩　井上章次郎
五月號（第七十四號）
第七回全國安全週間擧行要綱決定せらる
六月號（第七十五號）
第七回安全週間に關する協議會概況
工場災害事例
（三）安全の歩み（其の四）（兵庫縣工場課發行）
（四）會報（滋賀縣工場協會發行）
三月號（第二卷第二號）
飲食物の中毒に就て　宮崎義郎
鉛中毒に就て　同
五月號（第二卷第三號）
結核と人の一生　德原正種
（五）會報（岐阜縣工場會發行）
一月號（第九十號）
民謠舞踊講習會狀況
中小工場と工場診斷　小幡治和

工場災害と豫防　野村剛三
（六）會報（長野縣工場懇話會發行）
二月號（第十五號）
第六回安全週間報告
第二回全國產業安全大會に出席して　永井俊郎
（七）信濃之工場（長野縣工場懇話會發行）
九月號（第四號）
第七回安全週間近し
安全週間實施計畫要綱
第一回安全委員會
（八）工場協會報（山形縣工場協會發行）
一月號（第九號）
工場優良從業員表彰式狀況
工場災害
災害避難演習の必要　佐藤源吉
（九）石川縣工業會時報（安全週間臨時號）
安全週間施行の趣旨
安全週間施行要綱
（十）安全運動の跡（廣島縣工場懇話會發行）
第六回安全週間實施狀況報告
（十一）福岡縣鑛工聯合會々報
一月號（第八卷第八號）

第三回全國安全大會に就て　成重光眞
(ロ)安全週間中發行のもの
(一)安全時報(大阪府產業安全協會發行)
七月號
業態別產業安全週間
安全週間用安全設備及從業員心得
產業安全週間實施概要
(二)信濃之工場(長野縣工場懇話會擧行)
十月號(第五號)
第七回安全週間實施に際して　山本義章
職工死傷、工場災害事例
(ハ)安全週間後發行のもの
(一)工場時報(東京工場協會發行)
十月號(第三十四號)
七月中管下の工場に於ける災害の發生狀況と其の對策に就て　原田寶
第十二回工場安全委員會概況　鶴岡芳夫
十一月號(第三十五號)——煤煙防止號
工場安全委員會にて制定の作業服裝に就て　原田寶
十二月號(第三十六號)
八月中管下工場に於ける災害の發生狀況と其の對策に就て　原田寶
電氣傷害に就て　枝松利八
第十三回工場安全委員會概況

(二)京都府工業聯合會々報
七月號(第七十六號)
第七回全國安全週間實施概況
十一月號(第八十號)
體育指導狀況
(三)會報(栃木縣工場懇話會聯合會發行)
十月號(第十一號)
安全週間實施報告號
(四)愛知縣工場會々報
八月號(第十九卷)
第七回安全週間報告號
(五)工場會報(岐阜縣工場會發行)
十月號(第九十二號)
安全週間號
(六)信濃之工場(長野縣工場懇話會發行)
十二月號(第七號)
第七回安全週間報告號
(七)安全週間前後に於ける製糸工場の能率調査(長野縣工場課發行)
(八)會報(福井縣工場協會發行)
十一月號
安全週間特輯號
(九)石川縣工業會時報

八月號（第五號）

安全週間施行結果に付概評

工場安全座談會

（十）福岡縣鑛工聯合會々報

十二月號（第八卷第十六號）

第三回全國安全大會記念號

（3）安全ニュース

安全週間中、各工場共毎日安全ニュースを發行し、之を從業員出勤の際當日の分を配布するか、又は退場の折翌日のニュースを配布して、安全週間の趣旨を徹底理解せしめ、安全週間實施上頗る有益なる役目を果した。

二、リーフレット及びパンフレット

リーフレット及びパンフレットは前項の新聞雜誌と稍其の性質を異にし、一事項に關して單行本的性質と役割を具備するものであつて本年度週間に際して發行されたるものは左の通りであつた。

（1）產業福利協會にて發行されたるもの

イ、工場安全の叫び（第二回全國產業安全大會報告）

ロ、第六回全國安全週間報告

ハ、守れ安全

（2）工場協會、工場懇話會其の他にて發行されたるもの

工場協會、工場懇話會等に於ては安全週間特輯號等を發行し或は其の他多數のパンフレット、リーフレット等を發行して、安全運動の宣傳、研究に資する處大であつた。尚各個の工場にありても、工場內にて發行の雜誌等を利用し、或は特別のパンフレット等を發行せるもの頗る多數に達したが、其の詳細に就ては省略する。

三、宣傳印刷物及びポスター

宣傳印刷物は其の要旨のみを最も簡明に發表し、一般從業員に呼びかけるもので、安全週間中最も其の性能を發揮し、旺盛活潑なる活動を展開して其の任務を果し、多大の効果を收めるものである。

ポスターは繪畫又は繪畫的（象形的）文字、又は繪畫と文字とを組合せたるもので、直接大衆の眼に訴へて其の趣旨を容易に理解せしむる宣傳効果を有するもので、工場內の掲示板或は一般從業員の最も見易き場所に掲示し、尚進んで街頭にまで之を掲げて一般人の安全運動に對する協力を求めるものである。

本年度安全週間に際してもポスターの利用は最も多く、產業福利協會に於ても之を一括して全國統一的のポスターを作成し、希望の工場に對し實費を以つて頒布し、又工場協會、工場懇話會に於ても其の地方に適應するポスクーを作成し、工場自身も亦其の工場に適應せるものを作成した。

第七　安全週間中に於ける成績概況

一、安全週間と災害率

使用職工五十人以上の工場に於ける安全週間中の災害率は、安全週間前の災害率に比して五分二厘の減少を示してゐる、之を昨年の第六回安全週間に於ける二割〇分九厘の減少率に比較すれば、如何にも減少率少なきかの如く見ゆれども、そは皮相なる觀察であつて實質上に於ては例年慣行し來りたる安全週間の效果として、日常既に災害率の漸減し來れる結果、災害減少の餘地が次第に狹められたる爲めであつて、寧ろ好成績を擧げたるものと見るべきであらう。換言すれば週間前の災害率と週間中の災害率とが同一率になつてこそ、始めて安全週間の極致と稱すべく、又目

標も共處に存するのである。

次に本年度に於ける調査延人員を見るに、週間中七百二十七萬一千七百六十九人、週間前一億百六十九萬二千五百十八人にして、週間中の人員が前年度（一千三十六萬一千四百十六人）より減少したるは、海軍省關係工場が都合により中止せる等の原因に基くものと考へらる。

左に全國各廳府縣に於ける民間工場及び官立工場の總括的災害率を掲げる。

民營工場

	安全週間中		安全週間前		比較増減（△印ハ増）	前年度安全週間トノ比較（△印ハ増）
	實數	萬分率	實數	萬分率		
微傷	二、五八三	三•七三一	三八、六七五	四•〇七一	〇•二四〇	△一•一七四
輕傷	六七〇	〇•九六八	七、七三九	〇•八一五	△〇•一五三	△〇•三八一
重傷	一三二	〇•一九一	二、三八五	〇•二五二	〇•〇六一	△〇•〇六五
死亡	二	〇•〇〇三	七六	〇•〇〇八	〇•〇〇五	△〇•〇〇二
計	二、三八七	四•八九三	四八、八七五	五•一四五	〇•二五二	△一•六二二
調査延人員	六、九二二、七五〇		九四、九九六、三八一			

官營工場

	安全週間中		安全週間前		比較増減（△印ハ増）	前年度安全週間トノ比較（△印ハ増）
	實數	萬分率	實數	萬分率		
微傷	五二	一•四九〇	一、六三〇	二•四二四	〇•九四四	〇•四九五
輕傷	一五	〇•四三〇	二八三	〇•四二三	△〇•〇〇七	〇•三二二
重傷	四	〇•一一五	一一七	〇•一七五	〇•〇六〇	〇•三五五
死亡	｜	｜	四	〇•〇〇六	〇•〇〇六	｜
計	七一	二•〇三四	二、〇三四	三•〇三八	一•〇〇四	一•一七二
調査延人員	三四九、〇一九		六、六九六、一三七			

計

	安全週間中		安全週間前		比較増減（△印ハ増）	前年度安全週間トノ比較（△印ハ増）
	實數	萬分率	實數	萬分率		
微傷	二、六三五	三•六二四	四〇、三〇五	三•九六三	〇•三三九	△一•一一四
輕傷	六八五	〇•九四二	八、〇二三	〇•七八九	△〇•一五三	△〇•三四二
重傷	一三六	〇•一八七	二、五〇二	〇•二四六	〇•〇五九	△〇•〇三三

死亡	二	○・○○三	八○	○・○○八	○・○○五	△○・○○二
計	三、四五八	四・七五五	五○、九○九	五・○○六	○・二五一	△一・四八九
調査延人員	七、二七一、七六九		一○一、六九二、五一八			

次に參考として警視廳管下に於ける使用職工五十名以上の工場の安全週間前後に於ける災害率統計を示せば左の通りである。

調査工場

	染織工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	合計
工場數	八七	二六九	一四八	三一	一二七	七	六六九
職工數 男	六、○四八	四七、一八八	一三、○一三	一、八○五	一四、五○五	九三六	八三、四九五
職工數 女	二○、一七八	七、二二四	五、八四六	一、四○六	四、五五四	七	三九、二一五
職工數 計	二六、二二六	五四、四一二	一八、八五九	三、二一一	一九、○五九	九四三	一二二、七一○
延從業員	一七七、三○二	三六○、○七三	一二六、三七八	二一、七九九	一二二、三○一	六、六○一	八一四、四五四

第一、自七月一日至七月七日 安全週間中災害

	染織工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	合計
微傷 休マザル	一六	二○五	三二	一	一四	七	二七五
微傷 一日又ハ二日	三	五四	四	二	—	—	六三
微傷 小計	一九	二五九	三六	三	一四	七	三三八
輕傷	四	一○二	五	六	二一	一	一三九
重傷	一	二○	一○	七	四	七	四九
死亡	—	—	—	—	—	—	—
計	二四	三八一	五一	一六	三九	一五	五二六
壹萬人ニ對シ災害率	一・三五	一○・五八	四・○三	七・三五	三・二七	二一・七○	六・四七

第二、自六月廿四日至六月三十日 安全週間前災害

	染織工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	合計
延從業員	一七二・八八六	三七二・六四一	一二九・七一一	二一、九五○	一二三、五七七	六、六○一	八二七、三六六
微傷 休マザル	五九	二七三	六三	四	一六	二	四一七
微傷 一日又ハ二日	三	八一	七	一	二	—	九四
微傷 小計	六二	三五四	七○	五	一八	二	五一一
輕傷	七	一三○	二二	五	一五	二	一八一

重傷	一	四〇	九	一四	一	四	六九
死亡	—	—	—	—	—	—	—
計	七〇	五二四	一〇一	二四	三四	八	七六一
壹萬人ニ對シ災害率	四・〇九	一四・〇八	七・七九	一〇・九三	二・七九	一二・〇九	九・二一
週間中ト災害率比較（△印ハ增）	△二・七四	△三・五〇	△三・七六	△三・五八	〇・四八	一〇・六一	△二・七四

第三、自七月八日至七月十四日 安全週間後災害

	染織工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	合計
延從業員	一七四、六二〇	三七一、二五一	一二九、九九一	二一、六〇九	一二三、九六〇	六、六〇一	八二八、〇三二
微傷 休マザル	五七	二三三	五二	—	二一	七	三七〇
微傷 一日又ハ二日	一	七九	一一	—	四	—	九五
微傷 小計	五八	三一二	六三	—	二五	七	四六五
輕傷	四	一一一	一〇	—	三〇	七	一六二
重傷	一	一六	一九	七	九	七	五九
死亡	—	—	—	—	—	—	—
計	六三	四三九	九二	七	六四	二一	六八六
壹萬人ニ對シ災害率	三・六〇	一一・八三	七・〇九	三・二四	五・一七	三一・八一	八・三〇
週間中ト災害率比較（△印ハ增）	△二・二五	△一・二五	△三・〇六	四・一一	△一・九〇	△九・一一	△一・八三

備考　管下使用職工五十名以上ノ工場ニ就キ調査セルモノナリ

二、工場に於ける施設事項

工場に於ける產業災害の豫防上『工場危害豫防及衞生規則』（內務省令第二十四號）に準據して、各種の施設又は修理改善を行ふことは、法律的義務より云ふも社會道德上より觀るも事業主側に於て當然爲さゞるべからざる事柄である。

本年度安全週間を機會に實施せられたる各種施設事項は二十三萬九千七百八十九件に達し年々增加の傾向にあるは誠に喜ぶべき現象である。

其の內譯は次の如くである。

施設事項	新設個數又ハ件數 民營工場	新設個數又ハ件數 官營工場	修理又ハ改善個數又ハ件數 民營工場	修理又ハ改善個數又ハ件數 民營工場	計 民營工場	計 官營工場
危害豫防施設	二六、八三〇	三四八	三五、八六一	七三五	六二、六九一	一、〇八三
火災及爆發等ノ豫防及避難施設	六、八九三	五八	九、四二四	一九二	一六、三一七	二五〇

服装及保護具ノ施設	二五、四九三	二、三七六	四、〇三三	一八八	二九、五二六	二、五六四
衛生設備	八、七四五	三五	五、〇〇八	一四五	一三、七五三	一八〇
計	六七、九六一	二、八一七	五四、三二六	一、二六〇	一二二、二八七	四、〇七七
其ノ他ノ一般的施設					一一二、〇二七	一、三九八
合計					二三四、三一四	五、四七五

次に参考として警視廳管下の使用職工五十名以上の工場に於ける安全週間中施設狀況統計表を示せば左の通りである。

第一、危害豫防施設

施設事項	染織工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	合計
1、原動機又ハ動力傳導裝置ノ柵圍又ハ被覆（工場危害豫防及衛生規則第二條）	七九	二四〇	一四四	三三	一〇四	六	六〇六
2、調帶綴金具ノ安全型（同第三條）	五三	一四六	七七	一六	六二	五	三五九
3、セツトスクリウ、ボールトナツト及楔類ノ安全裝置（同第四條）	四六	一〇六	六三	一五	四七	二	二七九
4、ベルトシフター、安全裝置（同第五條）	四一	一一三	六一	一四	五八	七	二九四
5、調帶受ケ具（同第六條）	五五	一三三	七七	二二	四三	四	三三四
6、安全給油裝置又ハ安全注油道（同第七條）	四二	九二	五七	一六	四六	五	二五八
7、原動機又ハ元軸急停止裝置又ハ急停止ノ信號（同第八條）	四〇	七七	四七	九	四一	五	二一九
8、運轉開始又ハ停止ノ合圖信號（同第九條）	四三	一一七	五〇	一五	四九	六	二八〇
9、機械ノ動力輪又ハ齒車ノ被覆又ハ柵圍（同第十條）	六〇	一七三	一一七	二三	七九	五	四五七
10、機械ノ危險ナル運動部、勢輪カム聯運動部突出部等ノ柵圍被覆又ハ安全裝置（同前條）	四四	一三六	七一	二三	六〇	三	三三七
11、鋸機鉋機ローラーカレンダーパンチプレスシーヤ及カツター等ノ安全裝置（同前條）	二六	一〇〇	四一	九	三五	—	二一一
12、研磨機ノガード（同前條）	一八	一六五	四七	九	三五	四	二七八
13、織機ノシヤトルガード（同前條）	一七	四	二	—	三	—	二六
14、ゴム煉ロール應急停止裝置（同第十三條）	五	一二	四五	—	一一	—	七三

施設事項	染織工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	合計
15、其ノ他ノ機械急停止裝置（同第十二條）	一八	四一	三〇	九	二八	二	一二八
16、作業場所ニ於ケル墜落防止柵圍又ハ覆蓋（同第十五條）	三六	五二	六二	一四	二九	五	一九八
17、持運ビ梯子ノ滑止（鈎又ハ脚ノ下部ノ靴等）（同第十六條）	四八	一二五	六六	一一	三二	三	二八五
18、危險箇所ノ標示（同第十八條）	七七	二〇七	一一七	二六	八七	八	五二二
19、其ノ他危害豫防施設	二二	五〇	三一	六	三〇	—	一三九
合計	七七〇	二、〇八九	一、二〇五	二七〇	八七九	七〇	五、二八三

第二、火災及爆發等ノ豫防及避難施設

施設事項	染織工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	合計
1、爆發性發火性又ハ引火性料品置場容器ノ危害豫防措置（第廿一條及廿六條）	三三	一二五	六七	八	五七	五	二九五
2、油浸ボロノ處理施設（同第廿二條）	五六	一八二	八四	二〇	八五	六	四三三
3、避難出口避難通路及其標識（同第廿三條及廿五條）	六二	一五三	八三	二三	七四	二	三九六
4、危險箇所ニ立入禁止標識（同第廿七條）	六一	一四九	八八	一四	五六	五	三七三
5、其ノ他防火消火設備	八一	二三三	一三七	三三	九七	七	五八八
合計	二九三	八四二	四五九	九七	三六九	二五	二、〇八五

第三 服裝及保護具ノ施設

施設事項	染織工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	合計
1、危害豫防ノ作業服又ハ帽子（同第十四條）	三一	七七	三七	一一	二六	三	一八五
2、保護眼鏡（同第廿八條）	一七	一二四	四九	五	二三	六	二二四
3、マスク又ハ呼吸器（同前條）	二七	一〇七	七三	六	二八	四	二四五
計	七五	三〇八	一五九	二二	七七	一三	六五四

第四 衞生施設

施設事項	染織工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	合計
1、瓦斯蒸氣又ハ粉塵ヲ發散スル場所ノ排出又ハ密閉其ノ他ノ措置（同第廿六條）	三〇	九六	六六	八	四七	二	二四九
2、食堂洗面裝置飲料水供給等（同第廿九條）	六七	一九五	一〇九	二一	八一	六	四七九
3、救急函及救急材料用具（同第卅二條）	六六	二〇六	一一九	一九	九四	七	五一一
4、其ノ他衞生施設	三四	八四	四四	一六	四六	四	二二八
合計	一九七	五八一	三三八	六四	二六八	一九	一、四六七

第五、健康增進施設

施設事項	染織工場	機械器具及工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	合計
1、運動場ノ廣袤(坪)	二九、五九五	六一、四七七	三五、六八四	一〇、九三九	一五、七二七	三、〇〇〇	一五六、四二二
2、運動時間(有スル工場)	四九	七二	三六	一〇	三五	四	二〇六
3、運動種類 體操	三八	三九	一八	六	二一	一	一二三
野球	二五	七一	三七	四	二七	六	一七〇
庭球	二一	二八	一七	二	九	五	八二
卓球	一八	二〇	一四	二	七	三	六四
柔劍道	一二	八	一〇	一	五	四	四〇
遊戯	四	五	三	｜	一	｜	一三
其他	九	二七	一一	二	八	｜	五七
指導者ノ數	一五〇	一六七	六五	一五	七二	一	四七〇
4、體育施設 用具ノ設備(有スル工場數)	三四	四九	二六	八	二〇	二	一三九
5、榮養食ノ實施(實施セル工場數)	二一	六	四	三	一	一	三六

第六 其ノ他ノ一般的施設

施設事項	染織工場	機械器具及工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	合計
1、各種訓練(安全ナル作業方法避難演習消防演習等)	五四	九九	八二	一二	五四	五	三〇六
2、安全委員ノ設置	五〇	一三二	七〇	一二	六二	五	三三一
3、安全係、衛生係、等ノ設置	五四	一四〇	七九	一四	六四	五	三五六
4、講演、訓話、活動寫眞會等ノ開催	四二	八五	四九	八	三二	二	二一八
5、宣傳物ノ貼付又ハ配付(全國又ハ府縣ニ於テ作成シタルモノ以外)	四八	一二三	七一	一四	四七	五	三〇八
6、安全週間記念物品ノ給與	一五	一八	一〇	三	一一	｜	五七
7、其ノ他	八	二〇	一六	三	六	二	五五
計	二七一	六一七	三七七	六六	二七六	二四	一、六三一

三、安全週間と生産能率

近時生産工業界に於て漸く行詰れりの聲を聞くに當り、其の打開策が熱心に考究されつゝあるが、經濟問題として産業上に於ける生産能率の問題は將來益々其の重要性を增大すべきものであることは論を俟たぬ處である。

安全週間と生産能率との關係は未だ廣く各方面に研究題目として取上げらるゝに至らないが、第五回安全週間に際して石川縣に於て使用職工百人以上の工場に於ける生産能率の調査を行ひたるを嚆矢として、昨八年は石川縣の外に岐阜縣長野縣に於ても之が調査を爲し大いに得るところがあつた。

本年度安全週間に際しては、山梨、福井、石川の三縣に於て之が研究をなした。尙長野縣にありては本年度安全週間前に『昭和八年度安全週間前後に於ける製絲工場の能率調査』と題するパンフレットを作成し各方面に配布した。勿論此の研究調査は問題の性質上頗る困難なるものがあることは想像に難くないが、安全週間の如き機會に廳府縣當局は工場側と相提携して、周到なる研究方法に基いて之を行つたならば、必ずや好き經濟研究の資料となるべく又生産事業に對する一大指針となり得るであらう。

左に各縣に於ける調査報告の概要を揭げて參考に供する。

(イ) 山梨縣東山梨郡〇部村　〇〇製絲株式會社

安全週間中ニ於ケル繰絲技術競技成績比較　（從業員　男一八人　女二二八人）

日次	工場	一人一日繰枠數	一枠ノ平均絲量	一日ノ成績平均點	
第一日	第一工場	一一・八七枠	一八・六七匁	二三七・九點	勝
	第二工場	一〇・六四	一八・九〇	二一〇・六	負
第二日	第一工場	一一・五七	一八・八四	二一〇・八	勝
	第二工場	一一・〇一	一八・八〇	二〇五・一	負
第三日	第一工場	一二・〇一	一八・八五	二三七・八	勝
	第二工場	一一・一二	一八・八五	二二七・七	負
第四日	第一工場	一一・〇三	一八・八三	一九四・九	勝
	第二工場	一〇・五〇	一八・八五	一九四・八	負
第五日	第一工場	一一・二一	一八・六一	二一九・一	勝
	第二工場	一一・四一	一八・六一	二一〇・四	負
第六日	第一工場	一一・四〇	一八・七二	二二八・四	勝
	第二工場	一一・三六	一八・六五	二二〇・五	負
第七日	第一工場	一一・六一	一八・八一	二四八・九	勝
	第二工場	一〇・八〇	一八・七三	二〇六・三	負
七日間平均	第一工場	一一・五二	一八・七六	二一六・一	一人一日ノ繰糸量 二二六匁一一
	第二工場	一一・一三	一八・七三	二〇八・七	二〇八・七八

前記ノ通ニシテセリプレン、節其ノ他ノ成績ハ點數ニテ表ハシタルモノニシテ平日ノ能率及成績ニ比シ$\frac{5}{100}$ヲ増ス

(ロ) 福井縣に於ては使用職工五十名以上の工場に對し『作業能率成績』を徴し、安全週間中に於ける能率狀態を調査したるが、時恰も織物の好況時期に際會したるも左表に示す如く、相當の成績を擧げることを得た。

第七回全國安全週間能率調査表（五十人以上使用工場ニ於ケル調査）

業種	調査工場數	區分	出勤職工數	缺勤職工數	生産數量	運轉機械數	休機械數
製絲業	六	平日ノ一日平均	六三八	六二	一二三、九二〇貫	二六七臺 九三三	九五臺 一八五
		安全週間中一日平均	六四〇	六四	一三三、二〇〇	二六八 九七四	九四 一三三
		比較	増 二	増 二	増 九、二八〇	〃増 一 四一	〃減 一 五二
紡績業	三	平日一日平均	一、八四六	一五二	七、〇四〇貫	五三四	一
		安全週間中一日平均	一、八五四	一四〇	六、五六四	五二四	一
		比較	増 八	減 一二	減 四七六	―	―
撚糸業	四	平日一日平均	六五〇	三五	四〇〇、一九一貫	三〇二	一
		安全週間中一日平均	六四九	三四	四〇二、二二六	三〇二	一
		比較	減 一	減 一	増 二、〇三五	―	―
織物業	七八	平日一日平均	八、八五三	七七二	六五、四五二	二二、六四六	一、一二一
		安全週間中一日平均	九、一三七	六七三	七八、一八〇	二二、九三七	八〇八
		比較	増 二八四	減 九九	増 一二、七二八	増 二九一	減 三一三
染色整理其ノ他加工業	三	平日一日平均	四六六	一七	整理 三、五九二　包裝 三、五七四　加工 五、一〇四	一五〇	三
		安全週間中一日平均	四六九	一四	整理 二、七三一　包裝 二、六一四　加工 四、一八六	一四七	一
		比較	増 三	減 三	整理 減 八六一　包裝 減 九六〇　加工 減 九一八	減 三	減 二
製紙業	三	平日一日平均	二四二	二七	二七、九五二	二五	三
		安全週間中一日平均	二五三	一九		二六	二
		比較	増 一一	減 八		増 一	減 一

木工業

			シャツトル	木管		
一						
平日一日ノ均	五三	二	二七五本	一、七〇〇本	一七四	六
安全週間中一日平均	五三	一	二八〇	一、七五〇	一七四	六
比較		減 一	増 五	増 五〇	｜	｜

（ハ）石川縣に於ては百人以上の使用職工を有する染織工場三十を選び安全週間に關する生産能率を調査したる處、左表の如き結果を得たり。表中製糸及織物工場に於て週間前に比し稍　低率を示したるは、週間中就業時間を割きて祈願祭の執行、消防避難演習、體育運動等を實施したるを以つて、實際作業に携はざる時間多かりしに依るものと認めらる。即ち紡績、撚糸業に於ては何れも増率を示して居るが故に、安全週間に際し工場内外の安全化が能率の向上を齎すべきは疑はざる處てある。

安全週間中ニ於ケル生産能率比較調査表　（石川縣）

區分		安全週間中（自七月一日 至七月七日）生産總額	延從業員數	一人當平均生産高	安全週間直前七日間 生産總高	延從業員數	一人當平均生産高	比較 増減
製糸業	繰糸部 二	四七八貫、五七五匁	二、二二九人	二二二匁	五一一貫、三二九匁	二、三六七人	二三四匁	減 一二匁
紡績業	綿精糸紡 一	二六五、三一六斤	三、二八九	八〇斤	二五二、四一二斤	三、二五二	七七斤	増 三斤
	絹精糸紡 一	三〇二貫、四九〇匁	三、四一三	六貫、一六〇匁	一、九七六貫、五六〇匁	三、三〇五	五貫、九八〇匁	増 一八〇匁
撚糸業	綿撚糸 一	八、三五二、五二八	三七六	二二、二一四	一〇、〇四九、九〇六	四五五	二二、〇八七	増 一二七
	絹撚糸 二	八五八、四一〇	一、〇六八	八〇三	八九一、六二四	一、一八四	七五三	増 五〇
織物業	絹織物業 二三	一九、八九四疋	一一、七〇六	一、六九八疋	二三、〇三六疋	一三、三三七	一、七二六疋	減 〇、〇二八疋

（ニ）尚富山縣に於ては主要工場六十一工場の安全委員執告書に基き週間前後一週間と週間中に於ける從業員の缺勤率を調査せるに左表の如き結果を見た。

安全週間ト缺勤率

業務別／區別	工場數	週間前一週間 負傷疾病ニ依ルモノ	週間前一週間 其ノ他	週間中 負傷疾病ニ依ルモノ	週間中 其ノ他	週間後一週間 負傷疾病ニ依ルモノ	週間後一週間 其ノ他
製糸業	七	二三	四八	一四	四一	一三	二四
紡績業	八	八八五	一、〇九〇	七二八	一、四三五	八七七	一、三九七
撚糸業	一	｜	三五	｜	三三	｜	三三
製綿業	一	九	九	一四	一九	一四	一九
織物業	一七	二二〇	二〇五	二〇四	一九四	二〇八	一九七
染色整理加工業其ノ他	七	五二	一一四	四五	一二一	六五	一二一
機械製造業	一	二一	三二	一八	一四	六	一三
金屬品製造業	一	一六	三五	一五	三七	二一	三〇
船舶車輛製造業	一	一〇	五一	一六	三七	一六	一三七

製紙業	三	四五	五〇	三二	四〇	四八	五九
製藥業	六	九五	五四	七四	五〇	一〇二	三七五
護謨製造業	一	—	—	—	—	—	—
人造肥料製造業	二	三四	一一六	三九	一〇一	二三	一五四
化學雜業	二	—	一四	一	二〇	—	一三
木工業	一	—	一三	—	四二	—	四〇
雜業	一	—	四	—	五	—	四
金屬精錬業	一	六	三	七	二	五	三
計	六一	一、四一六	一、八七三	一、二〇七	二、一九一	一、三九八	二、六一九

(ホ) 次に本年度安全週間に於けるものではないが、長野縣に於て昨八年の安全週間に際し調査したる『安全週間前後に於ける製絲工場の能率調査』の概要を參考の爲めに左に掲載する。

(い) 調査條件

製絲能率比較調査は次の樣な種々困難なる事情が存在することはやむを得ない。

一、製絲上標準繰絲と云ふやうな基準的なものが無いこと
二、原料繭の同一なるもので長期間に渉つて繰絲することが困難なること
三、同一職工を絕へず同一數だけ比較期間中揃へることは困難なること
四、溫濕度、日照度、風速等が絕へず變化すること
五、長い日數に渉る時は必ず休日等があり條件が一定しないこと

等多くの外的條件が相違するものであるが(一)(四)(五)に就では實際問題として現在の處補正し得ないので、能率調査に最も重要な

る原料の統一、職工の揃つた工場を撰定して行つたのであつたが、丁度春繭と夏秋繭との切換へ時季に遭遇し、三週間に渉つて同一原料を繰絲し得る工場の少なかつたのは殘念であつた。

又溫濕度、日照度、風速等の天候は恰も殘暑激しき時であり、特に溫濕度の差が多分に影響あるものと考へらるゝが不幸にして之に依る係數が不明な爲に除外する外なかつた。

又工場法第七條第三項に依る夏季の就業時間延長等をなし、暑氣甚しき時間に休憩時間を延長して職工の疲勞を防いだ工場も相當數に上つてゐるので條件が同一なものは少なかつた。

最初之等外的條件の比較的整つた工場を二十工場撰定したのであつたが、此の內にも原料繭が折り惡しく變る時季に遭遇したので後に到り條件に合致しないものが出來て來て、二十工場（內三工場は職工自體の調査）中結局最後まで本調査を遂行して貰つた所の工場は原料繭の統一せる、且職工の揃ひ休憩時間等も同一條件の十工場（內二工場は職工自體の調査）に減少し、之等の工場に就き能率を各工場別に調査を進めた。

次に絲の品位即ち格付に就ては調査各工場に於て施行して居る檢査、即ち每日職工の成績を調査した採點法を基礎として、生絲檢査法の主要檢査のみを限つて格付表によつて格を定めた。

繰絲量（繰目）に就ては職工各自へ分配せられた煮繭補抔數を以て各自每日の繰絲量とした。

絲條斑、絲目は其の當日のものを直ちに測定し得ないので、每日の札を變へて判明するやう區別して調査して貰つた。

次に職工自體即ち優等、中等、劣等の各階級に對して安全週間が如何なる影響あるかに就て調査して見たのであるが、其の調査に當つては別に準備、實施共に之を區別する事なく、職工全般として安全教育を施したのみである。三階級に該當する者を撰ぶについては從前の成績を見て其の成績が比較的一定して居つた優、中、劣等の各階級中十人宛取つたのであつて、各週間中に於ける成績も常時行つてゐた同一算出方法によつて各週間別に調査をして貰つた。

尙調査期間は次のやうであつた。

期間	第一期(前一週間)	八月二十五日——同月三十一日
	第二期(安全週間)	九月 一 日——同月 七 日
	第三期(後一週間)	九月 八 日——同月 十四 日

(2) 調査成績

1 工場自體の成績

A 工場

○原料繭 春、黄 ○黄×金○

○煮繭法 長○式、蒸氣處理 煮繭時間 十三分

○繰絲法 座繰(普通繰絲) 五緒 五二十釜

廻轉數 大摺輪 一・六尺 一分間 十六回

小摺輪 〇・八寸 同 三百三十回

就業時間 自午前六時至午後五時

休憩時間 第一回 午前九時より十五分

第二回 正 午より三十分

第三回 午後三時より十五分

(以下の就業時間は皆之と同一である。唯二、三午前六時三十分より午後五時三十分のものがあるが、休憩時間の配置は之と同一である)

此の工場の前後三週間に渉つての能率狀況は次のやうであつた。

月日	格付	綜合點(點)	同上平均ヲ一〇〇トセル%	絲條斑點(點)	同低點(點)	大中類點(點)	小類點(點)	纖度(D)	對一日一人繰絲量(匁)	同上平均ヲ一〇〇トセル%	對一認絲目(匁)	同上平均ヲ一〇〇トセル%
八、二五	A	八四・一三	九九・三八六	八五・四	七五・三	九八・五	八七・六	二一・五三	二八七・九八	九七・九二六	二〇・二三	一〇三・一六三
二六	A	八四・七二	一〇〇・〇八三	八五・八	七六・五	九八・〇	八八・二	二一・七一	二九八・六七	一〇一・五六一	二〇・二三	一〇三・二二四
二七	A	八四・七三	一〇〇・一〇六	八六・一	七六・八	九七・八	八七・三	二一・八八	二九八・九三	一〇一・六四九	一九・五九	九九・七九六

月日	格付	綜合點	同上平均ヲ一〇〇トセル%	絲條斑點	同低點	大中類點	小類點	纖度	對一日一人繰絲量	同上平均ヲ一〇〇トセル%	對一認絲目	同上平均ヲ一〇〇トセル%
二八	A	八四・七九	一〇〇・一七七	八六・〇	七六・三	九八・四	八八・三	二一・四三	二九四・六二	一〇〇・一八四	一九・二九	九八・四一八
二九	A	八四・九一	一〇〇・三一七	八六・七	七六・七	九八・〇	八七・一	二一・〇九	二九七・七一	一〇一・二三四	一九・四五	九九・二三五
三〇	B	八三・一六	九八・二二五	八五・〇	七四・〇	九七・六	八六・〇	二一・一五	二七六・一三	九五・〇八〇	一九・四八	九九・三八
第一期平均	A	八四・四五	九九・七七五	八五・九	七六・〇	九八・一	八七・四	二一・五三	二九二・三四	九九・四〇八	一九・五六	九九・七九六
九、一	A	八四・〇六	九九・三三八	八五・五	七五・七	九七・七	八七・〇	二一・五三	三〇一・六三	一〇二・五六七	一九・六〇	一〇〇・〇〇〇
二	A	八五・四四	一〇〇・九四五	八六・九	七七・三	九七・九	八八・五	二一・五一	二八一・三三	九五・六六一	一九・九〇	一〇一・五三一
三	A	八三・八五	九九・〇六七	八五・四	七五・二	九七・九	八六・七	二二・六六	二九六・一四	一〇〇・七〇〇	一九・四四	九九・一八三
四	A	八三・八二	九九・〇三一	八四・四	七五・二	九七・八	八八・六	二一・五六	三一八・六九	一〇八・三六八	一九・七〇	一〇〇・五一〇
五	A	八四・九四	一〇〇・三五四	八五・七	七六・四	九八・〇	八九・七	二二・八三	三一九・三一	一〇八・七九三	一九・九二	一〇一・六八四
六	A	八四・二五	九九・八五八	八四・六	七五・五	九八・二	八九・七	二二・一一	二八一・三四	九五・六六八	一九・七九	一〇〇・九六九
七	A	八四・六五	一〇〇・〇二一	八五・三	七六・二	九八・一	八九・三	二一・一八	三一六・七一	一〇七・六九五	一九・〇六	九六・二四五
第二期平均	A	八四・四〇	九九・七一七	八五・四	七五・九	九七・九	八八・四	二二・〇三	三〇二・一六	一〇二・七四六	一九・六五	一〇〇・二五五
八	A	八五・三三	一〇〇・八一五	八六・四	七六・八	九八・一	八六・九	二一・一八	二九二・五九	九九・四九三	一八・五四	九四・五九二
九	A	八四・三一	九九・七二九	八五・五	七五・三	九八・二	八八・五	一九・一七	二八二・四三	九五・七一三	一八・九〇	九六・四二九
一〇	A	八四・八五	一〇〇・二四九	八五・五	七六・三	九八・八	八九・一	二〇・一五	二七五・一六	九三・五六六	一九・四二	九九・〇八二

二	A	八四・四一	九九・七二八	八五・二	七六・二	九八・三	八八・二	二〇・〇七	二七四・二七	九三・二六四	一九・七九	一〇〇・九六九
三	A	八四・〇四	九九・二九一	八五・〇	七五・五	九八・七	八七・六	一九・九八	二九七・五〇	一〇一・一六三	一九・九一	一〇一・五八一
一三	AA	八六・三八	一〇三・三二〇	八七・八	七八・〇	九九・二	八九・七	二〇・三四	二九九・五八	一〇一・八七〇	二〇・一三	一〇三・六六三
一四	AA	八五・九三	一〇一・五四八	八七・四	七七・一	九九・〇	八九・七	二〇・五四	二八七・八三	九七・八七五	一九・七五	一〇〇・七六五
第三期平均	A	八五・一九	一〇〇・六四九	八六・三	七六・七	九八・六	八八・九	二〇・一六	二八七・二九	九七・六九一	一九・四七	九九・二八六
總平均	A	八四・六四	一〇〇・〇〇〇	八五・八	七六・二	九八・二	八八・二	二一・二四	二九四・〇八	一〇〇・〇〇〇	一九・六〇	一〇〇・〇〇〇

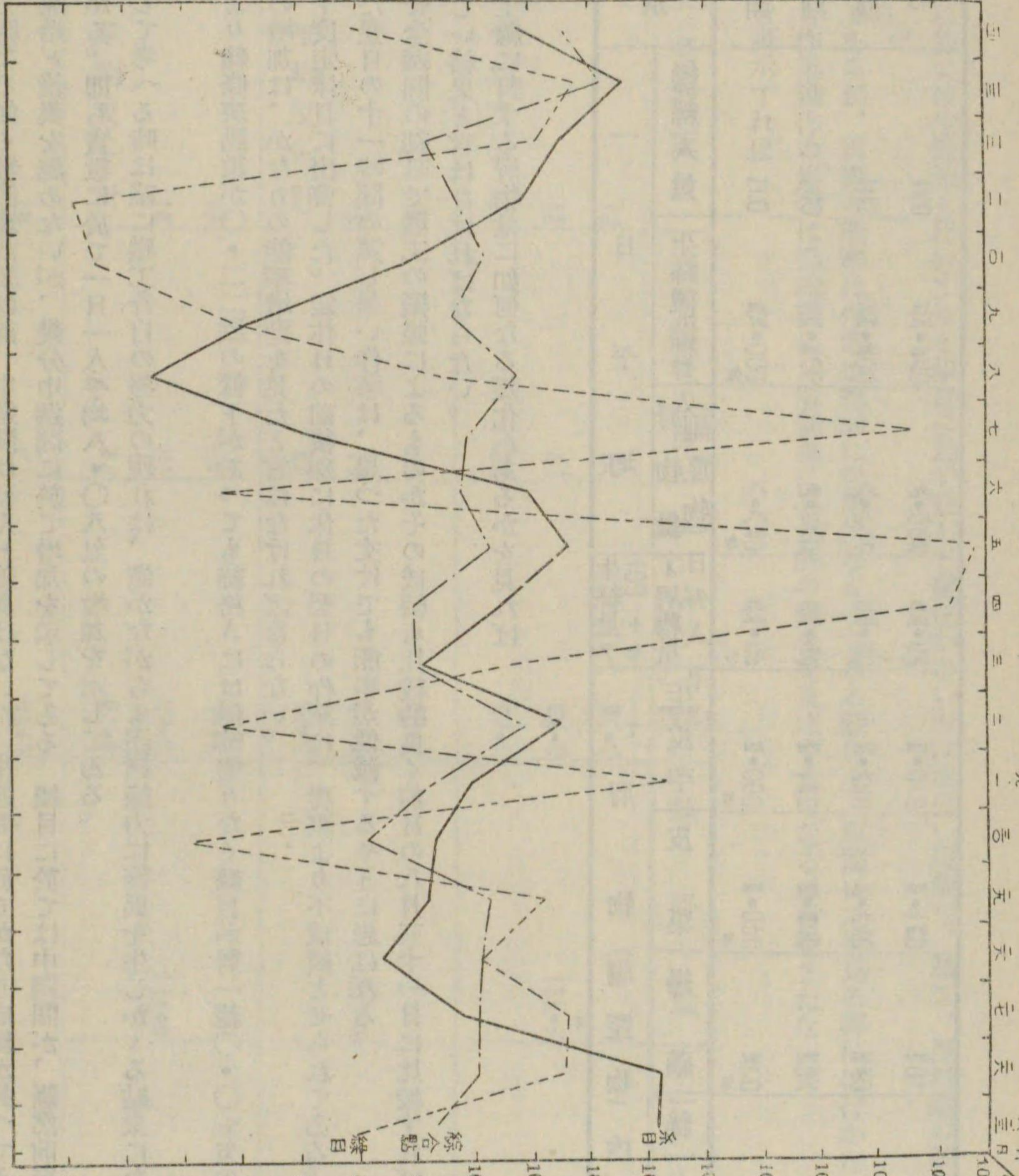

此の表の各日成績で明なる如く絲條斑成績は前・中週間は殆んど差異はないが、後週間に於てかなり成績が昇つてゐる。絲目に就ては三週間共、大同小異殆ど差異を認めないが、幾分中週間に於て増加を示してゐる。繰目に於ては中週間が、斷然前後二週間に比して優位にあることがわかる。即ち實數に於て一日一人平均八・〇八匁の増加を示してゐる。

之等の成績を綜合して考へる時は確に職工各自の努力の現れは、僅かながらも添緒能力に差異を生じかゝる結果になつたものと思料せらるゝのである。

中週間に於て平均より絲條斑點數が〇・二二點の低下があつても絲格Aには何等變りなく絲目が對一綛〇・〇五匁の増加繰目に於て對一日一人八〇八匁の増加は、かなりの能率増進を見たと言はなければならない。

尙八月三十一日は丁度定休日に出會した。定休日の前後殊に休日の翌日の作業は、從來より不成績とせられてゐる。夏の照りつける暑い日の仕事を休んだ翌日の十一時間の蒸し暑い作業は、思つた丈けでも能率が低減するやうに思はれる。

然るに九月一日は安全週間の初日で職工の緊張によるものかその成績も比較的良く前日の八月三十一日に比較すれば、かなりの相異が見らるゝのは好ましい結果と言はなければならない。

此の工場に於ける生絲に對する屑物量に如何なる變化があるかを見れば

期別	一日平均 繰絲人員	一日平均 生絲製造量	一日平均 屑物量（副産物）	生絲量ヲ一〇〇トセル屑物量ノ%	屑物（副産物）内譯 生皮苧	屑物（副産物）内譯 皮巣	屑物（副産物）内譯 揚繭	屑物（副産物）内譯 絲屑	屑物（副産物）内譯 纖度絲
第一期	一二〇	三五・〇〇〇匁	八・八五〇匁	二五・二七%	四・〇〇〇匁	四・〇七〇匁	五八〇匁	九〇匁	一一〇匁
第二期	一二〇	三六・三〇〇	九・一八〇	二五・二九	四・一四〇	四・四二〇	六〇五	九五	一二〇
第三期	一二〇	三四・五〇〇	八・七二九	二五・三〇	三・九二〇	三・九九〇	五九〇	一〇九	一二〇
平均	一二〇	三五・七二〇	九・〇三三	二五・二九	四・〇八〇	四・一四〇	六〇一	九五	一一七

右のやうに屑物量に於ては生産量と比較すると歩合に於て殆んど變化がないのは面白い現象で、職工、原料繭の統一を物語るものと言はなければならない。

次に再繰場の能率であるが、再繰の能率は作業が繰絲に從屬的なものである關係上、單獨に之を見る譯には行かない。併しながらこの從屬的作業の内にも作業動作の影響は揚綛數に、屑絲量に必然的の變化を及ぼすものなるは言をまたない。

前後三週間の成績を表示すれば

期別	受持窓數	一期間延人員	一日一人平均揚丁（四丁）數	絲屑量	一日一人平均絲屑量
第一期	一五	二六	四八・八丁		
	一四	二三	四五・〇	一四三・六匁	二・九匁
	平均又ハ計	四九	四七・二		
第二期	一五	二五	六〇・五		
	一四	一九	五三・五	一三七・三	二・九
	平均又ハ計	四四	五七・四		
第三期	一五	二六	五二・五		
	一四	二三	五〇・〇	一六一・四	三・三
	平均又ハ計	四九	五一・四		
	一五	八一	五三・七		

平均		六二	四九・四	四三二・五	三・〇
平均又ハ計	一四	一四三	五一・八		

右のやうに中週間中は他週間に比し揚丁數が斷然多きにかゝわらず、絲屑量の少なきは、再繰能率が最も增進したと言はざるを得ない。

B　工　場

○原料繭　春、白　○白×瑞○
○煑繭法　千〇式、蒸氣處理、煑繭時間　十分
○繰絲法　M多條繰(二〇緒)　三百十二釜
　回轉數　大摺輪　四　寸　三十五回
　　小摺輪　二・二寸　六十九回

A工場の座繰と異り多條繰で而も絲格AAA格と云ふ繰絲をなして居り、この點A工場とおもむきを異にしてゐるので、能率の比較には面白いと思ふ。

月日	格付	綜合點	同上平均ヲ一〇〇トセル%	絲條斑點	同上低點	大中類	小類	纖度	對一日一人繰絲量	同上平均ヲ一〇〇トセル%	對一綛絲目	同上平均ヲ一〇〇トセル%
八、二五	AAA	八九・〇〇點	九九・九七%	九一・六七點	八一・二〇點	九三・五三點	九三・〇九點	二一・一六D	三三七・一匁	九六・八六%	一七・九七匁	九九・五〇%
二六	AA	八八・一一	九八・九七	九〇・九五	七八・七一	九六・一〇	九二・五一	二〇・八〇	三三七・〇	九六・八三	一七・八六	九八・九一
二七	AA	八八・三五	九九・二四	九一・〇九	七九・九三	九四・二四	九二・五三	二〇・九九	三五四・九	一〇五・〇九	一八・三四	一〇一・五五
二八	AA	八八、四七	九九・三八	九一、五〇	七九・四七	九四・九三	九二・六九	二〇・七三	三二八・〇	九七・一三	一七・七五	九八・三三
二九	AAA	八九・七九	一〇〇・八六	九二・六六	八一・五五	九四・八七	九三・八五	二一・〇三	三四四・四	一〇一・九八	一八・四五	一〇二・二〇
三〇	AAA	九三・〇二	一〇四・四九	九二・七七	八一・二七	九五・〇〇	九二・九〇	二一・二六	三三五・二	九六・三〇	一八・〇六	一〇〇・〇〇
第一期平均	AAA	八八・九〇	九九・八七	九一・八三	八〇・三六	九四・七八	九二・九三	二〇・九九	三三四・四	九九・〇三	一八・〇八	一〇〇・一九
九、一	AAA	八九・六七	一〇〇・七二	九二・五九	八一・七四	九四・八二	九三・四三	二〇・九六	三二八・九	九七・三九	一七・九七	九九・五二
二	AAA	八九・二〇	一〇〇・二〇	九二・一六	八一・二九	九四・二九	九二・六七	二一・一九	三三七・九	一〇〇・〇六	一七・九三	九九・三〇
三	AAA	八九・五六	一〇〇・六〇	九二・三一	八〇・九〇	九六・二四	九三・六九	二一・〇八	三二八・〇	九七・一三	一七・八三	九八・七六
四	AAA	八八・六三	九九・五六	九一・四七	八〇・三七	九五・七三	九一・七九	二一・一八	三五四・四	一〇四・九五	一八・一三	一〇〇・四〇
五	AAA	八九・五〇	一〇〇・五四	九二・二三	八〇・九七	九六・二五	九三・四六	二一・二〇	三四七・六	一〇二・九三	一八・一〇	一〇〇・二七
六	AAA	八九・三六	一〇〇・三八	九一・三四	八一・一〇	九四・九〇	九二・四八	二一・三一	三五五・三	一〇五・二一	一八・二四	一〇一・〇〇
七	AAA	八九・〇二	九九・九九	九一・八五	八〇・七七	九五・七六	九二・三四	二〇・七五	三四五・五	一〇二・三一	一八・一二	一〇〇・三五
第二期平均	AAA	八九・二〇	一〇〇・二〇	九一・九九	八〇・九九	九五・四三	九二・八四	二一・一〇	三四二・五	一〇一・四三	一八・〇四	九九・九三
八	AAA	八九・六九	一〇〇・七五	九二・五〇	八一・七二	九五・二八	九三・二三	二一・一八	三三四・四	九九・〇三	一七・九六	九九・四五
九	AAA	八九・三三	一〇〇・三五	九二・〇八	八一・三四	九五・〇三	九二・九八	二〇・九一	三四三・二	一〇一・六三	一八・〇四	九九・八九
一〇	AAA	八八・七〇	九九、六四	九一・八〇	八〇・四四	九四・九〇	九一・七九	二一・〇六	三三七・四	九九・九一	一八・〇六	一〇〇・〇一
一一	AAA	八九・四七	一〇〇・五〇	九二・〇八	八一・四〇	九五・三〇	九三・四三	二一・〇九	三三二・四	九八・四三	一八・〇八	一〇〇・一六

帝圖

二二	AA	八七•七九	九八•六二	九〇•七九	七八•六二	九五•九九	九一•四五	二〇•九八	三四〇•八	一〇〇•八九	一八•四七	一〇三•二九
二三	AAA	八九•二三	一〇〇•二三	九一•〇一	八二•五〇	九三•二四	九三•七〇	二〇•九七	三三五•三	九九•二九	一八•〇四	九九•八〇
二四	AA	八八、四〇	九九•三二	九一•七七	七八•八一	九四•〇九	九三•三三	二一•二三	三三七•一	九六•八六	一七•八四	九八•八〇
第三期平均	AAA	八八•九六	九九•九三	九一•七六	八〇•六九	九四•八三	九二•八三	二一•〇六	三三五•八	九九•四四	一八•〇七	一〇〇•〇七
總平均	AAA	八九•〇三	一〇〇•〇〇	九一•八六	八〇•六八	九五•〇一	九二•八六	二一•〇五	三三七•七	一〇〇•〇〇	一八•〇六	一〇〇•〇〇

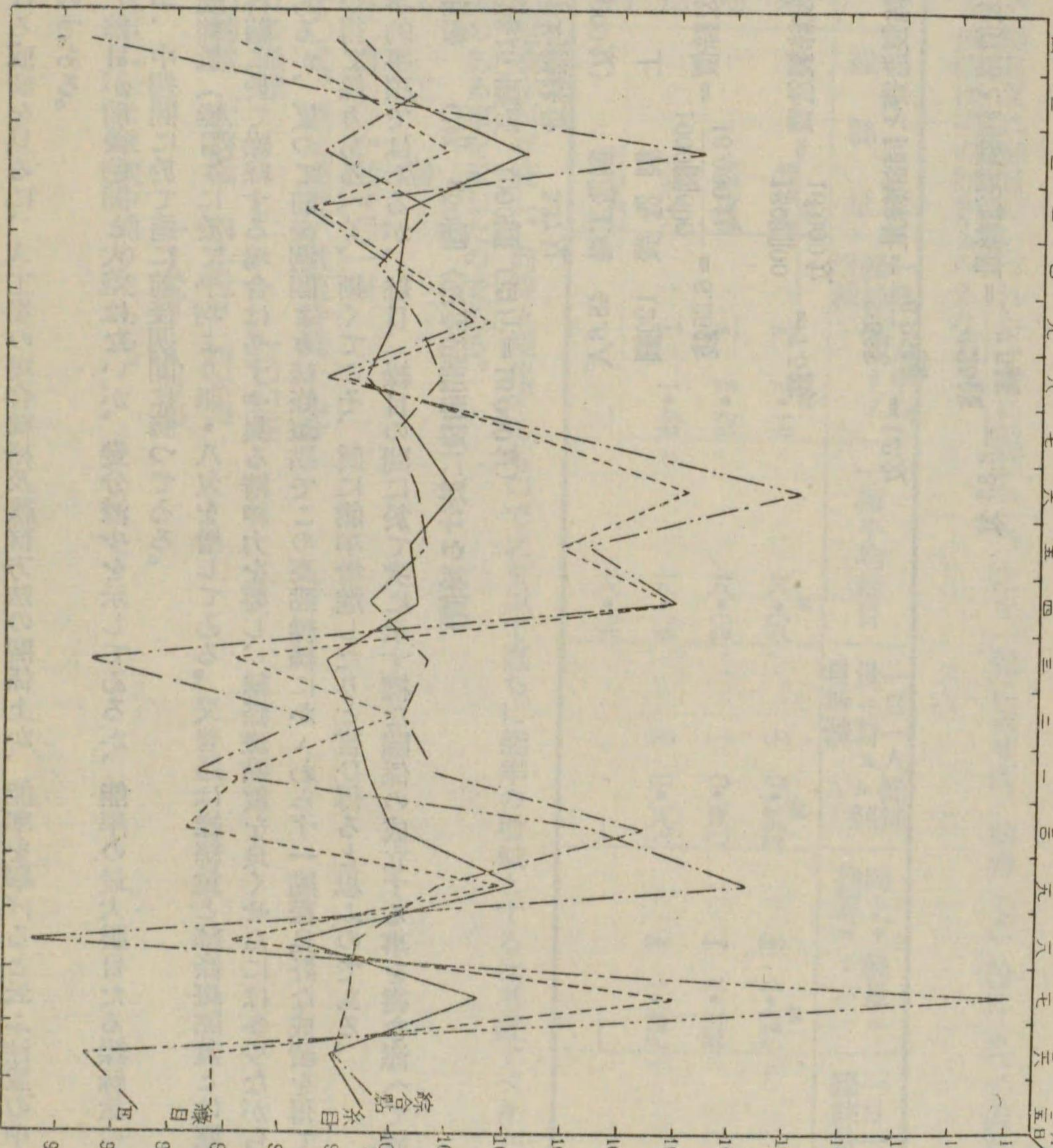

この三週間に於ける成績を見るに、A工場の場合絲格及繰絲方法の關係上か、能率を擧げると云ふ注意の中心が異なる爲か、絲目の點に差異を認めるのである。

即ち中週間に於て絲目が前後週間と大差はないが、幾分減少を示してゐるが、能率の最大眼目たる繰絲量の點に於ては努力と言ふか精神の緊張と言ふか、中週間に於て遙に前後週間に勝つてゐる。

即ち一日一人實繰絲量（繰目）に於て平均より四・八匁を増してゐる。又普通は繰絲量と絲條斑點數とは原料の良否の差異ある時は異なるが、同一原料繭に於て繰絲する場合は必ずや異る精神力を要し、絲條斑點數を良くせんには多少ながらも、繰絲量の減少の傾向を示し易いものであるが、反つて前後週間より絲條斑點でこの高點繰絲にかゝわらず一點程良好な成績を得てゐるのは、極く僅少の絲目の減少をつぐなひ得て餘りあるべく、斯くてこそ、眞に能率増進したりと言ひ得ると思ふのである。

尙參考の爲に商事的事項ではあるが、絲目、繰目の間に於て次に示す樣な關係の成立する事を書き添へて置く。

横濱現物市場　C格　850圓（安全週間前後に於ける絲價）

AAA格　C格150圓高　1000圓（百斤＝16.000匁）

一日一人平均繰絲量　337匁

百斤（16.000匁）製造工場　48.6人

同　上　製造費　120圓

$1\text{匁絲價}=\dfrac{1000\text{圓}000}{16.000\text{匁}}=6.25\text{錢}$

$10\text{匁絲製造費}=\dfrac{120\text{圓}00}{16.000\text{匁}}=7.5\text{錢}$

$10\text{匁絲製造費と同額絲量}=\dfrac{7.5\text{錢}}{6.25\text{錢}}=1.2\text{匁}$

$\text{絲}1\text{匁價格と同額製造絲量}=\dfrac{6.25\text{錢}}{7.5\text{錢}}=8.83\text{匁}$

この算式によつて繰目又は絲目のいづれか一方に換算して、之を一線に表せば、前表（E）線によつて表れたる如き結果となり、之が前後週間に於ける成績は次の如きものとなる。

	一日一人繰絲量	一日一人平均繰絲量ヨリノ増減	一絽平均絲目	一日一人繰絲量ニ對スル絲目増減	同上ヲ絲量ニ換算スレバ	一日一人換算繰絲量	一日一人換算繰絲量増減
第一期	三三四・四匁	(−)三・一七匁	一八・〇八匁	(+)〇・三五四匁	(+)二・九四九匁	三三七・三四八匁	(−)〇・三一一
第二期	三四二・五	(+)四・九三	一八・〇四	(−)〇・三八〇	(−)三・一六五	三三九・三三五	(+)一・七六五
第三期	三三五・八	(−)一・七七	一八・〇七	(+)〇・一八六	(+)一・五四九	三三七・三四八	(−)〇・三一一
平均	三三七・五七	—	一八・〇六	—	—	—	—

以上の方法には假定數字が存在し、尙時々變化するもので之を以て直ちに能率の増減とするは考慮すべきであるが、換算の一方式として斯くの如き見方のある事を示したのである。

C　工　場

○原　料　繭　春、白　〇一七×〇一四

○煮　繭　法　千〇式、蒸氣處理、煮繭時間　九分

○繰　絲　法　H多條繰　一〇〇釜

回轉數　大摺輪　四・五寸　四六回

一・八寸　八四回

此の工場の成績を直に示せば次の通りである。

月日	格付	綜合點	同上平均ヲ一〇〇トセル%	絲條斑點	同上低點	大中類點	小類點	纖度	一日一人繰絲量	同上平均ヲ一〇〇トセル%	一對總絲目	同上平均ヲ一〇〇トセル%
八、二五	AA	點 八七・一六	% 一〇〇・五四	點 八八・四	點 八一・二	點 九五・六	點 八九・四	D 一四・二六	匁 三三・四	% 九九・〇三	匁 一九・二〇	% 一〇〇・〇五
二六	AA	八六・七〇	一〇〇・〇一	八七・六	八一・二	九五・〇	八九・〇	一四・一三	三三・一	九九・三三	一九・一三	九九・六九
二七	AA	八六・四一	九九・六八	八七・二	八〇・六	九六・一	八八・七	一四・二三	三三・七	九九・一五	一九・二〇	一〇〇・〇五
二八	AA	八六・一六	九九・三九	八七・二	八〇・三	九五・五	八八・二	一四・二二	三一・八	九八・七五	一九・一八	九九・九五
二九	AA	八六・五四	九九・八五	八七・六	八〇・八	九六・二	八八・二	一四・一七	三三・二	九八・九三	一九・二二	一〇〇・一〇
三〇	AA	八六・三五	九九・六二	八七・四	八〇・三	九六・〇	八八・五	一四・三一	三四・八	一〇〇・〇九	一九・二二	一〇〇・一〇
三一	AA	八七・二四	一〇〇・六八	八八・五	八一・五	九六・一	八八・九	一四・二九	三一・八	九八・七五	一九・一七	九九・八九
第一期平均	AA	八六・六七	九九・九八	八七・七	八〇・九	九五・八	八八・七	一四・二三	三三・七	九九・二四	一九・一八	九九・九五
二	AA	八六・三九	九九・六五	八七・六	八〇・四	九五・七	八八・三	一四・二六	三三・九	九九・二四	一九・一九	一〇〇・〇〇
三	AA	八六・五五	九九・八四	八七・八	八〇・六	九五・七	八八・四	一四・二三	三五・四	一〇〇・三六	一九・一七	九九・八九
四	AA	八六・五三	九九・八一	八七・七	八〇・四	九五・九	八八・九	一四・二一	三六・三	一〇〇・七六	一九・一九	一〇〇・〇〇
五	AA	八六・八二	一〇〇・一五	八八・一	八〇・七	九六・三	八八・七	一四・三〇	三三・五	九九・五一	一九・一八	九九・九五
六	AA	八六・四七	九九・七五	八七・七	七九・八	九六・一	八九・二	一四・二五	三九・〇	一〇一・九六	一九・一八	九九・九五
七	AA	八六・四四	九九・七一	八七・五	八〇・五	九五・七	八八・六	一四・三〇	三三・〇	九九・二九	一九・二一	一〇〇・一〇
八	AA	八六・五九	九九・八八	八七・六	八〇・六	九五・五	八九・一	一四・二三	三四・九	一〇〇・一三	一九・二三	一〇〇・一六
九	AA	八七・二九	一〇〇・六九	八八・二	八一・二	九九・五	八九・五	一四・一七	三六・〇	一〇〇・六三	一九・二三	一〇〇・二一
一〇	AA	八七・〇四	一〇〇・四〇	八八・〇	八一・四	九六・〇	八九・一	一四・一六	三八・二	一〇一・六〇	一九・二三	一〇〇・一六
一一	AA	八六・七九	一〇〇・一三	八八・一	八〇・八	九五・七	八八・七	一四・二二	三六・八	一〇〇・九八	一九・一九	一〇〇・〇〇
一二	AA	八六・七九	一〇〇・一三	八七・七	八一・一	九五・八	八九・〇	一四・二二	三五・一	一〇〇・三三	一九・一九	一〇〇・〇〇
一三		原料繭變更ニヨリ除外ス										
一四												
第二期平均	AA	八六・五一	九九・七九	八七・七	八〇・四	九五・九	八八・六	一四・二七	三五・〇	一〇〇・一八	一九・一九	一〇〇・〇〇
第三期平均	AA	八六・九〇	一〇〇・二四	八七・九	八一・〇	九五・七	八九・二	一四・二〇	三六・二	一〇〇・七一	一九・二二	一〇〇・一〇
總平均	AA	八六・六九	一〇〇・〇〇	八七・八	八〇・八	九五・八	八八・八	一四・二三	三四・六	一〇〇・〇〇	一九・一九	一〇〇・〇〇

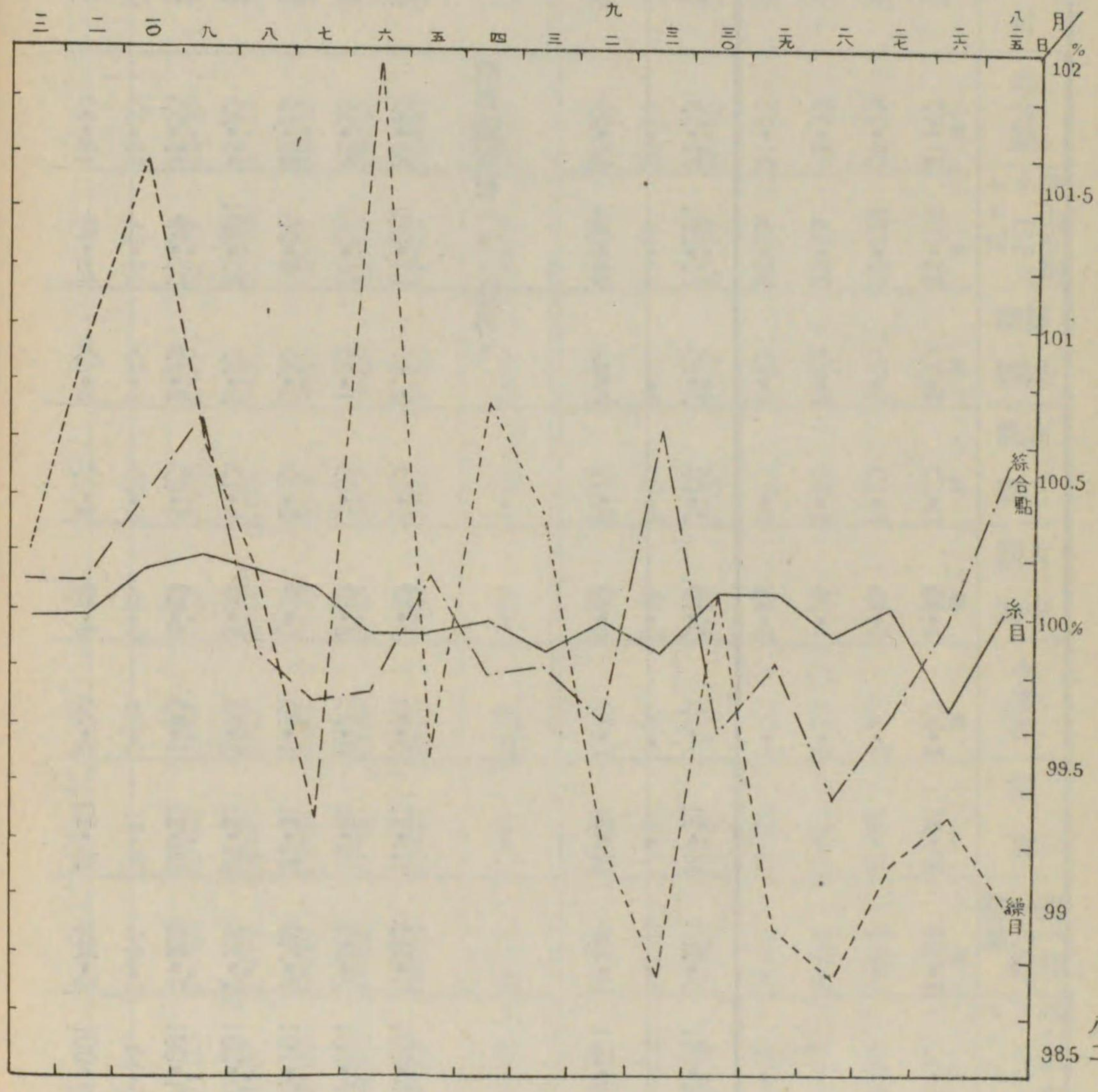

Ａ、Ｂ工場同樣好成績にあることは前表によつて明なる處である。

此の工場に於て目立つ事は前二工場に比し各週間共非常に偏差が少い事で、之は原料繭及職工によるものと考へられる。

Ａ、Ｂ工場と比較して殊に興味あるは後週間に於ける成績が、前二週間に比しいづれの點に就ても最も良成績な事である。一定期間内緊張するときは其の後は緊張の反動として必ずや定率の低下を示すものであるか、この傾向とは逆に前週間に比して格段の差異あるはこの安全運動の趣旨が良く徹底した極めて望ましい結果と言はざるを得ない。

次に繰目、絲目の間に於ける關係を見るに同一原料繭である場合には、繰目と絲目に就ては逆相關係即ち繰目を增さんとすれば絲目は必ずや減少し、繰目を增さんとすれば絲目は減少（之は絲條斑、纎度等を全然除外して唯繰目、絲目丈けに就ての調べで、之等を考慮に入れる時は又多少の違ひのあるものと思料せらる）を示すものである。

此の工場に於ける前後百日間に於ける繰目、絲目に就て相關々係を調査せる處次の様な結果を得たので參考の爲掲げれば次の如くである。

r＝相關係數　　PE＝蓋然誤差

r＝0.3972

PE of r＝0.02

以上によつて見るに同一原料に就ては繰絲中は絲目と繰目に就ては相異なる精神力を要するものたるは明で、この異る精神力を共に發揮し、之に又纎度、絲條斑、類節等種々錯綜せる綜合的精神統一の現れが能率の增減となつて表れるものと思料せらる。

以上三工場の細目的分解によつてほゞ安全週間の響きが如何に大なるかは判明したが、尙他工場に於けるものに就きては煩を避けて成績だけを掲ぐれば次のやうな狀況であつた。

工場	期	格付	綜合點	絲條斑點	絲條斑低點	大中類點	小類	纖度	對一日一人繰目	對一總絲目
D工場	第一期	S AAA	點 九二・五五	點 九四・七一	點 八八・二	點 九三・九	點 九四・一	D 一四・一五	匁 一四七・七	匁 一八・三〇
	第二期	S AAA	九二・八九	九五・〇二	八八・五	九四・四	九四・四	一四・〇五	一四七・七	一八・三三
	第三期	S AAA	九三・二五	九五・五四	八八・八	九四・五	九四・八	一三・九七	一四一・一	一八・三〇
	平均	S AAA	九二・九〇	九五・一二	八八・五	九四・三	九四・四	一四・〇六	一四五・五	一八・三一
E工場	第一期	B	八四・三六	八六・二九	七二・四五	小類ト共ニ検査ヲナス	九三・六七	一四・〇四	一八一・九	一八・六〇
	第二期	B	八四・二八	八五・六七	七三・二四		九三・四六	一三・六九	一九八・三	一八・九九
	第三期	B	八三・七一	八四・七〇	七三・〇〇		九四・一〇	一三・五四	一八七・二	一八・八二
	平均	B	八四・〇八	八五・五五	七二・四六		九三・四六	一三・七六	一八九・一	一八・八〇
F工場	第一期	A	八四・七九	八七・九四	七七・五三	八九・二八	八七・〇八	二一・〇三	二六〇・八	一八・〇三
	第二期	A	八四・九八	八八・二二	七八・三五	八九・六一	八六・一六	二一・〇七	二六一・〇	一八・四四
	第三期	A	八四・三八	八五・七三	七五・五六	九〇・一七	八五・二三	二一・〇三	二六〇・〇	一八・二三
	平均	A	八四・八二	八七・二九	七七・一四	八九・六九	八六・一五	二一・〇四	二六〇・六	一八・二三
G工場	第一期	D	七八・九四	七九・六〇	六九・四〇	小類ト共ニ検査ヲナス	八七・六	一四・一三	一四三・九	一八・七九
	第二期	C	八〇・三七	八〇・七〇	七三・二〇		八八・一	一三・九一	一四六・八	一八・七四
	第三期	D	七八・三二	七九・七〇	七〇・二〇		八四・六	一四・〇五	一三九・七	一八・一四
	平均	D	七九・一三	八〇・〇〇	七〇・三〇		八六・八	一四・〇二	一四三・五	一八・五六
H工場	第一期	B	八三・一八	八五・一一	七五・一二	九一・七二	八四・三九	一三・九三	一六八・一	一八・五三
	第二期	B	八三・二七	八五・二四	七五・五三	九六・四二	八四・三四	一三・八九	一七一・三	一八・六一
	第三期	B	八三・三六	八五・一七	七五・一六	九六・〇四	八五・七〇	一三・九一	一六七・六	一八・四七
	平均	B	八三・二七	八五・一七	七五・二七	九四・七三	八四・八一	一三・九一	一六九・〇	一八・五四

備考　各工場共安全週間前、中、後一週間宛の平均である。

2　職工自體の成績

工場全體に能率の變化ある場合全職工に變化のあるは元より豫期せらるゝ所で、職工相互の間に於ても必ずや或る變化が現はれてくるのは見のがすべからざる處である。即ち絲目に得意なる職工、繰目に得意なる職工、絲條斑點に得意なる職工と差異があり、能率の增進も各自得意の方面に向つて進めらるゝものである。

職工間に於ける繰目　絲目は工場全體のものと異り多少その傾向はあるにせよ、繰目を擧る者が必しも絲目を切らず絲目を增す者が必しも繰目が少いと言ふ譯には行かない。

一方に偏するものは優良職工たるを得ないのは當然で、之等全般に渉つて成績が良い者が初めて優良職工となり得るものである。之と逆に劣等職工は繰目、絲目共に減少を示し、目的の平均纖度は示しても纖度の平均偏差が大であり勝ちなものである。職工は常に稼高の高きを望んで仕事をなすものである故、工場に於ける賃金算出方法の採點法により得點數の多きを得んと努力するのは當然のことである。

この意味に於て一日得點數、即ち一日賃金の高低によつて優、中、劣等の職工が自然に階段的に分れるものである。之等の職工間に安全週間が如何なる影響を及ぼずかは興味ある問題である。

I　工　場

採點法の要點

繰　目　平均量一〇匁に付四點

絲　目　工場平均絲目の九七％を基準として基準より一匁増す毎に四點

絲條斑　八〇點……五　點
八五點……一〇點
九〇點……一五點
九五點……二〇點
一〇〇點……二五點

纖　度　十三 十四 デニール　五　點　　十二 十五 デニール　二　點

絲　格　C　格

使用職工數　二〇〇人

繰絲法　座繰（普通繰絲）

職工別	期別	一日一人品位得點	一日一人絲目得點	一日一人繰目得點	一日一人合計得點	對一總絲目	一日一人繰目
		點	點	點	點	匁	匁
優等職工	第一期	五〇•八五	三三•三六	七四五•〇〇	八一九•二一	一八•七一〇	一八六•二五
	第二期	六〇•七六	二一•八四	八八八•六八	九七一•二八	一八•八三七	二三三•一七
	第三期	四三•三三	一七•三三	七六八•七三	八二九•三七	一八•六四八	一九二•一八
中等職工	第一期	四九•一一	一三•四四	六三一•六八	六九四•二三	一八•五一九	一五七•九二
	第二期	五二•一二	一五•六八	七八一•六四	八四九•四四	一八•七五〇	一九五•四一
	第三期	四〇•二五	一三•三三	六六五•八四	七一九•四一	一八•六〇〇	一六六•四六
劣等職工	第一期	三三•五七	三•九九	五三二•〇〇	五五八•五六	一八•二六二	一三三•〇〇
	第二期	二四•一八	五•八四	六五九•六四	六八九•六六	一八•五三八	一六四•九一
	第三期	二一•三五	七•七八	五六〇•一三	五八九•二五	一八•四五八	一四〇•〇三
工場平均	第一期	四九•〇〇	一三•五四	六二六•九二	六八八•四六	一八•四九五	一五六•七三
	第二期	五二•二〇	一五•三五	七六七•六四	八三五•一九	一八•七四七	一九一•九一
	第三期	四〇•三一	一三•二五	六六二•七二	七一六•二八	一八•六〇〇	一六五•六八
工場平均	三週間平均	四七•〇三	一三•七一	六八五•七六	七四六•六四	一八•六一五	一七一•四四

右のやうに工場全般的に週間中非常な能率增進を見た。

此の全般的能率の增進の中心がいづれにあるかは右表の優、中、劣等職工の成績によつて見るに品位、絲目得點に就ては大差無いが繰目得點に於て中、劣等の平常工場にとつては餘り芳しからぬ職工に到るに從つて能率の增加を見て居るのは注目すべきことである。特に劣等職工に於ては繰目は中週間に比較して後週間はやゝ減少を示したが、他は全部好成績にある點は不思議と言はざるを得ない思ふに工場にとつて勿論優等職工の大切なる事は喋々するをまたない處であるが、工場で更に一層大切なるは最も數の多い中等職工であつて、之が工場の中心をなすものと言ひ得るのである。少數の優等職工に於て、格段の好成績を示す事の徒爾ならざるは勿論であるが、更に一層工場の中心をなす中等職工並に劣等職工等の成績の擧る事は、工場を單位にして考へる時は絕對に必要な事なのであつて、此の意味から言つて前表は誠に尊い記錄と言はねばならない。

この調査は安全週間と云ふ點で職工の精神的努力を一段と固めたのではあるが、僅か一週間の經驗に過ぎないにもかゝわらず、尙かゝる相違があるものとすれば、長年月、工場全般に涉つて此の趣旨の注意を不斷工業主、職工共に加へて居れば、如何に繰絲能率が增進するか思ひ半に過るものがあらう。

不幸にして本調査は各等の平均年齡、繰絲從業年數等を調査出來なかつたが劣等職工に就て尙一言言及したい。

數ヶ年繰絲に從事し尙且劣等職工なる者もある。かゝる職工は、繰絲技術に適性でないと言つても支障ないし且繰絲が唯一無二の仕事とは考へ得られない。むしろ他にそれ等各人の適した仕事に從事した方が適材適所で、その人にとつても幸ではないかと考へられるのである。

併し注意しなければならぬのは所謂劣等職工と云つても、繰絲從業年數の滿一ヶ年程度の漸く養成を了へて之から芽ばえんとする幼少の者が多いことである。

成績不良の意味を以つて之等幼少者を徒に批判するをやめて、技術の習得、訓練にその指導の眞を致せば必ずや好成績を擧げ得ることゝ思はれる。劣等職工も一、二年後には工場の中心職工となり絲の良否、生產高を左右する大切な職工と言はざるを得ない。

J 工場

絲格 C 格

使用職工數 八〇人

繰絲法 座繰

	期別	絲條斑點 (點數)	纖度 (D)	對一綛絲目 (匁)	一日一人繰目 (匁)
優等職工	第一期	八五•五〇	二〇•六八	一九•二六四	二九四•〇
	第二期	八四•二三	二〇•九八	一九•四四八	二〇一•五
	第三期	八四•二〇	二一•一三	一九•三八二	一九六•二
中等職工	第一期	八二•六九	二一•三八	一八•六六〇	一六〇•九
	第二期	八二•五三	二〇•五二	一九•二二一	一七四•一
	第三期	八三•一三	二一•〇六	一九•二六四	一八〇•三
劣等職工	第一期	八一•二八	二一•〇三	一八•五四四	一三九•一
	第二期	八一•一八	二〇•七七	一九•一〇三	一五三•二
	第三期	八二•〇〇	二〇•五五	一九•一〇五	一五二•五

右のやうにI工場と同一結果を示し、絲目に、繰目に、絲條斑に優劣を比較するときは格段な差異はあるが、中、劣職工間に於ては何れも中週間の成績が優等職工に比し極めて良好の成績を示して居る事に前と同樣の意味に於て留意を乞ひたい。

尙比較的職工の揃つたA工場に於ける優、劣職工の前後三週間に於ける成績は次の如くである。

優等職工

女工別	一日繰絲量	一綛絲量	絲量增減量	絲條斑點數	小類點數	纖度太外	纖度細外	合格總數%
一	三〇九・五九匁	一九・六七匁	(+)四一・〇匁	八七・六點	八八・一點	一三本	〇本	九六・二%
二	三四二・八八	一九・五〇	(−)四〇・八	八八・二	八七・五	一八	一	九五・一
三	二八一・一三	一九・七二	(+)四七・九	八九・〇	八九・七	五	三	九六・五
四	三六一・九八	一九・六六	(+)四二・七	八七・一	八九・三	二	二	九四・〇
五	三九一・一三	一九・五二	(−)二八・四	八八・三	八九・七	二	二	九二・八
六	三九二・七九	一九・三七	(−)一二三・五	八七・四	八九・一	二	三	九四・九
七	三五八・〇三	一九・六六	(+)四二・二	八五・五	八八・一	一六	五	九一・七
八	三四四・五九	一九・八五	(+)一三一・二	八五・九	八八・三	八	二	九五・一
九	三八六・〇二	一九・四三	(−)八六・四	八六・一	八八・六	二〇	三	九四・六
一〇	三四七・二七	一九・五二	(−)三一・〇	八六・二	八七・七	一七	五	九二・八
平均	三四四・三四	一九・五九	(+)三〇五・〇 (−)三一〇・一 (−)五・一	八七・一三	八八・七一	一七・二	二・六	九四・三七

劣等職工

女工別	一日繰絲量	一綛絲量	絲量增減量	絲條斑點數	小類點數	纖度太外	纖度細外	合格總數
一	二六九・二七匁	一九・四四匁	(−)五一・二匁	八六・六點	八七・四點	五本	七本	九四・〇%
二	二七七・五七	一九・四四	(−)五八・〇	八四・一	八七・八	八	六	九一・五
三	二五四・五二	一九・五三	(−)一八・九	八四・五	八六・七	一四	〇	九四・二
四	二五九・九一	一九・六三	(+)一九・二	八四・六	八七・七	六	〇	九六・一
五	二六五・一〇	二九・四一	(−)六七・三	八三・六	八八・九	八	四	九二・七
六	二五六・二六	一九・七七	(+)七一・八	八三・二	八七・五	八	三	九二・九
七	二四九・二三	一九・三四	(−)八三・五	八四・九	八八・三	七	〇	九四・八
八	二三九・四一	一九・六一	(+)一〇・六	八四・五	八七・八	二	三	九五・五
九	二四一・〇三	一九・四三	(−)五四・〇	八四・六	八八・三	九	七	九一・四
一〇	二六九・五五	一九・七四	(+)六三・四	八三・〇	八七・九	二	八	九三・二
平均	二六〇・一八四	一九・五三四	(+)一六五・〇 (−)三三三・六 (−)一六・七六	八四・三六	八七・八三	六・九	三・八	九三・六三

調査期間　自八月二十一日至九月二十日

一日繰絲量　二九四・〇八匁

一綛平均絲量　一九・五八匁

右によつても判る如く絲格の良い絲を繰絲し工場全體に能率を擧げるには、原料關係が重大なる鍵を握つてゐる事は勿論ながら、職工間の技術の優劣差異の多少が極めて重大なる役割を演じてゐる事で、工場全般の能率は一人、二人の僅少の看板職工で直ちに動くものではなく、技術の揃つた職工が集つてこそ初めて眞の能率を擧げ得るものである。

唯惜むらくは標準繰絲がない爲、各工場間に於ける能率を何程と定める事が出來ず、又全部の職工が非常なる努力を拂つても之が原料繭が良好で解舒が良いためか、職工の努力の賜であるかが判明し難く、又職工の努力によつて增進した能率も間接には酬ひられる事

の尠い點である。

(3) 調査成績に就ての考察

工場自體の成績、職工自體の成績の項で各工場毎に思ひ當つた事に就ては詳細批判を試みたので、此處には全般的に見て安全週間と言ふことが如何なる影響があつたかを主にして述べることにする。

先づ各工場自體の成績を見るに、A工場の休日の翌日に於ける作業の能率が休日の前日に比し低下せずむしろ增進した。尙B工場の安全運動は常によく實施せられて居るのであるが、安全週間中は他週間に比しやゝ良好なる成績を示せる、又通常一定期間の緊張の後は不成績を示し易いものなるに拘らず、C工場の如く安全週間の前週間より中週間が、中週間より後週間が良好なる成績即ち後週間が最も良好なる成績即ち後週間が最も良好なる成績を擧げ得たるが如き、いづれに就て之を觀察するも安全週間の指導精神の動きに依つて幾分宛差異はあるが、皆極めて良好なる成績を示してゐる。

其の他D、E、F、G、H工場共各々A、B、C工場同樣詳細に觀察する時は、いづれも好ましい結果を得てゐることが窺はれるのである。

これ等の外工場自體の能率の結果を全般的に考察して見る時能率の差異は異常なるものでめつて、一瞬々々のたゆまざる心の緊張と努力は繰絲工程に於て著しき進展を示し、殊にその影響は比較的品位に重きを置かざる繰絲法に於て顯著に見らるゝのである。之は心の緊張による注意力が添緖に集中されるので、繰絲量はいやが上にも上昇し、之に伴つて起る添緖能力の增大は操作をリズミカルとなし、粒付の配合に迄影響を及ぼして絲條斑等の品位を良好にしたるものと思考せられ一擧兩得と云ふべきである。

尙優良なる生絲を繰絲せる工場に於ける品位點が安全週間中に於てもさしたる變化の無いのは、平常よりこの品位方面に注意力が集中せられてゐることを物語るものであるが、併し尙安全週間中幾分なりとも良好なる結果にあつたことは嬉ばしい事と言はざるを得ない。

更に職工自體の能率に眼を向ける時、工場自體の能率の變化より更に一層興味深いものあるは前述の如くである。この中等及劣等職工の成績の變動に就て考察するに、之等の職工は未だ各自本來の全能力を充分に發揮して居らなかつたのか、或は又發揮し得ない狀態に置れて居つたのではないかと考へらるゝのてある。

この心の緊張の一事——而も僅か三週間に於ての成績であるに拘らず、此の結果を招來せるを見ても未だその繰糸方法の指導に、研究に之等中等及劣等の職工を敎養すべきある何物かゞ存して居りはしないか。索緖、添緖等に於ける動作、並に心理作用に關し尙研究の餘地があるのではないかと思はれるのである。

特に製絲工場の如く機械力を用ひることが少く、年若き女子を多く使用する場合に於ては、人間を機械として徒に鞭打つて命令しても能率の上るものではなく、人間は人間として生命を與へ働かせることが眞の能率を擧げしむる所以であると考へるのである。よく例を綱引するのであるが、一人や二人の力持があつても決して全體の力の出るものではない。全體の人が氣合を添へて力を合せてこそ初めて偉大なる力が表れるものである。

工場の能率に於ても同樣で、工場全體が明るく伸々とした氣分で而も緊張して作業に從事してこそ、始めて能率の增進が見らるゝものと信ずるものである。

第八　優良工場及從業員の表彰

一、優良工場の表彰

第七回全國安全週間に當りて、本年も亦例年の通り全國に亘つて其の特に優秀なる成績を擧げたる工場を選んで表彰し、産業福利協會總裁より褒狀を授與した。其の表彰方針も亦從前の如く、規模の大小に拘らず災害率減少の狀況、安全週間前後の施設及安全係又は安全委員會其他安全運動の活動狀況及勞資協調の狀況等に付き他の模範となるべきもの、と言ふ點に重きを置き、又曾て表彰されたる工場にありても、表彰の年より起算し四年目以後に於て尚且他の模範たるべきものは重ねて表彰するも差支なしとなした。

其の結果全國各廳府縣より推薦し來れる優良工場中、本協會に於て表彰したるは左記九十一工場に達し、昨年度の八十五工場より六工場の增加を示して居る。

尚優良工場に於ける安全運動の概況は之を省略することゝした。

（1）業態別優良表彰工場

大分類別	中分類別	工場數	計
染織工場	製絲業	一六	四九
	紡績業	一二	
	撚糸業	二	
	織物業	一八	
	染色整理其の他の加工業	一	
機械及器具工場	機械製造業	五	一二
	船舶車輛製造業	四	
	器具製造業	一	
	金屬品製造業	二	
化學工場	窯業	一	一三
	製紙業	六	
	發火物製造業	一	
	製油及製蠟業	一	
	化粧料品製造業	一	
	人造肥料製造業	三	
飲食物工場	釀造業	二	六
	精穀製粉業	一	
	菓子製造業	三	
	製材業	四	

雜工場	雜業	二	六
特別工場	電氣業	三	五
	金屬精鍊業	二	
合計			九一

(2) 優良表彰工場名

縣名	工場數	表彰工場
警視廳	六	新興毛織株式會社大井工場
		沖電氣株式會社芝浦工場
		山口自轉車工場
		明治製菓株式會社兩國工場
		東京瓦斯電氣工業株式會社 火藥工場
		日本モスリン株式會社工場
京都府	四	京都織物株式會社紫野工場
		後藤貞次郎織物工場
		河邊人造竹皮株式會社工場
		鐘淵紡績株式會社上京工場
大阪府	五	帝國製鋲株式會社工場
		株式會社桃谷順天館工場
		大阪鐵板製造株式會社大阪工場
		鐘淵紡績株式會社淀川支店工場
		ラサ工業株式會社工場
神奈川縣	六	富士瓦斯紡績株式會社川崎工場
		小田原製紙株式會社工場
		日本加工織布株式會社小田原工場
		日本電力株式會社平塚營業所
		横濱船渠株式會社工場
		浦賀船渠株式會社浦賀工場
兵庫縣	五	鐘淵紡績株式會社高砂工場
		小泉製麻株式會社工場
		株式會社播磨造船所
		日本電器製造株式會社工場

府縣	數
新潟縣	二
埼玉縣	三
群馬縣	四
千葉縣	一
茨城縣	一
栃木縣	二
奈良縣	一
三重縣	一
愛知縣	四

春日織物工場
信越窒素肥料株式會社　直江津工場　肥料部
交益社製糸組合
原富岡製糸所渡瀬分工場
下村合名會社工業部織物工場
水戸屋製菓所
桐生機械株式會社工場
聯合會甘樂社製糸工場
野間撚糸工場
北川織物工場
∧サ醬油株式會社工場
日清製粉株式會社水戸工場
木村絹織工場
秋田製織工場
藤岡織布株式會社工場
新綾部製糸株式會社度會工場
豐田紡織株式會社南工場

府縣	數
山梨縣	二
静岡縣	三
滋賀縣	一
岐阜縣	二
長野縣	三
宮城縣	一
福島縣	二

株式會社豐田自動織機製作所
東邦電力株式會社名古屋支店
名古屋紡績株式會社名古屋工場
岡部製糸株式會社工場
合資會社千代田製糸場
王子製紙株式會社芝川工場
日本絹織株式會社島田工場
西遠織布株式會社工場
日出紡織株式會社大津工場
美濃窯業株式會社工場
朝日毛絲紡績株式會社工場
片倉製糸紡績株式會社　武井製糸所
東京電燈株式會社龍島發電所
合資會社吉田館工場
合資會社山生製糸場
日本紡績株式會社郡山第二工場
郡是製糸株式會社桑折工場

岩手縣	一	有限責任岩手縣繭販賣購賣組合聯合會盛岡工場
青森縣	一	北秋木材株式會社增川工場
山形縣	一	石黒製糸所
秋田縣	一	東北木材株式會社工場
福井縣	二	上毛撚糸株式會社福井支店工場 株式會社西野製紙所第二工場
石川縣	二	加賀織物株式會社工場 川崎常三郎工場
富山縣	一	王子製紙株式會社伏木工場
鳥取縣	一	郡是製糸株式會社鳥取工場
島根縣	一	郡是製糸株式會社益田工場
岡山縣	二	尾崎商事株式會社織物工場 株式會社半田綿行紡績工場
廣島縣	二	株式會社大阪鐵工所因島工場 廣島製紙株式會社工場
山口縣	二	日本精蠟株式會社製蠟所 三成鑛業株式會社彥島製煉所
和歌山縣	二	內海紡織株式會社廣工場 日新染工合名會社工場
香川縣	一	倉敷紡績株式會社坂出工場
愛媛縣	二	日本製糸式株會社愛媛工場 明正紡織株式會社三島工場
高知縣	一	麗製紙工場
福岡縣	四	古河電氣工業株式會社九州電線製造所 三井鑛山株式會社三池製錬所 大日本麥酒株式會社博多工場 株式會社幸袋工作所
大分縣	一	片倉製糸紡績株式會社大分製糸所
熊本縣	一	日本窒素肥料株式會社水俣工場
宮崎縣	二	株式會社萩本商店門川工場 合資會社高野製材所
鹿兒島縣	一	鹿兒島製菓株式會社工場
計	九一	

二、優良從業員の表彰

第七回全國安全週間擧行に際し、全國工場に於ける安全運動に付き衆の模範たるべき從業員を表彰することは、一般從業に對する安全運動奬勵の爲め、又勞資和協の實を表示し以って產業の進展に正しき指標を與ふる上に於て、頗る有意義なるものと認めらるゝが故に、本年より各廳府縣から一、二名宛推薦し來れる候補者中より適當なる者を選出し、產業福利協會總裁より表彰狀及木杯一個宛を授與することゝした。

而して其の推薦條件は左記の如き標準に依る事にした。

（イ）安全運動につき特に顯著なる効績あるもの
（ロ）勞資協調につき特に顯著なる効績あるもの
（ハ）人格識見共に衆の範とするに足るもの
（ニ）男女を問はず勤續五年以上に亘るもの

右標準に依り本年度に於て、本協會より表彰せる優良從業員は四十九名に達した。其の効績、勤務狀況等に關する詳細は之を省略するも、氏名並びに所屬工場名を擧ぐれば次の如くである。

優良從業員名

廳府縣	人員數	所屬工場名	人名
北海道	二	北海製罐倉庫株式會社	山井源太郎
		帝國製麻株式會社札幌製品工場	畑政晴
大阪府	三	帝國製麻株式會社大阪製品工場	石川伊三郎
		日本ペイント株式會社	川谷新太郎
		住友伸銅鋼管株式會社	西本幸一
神奈川縣	二	日本鋼管株式會社	横山藤五郎
		横濱船渠株式會社	横尾吉太郎
新潟縣	一	電氣化學工業株式會社青梅工場	渡邊重三
埼玉縣	一	增平鑄物工場	加藤藤次郎

廳府縣	人員數	所屬工場名	人名
茨城縣	一	株式會社日立製作所日立工場	田中忠吉
栃木縣	二	岩崎醬油釀造工場	增山留吉
		明治紡績株式會社	石井浩
奈良縣	一	大日本紡績株式會社郡山工場	井手カネ
三重縣	一	伊藤メリヤス株式會社	藤井半助
愛知縣	二	株式會社服部商店熱田工場	白井元
		豐田紡績株式會社南工場	倉田春三
山梨縣	一	山梨製糸株式會社	内田高三郎
岐阜縣	一	大日本紡績株式會社大垣工場	田中仁一
福島縣	二	日本製絲株式會社伊達工場	高橋登
		大野製材工場	若竹與吉
岩手縣	二	日本製鐵株式會社釜石製鐵所	日吉直一
		岩手縣是製糸株式會社盛岡工場	成澤玉吉
青森縣	一	北秋木材株式會社增川工場	小野寺勇太郎
山形縣	一	鶴岡織物株式會社第一工場	板垣岩太郎
秋田縣	一	秋田木材株式會社機械製作所	桝十藏
福井縣	一	福井染色株式會社	早崎政次
石川縣	二	吉田機業場	井上ぬい

富山縣	一	株式會社良川織業場	宿谷乙吉
鳥取縣	一	株式會社玄貫堂	田中勇次郎
岡山縣	二	片倉製糸紡績株式會社土井製糸所	山田保
		吉備工業株式會社第四工場	花房藤一
		鐘淵紡績株式會社西大寺工場	高畑米男
山口縣	一	小野田セメント製造株式會社本社工場	岡浩堂
愛媛縣	二	程野館製糸場	關本統
		岡田製作所	菅本米藏
香川縣	二	豊濱織物株式會社	佐野朝一
		鎌田織物工場	鏡原敏人
高知縣	二	土佐セメント株式會社	山本熊吉
		園製紙工場	松本比佐喜
廣島縣	二	橋高合名會社	唐川作太郎
		東洋麻糸紡績株式會社三原工場	丹花トミヨ
佐賀縣	二	牛津板紙株式會社	山元慶市
		小柳製材所	古賀元吉
宮崎縣	三	株式會社藤原製材所	永友淺太郎
		津村製材所	釋加堂盛義
鹿児島縣	二	合資會社木本製材所	渡邊八浩
		大日本紡績株式會社鹿児島工場	三木節三
		株式會社鹿児島朝日新聞社	井澤末熊
沖縄縣	一	沖縄製糖株式會社宮古工場	兼本盛三郎
	四九		

第九　結語

第七回安全週間は以上の如き周到なる準備熱心なる活動に依りて、頗る良好なる成績を擧げた。時恰も梅雨後にして將に盛夏に向はんとするの候に當り、額に汗して働く者の心にも稍々もすれば弛緩を生じ、肉體に倦怠を覺え、從つて工場災害率最も多き時期にありながら、斯る豫想外の好成績を擧げ得たるは、一に官民勞資一致協力して安全運動を支持したる結果に外ならない。殊に昭和六年秋の滿洲事件突發を楔機として、澎湃として起り來れる日本主義運動に依り資本家勞働者を打つて一丸とせる祖國愛の精神は工場にまで浸潤し、非常時國家に於ける重要なる産業進展の成否を其の双肩に擔ふものであると言ふ自覺を強く抱きて、安全週間の催しの如きも單なるお祭騒ぎに終らしめざる様、各人相警めて之が實施に協力したるは眞に慶賀すべきことである。

今茲に本年度全國安全週間を通觀するに、過去六回の經驗に依り、年を追ひ回を重ねるに從つて益々堅實に確固として良好なる成績を收めつゝあるは、寔に國家繁榮上、産業の發達に寄與する處大なるものあるを思ひ欣快に堪えぬ

ものである。而して安全週間は最早宣傳時代を過ぎて、實質的具體的の時代に到達したものと謂ふべく、單に安全週間に參加する當事者のみに限らず、廣く一般民衆にまで產業災害の脅威と其の豫防が國家產業を經濟上利すること多きを知らしめ、以つて我國安全運動を發展充實せしめた効積は疑ふべくもない。

勞働者災害扶助法竝同責任保險法適用事業場に於ける安全週間成績報告に關しては便宜上第二編として之を後述することゝした。

第二編　勞働者災害扶助法同責任保險法適用事業場に於ける安全週間大要

第一　緒　言

從來我國に於ける安全週間は工場鑛山のみに限られてゐたが、昭和七年一月一日より勞働者災害扶助法及勞働者災害扶助責任保險法の施行せらるゝに及び、同年の第五回安全週間より同法適用事業場に於ける屋外勞働者も之に參加することゝなつた。

本年は一般屋外勞働者參加以來第三回目であり、且其の性質上工場のそれに比較して充分の成績を擧げ得ざりしは遺憾であるが、其の成績は寧ろ將來に待つべきである。卽ち事業場に於ける安全週間は其の趣旨の徹底と運動に對する理解の點に於て、或は其の施行方法に於て工場よりも統制計畫上困難なる點多々ある爲め已むを得ざるところである。從つて參加事業物、參加人員の統計の如きも社會局に報告ありたるは、埼玉外九縣に過ぎざるが、事業場數は二千百五を算へ、參加人員は六萬三千三十二人に達して居り將來益々增加の傾向にあると見られる。

第二　參加事業場

社會局に報告し來れる安全週間施行の事業場及び參加人員數は左の通りであるが、報告されざる警視廳、京都、大

阪、福岡等の府縣に於ける其れを加へれば相當の數に達するものと推察さる。

安全週間參加事業場數及參加人員數

府縣別	事業場數	參加人員數	備考
埼玉	八九	一、八七三	
山梨	九八	二、五三八	延人員　一七、七六六人
岐阜	三〇〇	一五、〇〇〇	
長野	四四三	一三、八六〇	
山形	四五	二、八五六	
福井	一六八	五、三六七	
富山	一八一	六、四二五	延人員　一四、二二〇人
香川	四〇〇	二、五八八	同　一八、一一六人
愛媛	二六九	九、〇二五	同　二一、九二一人
宮崎	一一二	三、五〇〇	
計	二、一〇五	六三、〇三二	

第三　安全週間施行狀況

勞働者災害扶助法適用事業場に於ける實施狀況として、各府縣よりの報告を左に掲載する。

一、京都府

勞働者災害扶助法適用事業場に於ける安全週間の施行方に關しては各關係者に對し通牒を發し參加方を勸誘し置きたるが此等の事業場に於ては左記の如く實施した。

土木建築事業場

京都土木建築請負業組合に於ては當府よりの通牒に依り各支部に通達して各事業場に當府より送付せるポスター、注意書等を掲出し從業員に「安全マーク」を佩用せしめたる外各事業場に於ては各々適應せる注意票及標旗、立看板を掲出したるものあり安全運動の効果を擧げたり。

交通運輸業者

（京都市業務局）

京都市業務局に於ては曩に當府に於て開催したる安全週間協議會に吏員七名を參列せしめ準備を整へ市電、市バス及同車輛工場、發電所、變電所等に當府より配付したるポスターを配付掲出し外自費を以て「安全マーク」を調製し之を市電、市バス及其他事業場の從業員全部に佩用せしめ安全運動の効果を擧げたり。

其他京阪電氣鐵道會社に於ても京都府內の各停留所に立看板を掲出し從業員には本社より送付の「安全マーク」を佩用せしめたり。

二、大阪府

業態別安全週間を實施したる大阪府に於ては、勞働者災害扶助法適用事業場に對しては、工場とは別に實施方法を定め、特に足代とトロによる災害防止に注意力を集中せしめた。

尚大阪府產業安全協會、大阪土木建築業組合及建築業協會關西支部共同主催の下に、土木建築作業安全講習會を開催したるが、其の狀況次の如く聽講者は何れも熱心に傾聽し安全運動に稗益する處が尠くなかつた。

土木建築作業安全講習會

1、日時　六月十二日午後一時より五時半まで

2、場所　大阪府廳會議堂

3、聽講者　現場監督、安全委員及び安全係二百數十名

4、演題及び講師

開會の辭　大林組代表　大林義雄

「災害防止ど安全指導に就て」　竹中工務店　塙信

「足代に關して」　大林組　杜貞雄

「トロッコに關して」　工場課　河内嘉睦

「現場災害に就て」　同　山崎技師

「安全運動と安全係の任務」

三、神奈川縣

神奈川縣に於ける勞働者災害扶助法の適用を受くる事業場は横濱港沖人夫請負業組合及横濱港沿岸人夫請負業組合を中心とし工場に於ける實施計畫と相俟つて專ら之が主旨宣傳並危害防止に努力を拂はしめ相當効果の見るべきものありたるが、左に實施狀況に關し横濱水上警察署長報告寫を添附し參考に供することゝする。

横水收第一〇七三九號

昭和九年七月二十日

横濱水上警察署

第七回安全週間視察結果報告

事業ノ種類	工場又ハ事業場　名稱	注意シタル事項	實施狀況ノ概要
横濱市沖仲仕業	横濱市港内船舶ニ於テ荷役掃除及錆落等ノ作業	沖仲仕安全協會ニ於テ毎月一日十五日ノ安全デーノ勵行ヲ爲シツツアルヲ以テ特ニ今回注意ヲ要スヘキ點ヲ見受ケサルモ各日毎ニ日程ニ基キ安全標語ノビラヲ頒布シ服裝機械器具ノ使用危險物ノ取扱作業場及使用物件ノ整理整頓ニ就キ注意ヲ與ヘ尚衞生並ニ防火思想ノ普及宣傳ニ努ム	他ノ一般事業場ト異リ個々ニ實施スルコトノ困難ナルヲ以テ沖沿岸全事業主ノ共同運動トナシ事業場其ノ他ニ縣工場協會ヨリ配布ノモノノ外ポスター及ビラヲ作製頒布掲示シ就業者全部ニ安全マークヲ配布沖ニ在リテハ汽艇沿岸ニ在リテハ自動車ニヨリ各當番員ヲ定メ連日視察ヲ行ヒ注意心ノ喚起ニ努ムポスターノ掲示及安全マークノ佩用等最モ適切ニ行ハレタモノト認ム尚施行事項ニ就テハ別紙ノ通リニシテ講演會ニ於ケル一般ノ熱心タリシコトハ一層本年ハ良好ト認メラレタシ
横濱沿岸仲仕業	横濱港内沿岸ニ於ケル艀船内貨物ノ積卸作業		

横水收第一〇七三九號

昭和九年七月二十日

横濱水上警察署長
地方警視　大島英武

警察部長
神奈川縣書記官　留岡幸男殿

安全週間擧行ニ關スル件報告

本月一日ヨリ七日迄擧行セラレタル第七回全國工場鑛山及事業場ノ安全週間ニ關シテハ五月二十九日附九工發第八八號並ニ六月五日附九工發第九一號御通牒ニ基キ客月八日開催ノ協議會ニ於テ特殊ナル當署管内事業場ニ於ケル本施行ハ個々ニ之レヲ行フコトノ困難ナル事例ニ鑑ミ沖沿岸兩事業主全部ノ共同運動ニヨリ其ノ目的達成ニ邁進スルコトトナシ大體前年同様ノ方法ヲ採リ本運動ノ常置機關タル横濱沖仲仕安全協會主催横濱水上警察署之ヲ後援ニ今年ハ事業場其ノ他ノ事情ヲ參酌シ御指示日程ノ一部ヲ變更シテ計畫樹立ノ上御

派遣係官御指導ノ下ニ左記ノ通リ實施致候處第一日ニ於ケル安全祈願祭負傷入院患者ノ慰問慰靈祭執行ノ模樣及第二日ニ於ケル作業場視察ノ狀況並ニ負傷者運搬其ノ他ノ演習及放水試驗ノ實況等ノ活動寫眞撮影ヲ爲シ第七日ノ批判反省日ニ於テ沖仲仕安全協會ノ總會ヲ開キ安全運動ノ功績者ニ對シ表彰ヲ行ヒ引續キ講演會並ニ映畫會ヲ催シ右實寫其ノ他ニヨリ本運動ノ趣旨徹底ニ努メタル結果安全運動ノ將來ニ最モ有意義的効果ヲ齎シタルモノト認メラレ候條此段及報告候也

記

一、文書其ノ他ノ作成

縣工場協會ヨリ配付セラレタルモノノ外船舶作業ニ因ミタルモノ

（一）ポスター三種類　六百枚

（二）安全標語ノビラ

沖關係用　五種類　五千枚

沿岸關係用　五種類　五千枚

（三）視察員用ノ肩掛腕章及視察員乘用ノ船艀並ニ自動車裝飾用幕小旗等ハ前年ノモノヲ使用

（四）安全マーク

沖仲仕用　二千五百個

沿岸仲仕用　五百拾個

二、實施事項

第一日　敬神慰靈日

安全祈願祭負傷入院患者慰問及慰靈祭ノ執行

午前八時沖沿岸兩事業主並ニ沖仲仕安全協會役員一同横濱水上警察署ニ集合

午前九時ヨリ横濱市中區伊勢山皇太神宮ニ於テ安全祈願祭執行神官ノ修拔ノ儀ニ次テ代表者玉串捧呈ノ上作業上其ノ他ノ安全ヲ祈願シ

引續キ財團法人横濱港沖仲仕共濟組合ノ山下病院ニ至リ入院患者ヲ慰問粗末ナル慰問品ヲ配付水上警察署ニ引返ス

午前十一時ヨリ横濱水上警察署裏庭ニ於テ遺族ヲ招待作業ニ據ル死亡者ノ供養ヲ行フ祭壇ニハ安全協會共濟組合各事業主及遺族等ヨリ奉納ノ花輪、生花、造花其他ノ供物ヲ飾リ、僧侶五人ニヨル祭事續經裡ニ安全協會長並ニ關係者及遺族其ノ他一般ノ燒香ヲ爲シ、正午盛ンナル慰靈祭ヲ終了ス

以上當日ノ模樣ハ活動寫眞撮影セリ

第二日　宣傳日

作業場ノ視察及負傷者運搬其ノ他ノ演習並ニ放水試驗ヲ行ヒ、其ノ狀況ヲ活動寫眞撮影

午前八時前日通リ一同集合、午前九時ヨリ作業場並ニ其ノ視察ノ狀況及事故發生ヲ假裝シ負傷者運搬並ニ病院ニ收容手當等ノ演習ヲ行ヒ、尙用意ヲ汽艇十艘ヲ以テ一齊放水試驗ヲ開始シ其ノ實況ヲ「フイルム」ニ收メ午後五時三十分終了ス

第三日　檢査日

作業狀態並ニ機械器具ノ使用狀況ノ視察

午前九時ヨリ當番員（事業主及從業者側安全協會員ヲ七分シタル一日八名宛）ハ肩掛又ハ腕章等ヲ着ケ水上署員ト共ニ縣派遣係官ヲ指導ノ下ニ幕、小旗等ヲ以テ裝飾シタル沖ニ在リテハ汽艇ニヨリ、沿岸ニ在リテハ自動車ニヨリ作業場其ノ他ヲ廻リ從業員其ノ他ニ安全標語ノ「ビラ」ヲ配布スルト共ニ「ポスター」ノ揭示安全「マーク」ノ佩用等ノ模樣ヲ視察シ特ニ機械器具ノ使用狀況、安全裝置ノ適否從業員ノ服裝危險貨物ノ取扱等綿密ナル視察ヲ遂ゲ一般ノ注意心喚起ニ努ム

第四日　整頓日

作業場其ノ他ヲ視察シ整理整頓ノ勵行

沖沿岸共前日同樣午前九時ヨリ作業場其ノ他ヲ廻リ使用器具類其ノ他ノ物件ノ狀態ヲ視察シ標語「ビラ」ヲ配布スルト共ニ一々注意ヲ與ヘ整理整頓ヲ勵行、之レガ慣習付ケルコトニ努ム

第五日　衞生日

衞生思想普及

沖沿岸共前日同樣ノ行動ニヨリ作業場其ノ他ニ於ケル一般ノ衞生狀態ヲ視察シ標語「ビラ」ヲ配布以テ衞生思想ノ普及ヲ圖ル

第六日　防火日

防火上ノ施設其ノ他ノ視察防火事項ノ宣傳

沖沿岸共前日ノ例ニヨリ防火上ノ施設引火發火質物件ノ取扱狀況其ノ他ヲ視察シ標語ノ「ビラ」ヲ配布シツツ防火ニ就テノ注意ヲ爲シ之レガ宣傳ニ努ム

第七日　批判反省並ニ家庭日

講演並ニ映畫會ノ開催

午後六時ヨリ横濱市中區本町横濱開港紀念會館ニ於テ沖仲仕安全協會ノ總會ヲ開キ安全運動功績者ノ表彰ヲ行ヒ引續キ講演並ニ映畫會ヲ催シ本週間第一日及第二日ノ實寫其ノ他ノ映畫等ニヨリ從業員並ニ其ノ家族ノ慰安ヲ兼ネ本趣旨ノ宣傳ヲ試ミ安全ハ家庭ヨリ又安全週間ヨリ安全習慣ヘヲ强調本運動ノ徹底ヲ圖リタルニ極メテ有効的ナル其ノ模様ヲ見受ケタルナリ

四、長野縣

長野縣に於ては十月一日より七日迄を安全週間として勞働者災害扶助關係事業場全部四四三事業場、一三、八六〇人を參加せしめたるが、其の日次計畫及び實施心得は次く如くである。實施事項に付ては後述する。

日次計畫

十月一日　整理整頓デー
十月二日　安全檢査デー
十月三日　災害豫防デー
十月四日　機器愛護デー
十月五日　衞生デー
十月六日　安全反省デー
十月七日　研究デー

實施心得

○自九月二十四日至九月三十日　準備週間

一、安全週間實施の主任者を定むること
二、安全委員又は安全係員を設くること
三、安全實施主任者、安全委員、安全係員等は安全週間實施に關し具體的實行方法を定むること
四、安全實施主任者、安全委員、安全係員等に對し徽章（マーク）腕章を支給し佩用せしむること
五、安全運動の意義災害豫防の方法等に關して講話を爲すこと
六、此の際に出來得れば活動寫眞等に依り徹底を期する方法を講ずること
七、平易に記述したる趣意書を一般に配布すること
八、實施事項を印刷し終業の際一般に配布し翌日の計畫を徹底せしめること實施事項方法及目的を掲示板等に掲示すること、但し印刷物及掲示板に依り難きものは口頭示達するも可なること
九、事業場の入口其の他の要所等に「アーチ」を設け行燈を作り、額を掲げて「安全第一」等適當なる文字を現し、安全旗を掲揚する等に依り印象を深からしむること
一〇、安全投書凾等を設けること（勞働者に自由に氣の付きたる點を申出しむること）
一一、安全運動の趣旨を徹底せしむる爲め之に關する「ポスター」圖案、感想文、標語、警句等を勞働者より懸賞募集等の方法に依り募集すること
一二、「ポスター」從業員心得、注意票標語、警句等は其の種別に依り休憩場、作業場其の他勞働者の注意を惹き易き適當なる箇所に掲示又は貼付すること
一三、最近若は過去に於て業務上死亡せる勞働者ありたる事業場にありては慰靈祭を執行すること
一四、安全祭又は安全祈願祭を執行すること
一五、安全工具の考案者、無傷病者、安全に關する功勞者を表彰すること

○十月一日　整理整頓デー

一、機械、器具、工具、車輛、材料並に事業場等の整備整頓を爲すこと
二、出入口、通路の明示及出入口、通路を必要とする箇所に之を新設すること

三、出入口、通路の防害物整理並に淸掃を行ふこと
四、不用物、廢棄物等を整理すること
五、修理、補足又は災害の豫防上必要なる材料品は急に應じ得る樣用意し置くこと
六、足場又は吊足場、棧橋、物品揚卸場所、車軌道、階段其の他墜落し易き箇所には柵圍、蓋、滑止め等適當なる災害防止裝置を整備すること
七、足場特に棧橋には滑止めを設け昇降棧橋には踊場を設け又外側には扶欄を設くること
八、材料運搬用の諸設備を整備すること
九、暗所に於て從業を爲す場合に在りては照明設備を完全にすること
一〇、危險又は注意を要する箇所には標示を設備し且つ之を有效に保持すること
一一、車輛其の他運搬用具に荷物を積むときは車體若は容器より突出し又は崩壞せざる樣注意せしむること
一二、作業狀態に依り勞働者に使用せしむる「マスク」眼鏡等の保護具を整備すること
一三、人家、道路に接近せる工事區域に在りては外部に對する災害防止設備を完全ならしむること

○十月二日　安全檢査デー

一、軌道上又は其の附近に障害物なきや檢査せしむること
二、作業開始前必ず機械、器具、工具、車輛、材料等を綿密に檢査せしむること
三、物體落下の虞ある作業場に在りては落下物體を調査せしめ充分危險物を除去せしむること
四、崩壞の虞ある場所は充分調査し其の部分の除去又は危險防止の裝置を施すこと
五、疾行運搬の設備には制動裝置の有效なりや否やを綿密檢査せしむること
六、汽車、電車、自動車、トロッコ其の他運搬の用に供する車輛を檢査し其の運轉及取扱ひに注意せしむること
七、信號裝置の設備ある作業場は信號の確否を檢査すること
八、火藥類其他危險物を取扱ふ事業場に在りては保存の安全確實なるや否やを檢査すること

○十月三日　災害豫防デー

一、避難設備を要する事業場には適當なる避難設備を爲し之を利用せしむること
二、災害發生の虞ある場所には災害防止上必要なる標識を設け災害豫防に努めしむること
三、火藥類其の他危險物を使用するものは自然發火其の他の災害豫防を講ぜしむること
四、作業上關連ある者、密集作業する者、前後上下に離れて作業する者は掛聲其の他合圖方法に依り連絡を採り危害豫防に留意せしむること
五、機械運轉又は危險作業を爲す者は從業中受持場を離るゝに際しては必ず運轉を停止したる後又は熟練者を監視に依賴ずる等の方法に依り災害豫防に努めしむること
六、電氣設備は專門家の外濫りに之を取扱はしめざること
七、電氣設備に故障又は異狀を認めたるときは直に係員に通報せしめ濫りに之に接觸せしめざること

○十月四日　機器愛護デー

一、機械、器具、工具、車輛、運搬具等の檢査、手入を行ひ之が取扱を叮嚀に爲し注油を要する部分は之を怠らしめざること
二、機械、器具、工具、車輛、運搬具等は其の目的以外に使用せしめざること
三、機械、器具、工具、車輛、運搬具等は作業終了後必ず掃除、手入を行ひ所定の置場に格納せしむること

○十月五日　衞生デー

一、居宅、事務所、事業場及機械、器具工具、運搬具、車輛等を淸潔なさしむること
二、被服は淸潔ならしめ且つ作業終了後は必ず入浴なさしむること
三、作業中の食事後は適當の休養時間を與へ疲勞の恢復を圖ること
四、便所は淸潔に爲し石灰を撒布すること
五、事業場に於ては淸水にあらざれば飮用せしめざること
六、暴飮、暴食を愼み睡眠を充分に爲す習慣を涵養すること
七、救急用具及材料は事業場の大小に應じ一箇所乃至數箇所に備置且つ其の備置場所及使用方法を勞働者に周知せしむること

○十月六日　安全反省デー

一、扶助要旨、作業規則若は心得中補遺改正すべき點あらば之を修正し作業位置又は作業場に即せるものを作成すること
二、作業場其の他に掲示せる扶助要旨、作業規則若は心得の掲示位置を考慮し適當箇所に變更又は上記の掲示なきものは之を作成し適當箇所に掲示すること
三、既往發生災害の原因及狀況を從業者に說明して反省を促し注意せしむること
四、危險箇所の標示乃至豫防裝置に對し從業者より申出しむること
五、危險作業を爲す者に對し注意を促し匡正指導すること
六、寺院に參詣する等祖先崇拜の念を高めしむること
七、講習會、講話會、修養會等を開催し從業者の精神修養に資すること

○十月七日　研究デー

一、安全委員又は安全係員が調査研究せる事項を實行に移し行はしむるも可なること
二、週間中雨天等事故の爲め完全に實施し得ざりし事を行ふこと
三、前に實施せる「デー」を選んで復習するも可なること
四、其の事業に於て特に計畫せる事項を實施し何々デーと事業の別に定めたる名稱を附するも可なること

五、山　形　縣

1、實施期間　自七月一日 至七月七日 七日間

2、參加事業　土木建築事業場四五、勞働者二、八五六人

3、實施要綱　縣に於て其の方針と大綱を定め指示す

4、安全週間趣旨徹底

警察官吏に於て爲したる回數　一二

事業主に於て爲したる回數　二五四(毎日の行事に付注意したるものを含む)

本週間實施前各地方別に事業主打合會を開催す

5、慰靈祭

週間第七日午後一時より山形市に於て勞働者災害扶助法適用事業場に於ける殉職者三十三名の慰靈祭を執行す、尙同時刻縣下勞働者は各事業場に於て一分間の默祈を爲し追悼の意を表す

6、安全委員の任命

安全委員は「安全委員」と染抜きたる腕章を附し指揮監督を爲したり

安全委員任命數　一三七

六、福　井　縣

勞働者災害扶助法適用事業場主及同安全委員等は安全運動參加の日淺きを以て一般に其の趣旨を解せざると事業の業態上工場關係者に比し研究創作の感念に乏しく當該官吏の指示警告を傾聽せるに止まりたるも實施に當つては當局の警告を遵守し安全委員の設置、工具類の檢査修繕豫防具の備付等相當の成績を擧げた。

尙左記割合に依り安全委員を任命した。

從業員五百人以上	五百人未滿	百人未滿	五十人未滿	三十人未滿	十人未滿
二〇	七	四	三	二	一

而して工場關係安全委員其の他と共に安全委員硏究會を開催したるが、事業關係の附議事項は次の如くである。

事業場ニ關スル附議事項

1、軌道ニ依ル災害防止ノ方法如何(例ヘハ前後車輛ノ距離ノ制限進行停止ノ合圖方法等)
2、高所地下作業ニ於ケル災害防止方法如何
3、揚重機起重機其ノ他機械取扱ニ於ケル災害防止方法如何

4、災害發生シタル場合原因ヲ調査探究シ全從業員ニ公表シ意見ヲ徵スル等災害原因ヲ研究ノ機關ヲ設ケテハ如何

第四　安全週間中に於ける成績概況

一　安全週間と災害率

事業場に於ける安全週間中の災害件數及び災害率に就ては全國的の報告なき爲め、單なる參考として社會局に報告されたる愛知、山梨、福井、富山、香川、愛媛の六縣に於ける成績を見るに何れも安全週間前より良好なる成績を示してゐる。

(1) 愛知縣

災害件數及災害率

	安全週間中災害 自七月一日至七月七日 件數	延從業員數	災害率（延人員一萬ニ付）	安全週間前ノ災害、調査期間 自年月日至年月日 件數	延從業員數	災害率（延人員一萬ニ付）	比較（△印ハ増）
微傷	｜	三、八三八	｜	｜	三、四九九	｜	｜
輕傷	七	右同	一八•二四	四	右同	一一•四三	△六•八一
重傷	二〇	〃	五二•一一	九	〃	二五•七二	△二六•三九
死亡	一	〃	｜	｜	〃	｜	｜
計	二七	〃	七〇•三九	一三	〃	三七•一五	△三三•二〇

(2) 山梨縣

項目／事業種別	安全週間中 自七月二十一日至七月二十七日 調査事業場數	勞働者數 男	勞働者數 女	勞働者數 計	延人員	災害件數 微傷	輕傷	重傷	死亡	計	延人員一萬人ニ對スル災害率	安全週間前 自三月一日至七月二十日 延人員	災害件數 微傷	輕傷	重傷	死亡	計	延人員一萬人ニ對スル災害率	比較増減（△印ハ増）
自動車運輸事業	三五	四〇五	一二七	五三二	三、七二四	｜	｜	｜	｜	｜	｜	七〇、七五六	｜	一	一	｜	二	〇•二八三	〇•二八三
索道事業	一	三	｜	三	二二	｜	｜	｜	｜	｜	｜	三九九	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
仲仕業	六	一七九	二	一八一	一、二六七	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二四、〇七三	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
軌道鐵道事業	二	一二六	一	一二七	八一九	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一五、五六一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
電氣事業	一九	四二四	｜	四二四	二、九六八	｜	｜	｜	｜	｜	｜	五六、三九二	｜	六	｜	一	七	一•二四一	一•二四一
土石採鑛業	二	一三八	一六	一五四	一、〇七八	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二〇、四八二	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
水道事業	二	三八	｜	三八	二六六	｜	｜	｜	｜	｜	｜	五、〇五四	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
土木事業	三三	一、〇八四	五	一、〇八九	七、六二三	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一四四•八三七	｜	三	一六	一	二〇	一•三八一	一•三八一
計	九八	二、三八七	一五一	二、五三八	一七、七六六	｜	｜	｜	｜	｜	｜	三三七•五五四	｜	一〇	一七	二	二九	〇•八五九	〇•八五九

(3) 福井縣

事業別	事業數	參加人員	週間中死傷人員 死	週間中死傷人員 傷	災害率
土石採取事業	二五	六一五	—	—	—
石切業	六	一二〇	—	—	—
公共團體ノ直營工事	八	二五〇	—	—	—
運輸事業	—	—	—	—	—
水道事業	二	一六	—	—	—
瓦斯事業	一	一三	—	—	—
電氣事業	九	三五五	—	—	—
隧道工事	一	六〇	—	—	—
建築工事	三二	一、五〇〇	—	六	〇・二五
橋梁工事	一	六〇	—	—	—
其ノ他ノ工事	一三	五〇〇	—	二	〇・二五
鐵道	六	六一八	—	—	—
乘合自動車	三八	四二〇	—	—	—
貨物自動車	五	二〇	—	—	—
沖仲仕業	二	一二〇	—	—	—
濱仲仕業	二	一七〇	—	—	—
停車場ニ於ケル貨物積卸事業	一六	五二〇	—	—	—
工場ニ於ケル貨物積卸事業	一	一〇	—	—	—
計	一六八	五、三六七	—	八	—

(4) 富山縣

事業種類＼項目	調査事業場數	安全週間中（自七月一日至七月七日）勞働者數 男	女	計	延人員	災害件數 微傷	輕傷	重傷	死亡	計	延人員一萬人ニ對スル災害率	安全週間前（自四月一日至六月三十日）延人員	災害件數 微傷	輕傷	重傷	死亡	計	延人員一萬人ニ對スル災害率	比較增減（△印ハ增）
建築工事	一	二五〇	—	二五〇	一、七五〇	四	一	—	—	五	二八・五七一	七、一八四	—	一一	一〇	—	二一	二九・二三三	△〇・六六二
橋梁工事	一	八五	一八	一〇三	七二一	—	—	一	—	一	一三・八七〇	七、〇二八	—	—	一	—	一	一・四二二	一二・四四九
公共團體直營工事	一	二一八	—	二一八	一、五二九	—	—	—	—	—	—	一三、一〇〇	—	—	一	—	一	〇・七六三	〇・七六三
沖仲仕事業	四	三二〇	—	三二〇	二、二四〇	—	—	—	—	—	—	二九、一二〇	四	一七	一一	—	三二	一〇・九八九	一〇・九八九
計	七	八七三	一八	八九一	六、二四〇	四	一	一	—	六	九・六一五	五六、四四二	四	二八	二三	—	五五	九・七四五	〇・一三〇

(5) 香川縣

災害件數及災害率

	安全週間中災害（自七月一日至七月七日）件數	延從業員數	災害率	安全週間前ノ災害、調査期間（自年月日至年月日）件數	延從業員數	災害率	比較
微傷	二	一八、二一六	延人員一萬ニ付一・〇一	三	二五、八四四	延人員一萬ニ付〇、七七	減〇・三九
輕傷	—	右同	〃	—	右同	〃	—
重傷	—	〃	〃	—	〃	〃	—
死亡	—	〃	〃	—	〃	〃	—
計	二	〃	一・一〇	三	〃	〇・七七	〃〇・三九

（6）愛媛縣

勞働者災害扶助法及勞働者災害扶助責任保險法適用事業災害調査

事業種類＼項目	安全週間中（自七月一日至七月七日）調査事業場數	勞働者數 男	勞働者數 女	勞働者數 計	延人員	災害件數 微傷	災害件數 輕傷	災害件數 重傷	災害件數 死亡	災害件數 計	延人員一萬人ニ對スル災害率	安全週間前（自六月一日至六月七日）延人員	災害件數 微傷	災害件數 輕傷	災害件數 重傷	災害件數 死亡	災害件數 計	延人員一萬人ニ對スル災害率	比較増減（△印ハ増）
土木建築工事	一九（三二）	四七九（一六一六）	一九五（四〇）	六七四（一六五六）	四三三九（一、一〇〇九）	（三）	—	—	一	一（三）	二・三一〇（二・七二五）	四一九一（三六四八）	（八）	一（二）	—	—	一（一〇）	二・三八六（二七・四二七）	〇・〇七六（二四・七〇二）
土石採取事業	一六	八六九	七九	九四八	六〇七五	—	—	—	—	—	—	六〇三三	—	—	—	—	—	—	—
貨物積卸事業	一〇	二二	—	二二	一四七九	—	—	—	—	—	—	一四九二	—	—	—	—	—	—	—
交通運輸事業	三三	一、一三三	二七	一、一五九	八一〇六	一	一	—	—	二	二・四六七	八〇七八	—	—	—	—	—	—	△二・四六七
軌道ニ依ル運輸事業	一	七	—	七	四九	—	—	—	—	—	四九	—	—	—	—	—	—	—	—
索道ニ依ル運輸事業	二	九	—	九	六三	—	—	—	—	—	六三	—	—	—	—	—	—	—	—
埋立事業	一	一〇〇	—	一〇〇	七〇〇	—	一	—	—	一	一四・二八六	五二〇	—	一	—	—	一	一九・二三一	四・九四五
隧道工事	（三）	（一三九五）	（三八）	（一四三三）	（三、二三三）	（二）	（三）	（一）	—	（五）	（一五・四六六）	（三〇四八）	（二）	（三）	—	—	（五）	（一六・四〇四）	（〇・九三八）
市町村ノ直營工事	一	一四〇	一〇	一五〇	一、〇五〇	—	—	—	—	—	—	一、〇五〇	—	—	—	—	—	—	—
自動車運送事業	一	一〇	—	一〇	七〇	—	—	—	—	—	—	七〇	—	—	—	—	—	—	—
計	一九六（三五）	二九五七（三〇一二）	三二一（八七）	三二六八（三〇八九）	二、一九二四（一四二四二）	一（五）	二（三）	—（一）	一	四（八）	一・八二五（五・六一七）	二二五四五（六六九四）	—（一〇）	二（五）	—	—	二（一五）	〇・九二八（二二・四〇八）	△〇・八九七（一六・七九一）

備考　表中括弧内ハ勞災扶助責任保險法ニ依リ保險ニ加入セルモノヲ示ス

二　事業場に於ける施設事項

事業場に於ける施設事項は工場に於けるものと其の性質を異にするも、安全週間を機會に此種施設をなしたる事業場の狀態を社會局に報告ありたるは、長野、福井、香川の三縣であつて、其の狀況は次の通りである、

（1）長　野　縣

勞働者災害扶助法關係事業場の部

實施事項	
準備週間中	

ポスター從業員心得等ノ貼付ヲナシタルモノ	三二
實施主任ヲ選任シタルモノ	二一
「マーク」腕章ノ佩用ヲナサシメタルモノ	二〇
標語ノ掲示ヲナシタルモノ	七
安全旗ノ掲揚ヲナシタルモノ	七
安全運動ノ説明及講演ヲナシタルモノ	四
整理整頓デー	
車輛ノ檢査注油ヲナシタルモノ	九
荷物ノ積卸ノ注意ヲナシタルモノ	三
作業場ノ整理整頓ヲナシタルモノ	九
防害物ノ除去ヲナシタルモノ	四
不用物ノ廢棄ヲナシタルモノ	三
車庫ノ掃除ヲナシタルモノ	三
安全檢査デー	
活動寫眞ヲ觀覽セシメタルモノ	三
火藥置場ノ檢査ヲナシタルモノ	六

諸工具ノ檢査修理ヲナシタルモノ	一六
車輛ノ檢査ヲナシタルモノ	四
災害豫防デー	
落石ノ場合ノ避難方法ヲ教ヘタルモノ	二一
災害豫防ノ標示ヲナシタルモノ	二
衛生デー	
便所、居宅ノ掃除ヲナシタルモノ	一六
應急藥品ノ備付ケヲナシタルモノ	七
休憩場ノ掃除ヲナシタルモノ	二
暴飲暴食ヲ戒メタルモノ	五
作業衣トノ着換ヲ命ジタルモノ	二
機械器具デー	
整理整頓ヲナシタルモノ	五
各部ノ檢査手入ヲナシタルモノ	八
破損ケ所ノ修理ヲナシタルモノ	八

車體ノ檢査手入ヲナシタルモノ	五
變電器ノ掃除手入ヲナシタルモノ	三
工具ノ手入ヲナシタルモノ	三
安全反省デー	
火藥點火ノ際ノ注意ヲナシタルモノ	五
作業場ノ危險防止ヲナシタルモノ	三
研究デー	
落石防止ノ方法ヲ討議シタルモノ	八
火藥使用時ノ研究ヲナシタルモノ	六
清潔整頓デー	
押入棚等ノ掃除ヲナシタルモノ	二
電動機、倉庫等ノ掃除ヲナシタルモノ	三
規律緊張デー	
非常時時ノ連絡方法ヲ討議シタルモノ	二

（2）福井縣

安全週間中の施設改善事項を事業別に示せば次の如くである。

事業別	事業場數	施設改善事項	
土石採取事業	二五	救急用具新設セルモノ	二五
		保護眼鏡設備	二〇
石切業	六	安全委員設置	
瓦斯事業	一	安全委員設置、救急箱新設	一
電氣事業	九	同右	一
建築工事	三二	自製ポスター掲示 安全委員設置 災害防止映畫ノ觀覽	
其ノ他ノ工事	一三	安全委員設置	
鐵道	六	同	
乘合自動車	三八	同	
貨物自動車	五	同	
沖仲仕業	二	同	
濱仲仕業	二	同	
停車場ニ於ケル貨物積卸ノ事業	一六	同	

（3）香川縣

事業場ニ於ケル施設事項（安全週間ノ機會ニ於テ新設又ハ改善シタルモノ）

第一　危害豫防施設

施設事項	新設個數又ハ件數	修理又ハ改善個數又ハ件數
1、原動機又ハ動力傳導等装置ノ柵圍又ハ被覆（工場危害豫防及衛生規則第二條）	一	二
2、運轉開始又ハ停止ノ合圖装置（同　第九條）		一
3、機械ノ動力輪又ハ齒輪ノ被覆又ハ柵圍（同　第十條）	二	一
4、其ノ他ノ機械ノ急停止装置（同　第十二條）	一	
5、作業場所ニ於ケル墜落防止柵圍又ハ覆蓋（同　第十五條）	四	七
6、危險箇所ノ標示（同　第十八條）	二三	一三
7、其ノ他危害豫防施設	一	一七

第二　火災及爆發等ノ豫防及避難施設

施設事項	新設件數	修理又ハ改善件數
1、爆發性、發火性又ハ引火性料品ノ置場容器ノ危害豫防措置（工場危害豫防及衛生規則第二十一及二十六條）		二
2、油浸ボロノ處理施設（同　第二十二條）		五
3、危險箇所ニ立入禁止ノ標識（同　第二十七號）	五	五
4、其ノ他防火、消火設備	二	六

第三　服裝及保護具ノ施設

施設事項	新設又ハ取替個數	修理又ハ改善個數
1、危害防止ノ作業服又ハ帽子（工場危害豫防及衛生規則第十四條）		一
2、マスク又ハ呼吸器（同　前　條）		二

第四　衛生設備

施設事項	新設又ハ増設件數	改善又ハ修理件數
1、瓦斯蒸氣又ハ粉塵ヲ發散スル場所ノ排出又ハ密閉其他ノ措置（工場危害豫防及衛生規則第二十六條）	一	一
2、食堂、洗面装置、飲料水供給等（同　第二十九條）	一	
3、救急函及救急材料用具（同　第三十二條）	一一	二六
4、其ノ他衛生施設	六	一五

第五　其ノ他ノ一般的施設

施設事項	件數
1、各種訓練（安全ナル作業方法、避難演習、消防演習等）	四
2、安全委員會ノ設置	二

3、安全係、衛生係等ノ設置	一九
4、講演、訓話、活動寫眞會等ノ開催	三九
5、宣傳物ノ貼付又ハ配付（全國又ハ府縣ニ於テ製作シタルモノ以外）	五〇
6、其ノ他	七

第五　優良事業場及従業員の表彰

本年度安全週間施行に際し、參加事業場中安全運動に就き成績優良なるものとして府縣より表彰方推薦し來れる事業場中、適當なるものとして當協會總裁より褒狀を授與したるは、左記の如くである。

大阪府　株式會社大林組建築事業場

岡山縣　三石礦山株式會社

尚優良從業員として表彰されたるものは皆無であつた。

優良事業場に於ける安全運動の概況は省略するも、各事業場に於ては各々獨自の計畫の下に安全運動を實行して頗る優秀なる成績を收めることを得た。

第六　結　語

勞働者災害扶助法及同責任保險適用事業場に於ける安全週間實施狀況並其の成績は大體以上の通であつた。

工場法適用工場に於ける安全週間に比較して、施行狀況並其の成績に於て遠く及ばざるは、事業場にありては第三回目の安全週間ではあり、且つ其の性質及び目的上よりして工場のそれの如き統制を得難き憾ひある爲めと、趣旨宣傳が普及徹底せず、切角日次計畫を樹立しても實施困難なる結果に依るものと認めらる。以上の如き多くの困難あるにも拘らず、參加事業主及び從業員の熱心なる活動により逐年進歩發展の跡著しきは、安全運動の將來の爲め換言すれば勞働者の福利增進上最も欣快とするところである。

以　上

昭和十年六月二十五日印刷
昭和十年六月二十八日發行

不許複製

定價金五拾錢

發行者　財團法人　產業福利協會
代表者　蒲生俊文
印刷人　杉田彌太郎
印刷所　東京市麴町區麴町五丁目　杉田屋印刷所

發行所　財團法人　產業福利協會
東京市麴町區外櫻田町社會局內
電話銀座四、四一四番
振替口座東京七四四四七番